

913.45  
U74  
⑦

複製



始





713.45  
U74

梅澤和軒著

蕭治版本  
正妙印本



平家物語評釋

大正  
12.6.28  
内交

東京共益社出版部藏版





傳 平 清 盛 像 (六波羅密寺藏)



華之裏證中道未晚先利  
 物於舊栢素梓之洞能至善  
 提引導法界今日之願首  
 趣如斯乃至福業所單迴施  
 不限敬白

長寬二年九月 日本志行攝關藤原清敏

清盛願書末文

弟子清敏敬白夫以類繁風  
 芳自混於陀利華之露潢  
 汚水絮逆歸陸染若海之  
 波和光同塵不具然乎伏惟  
 安藝國伴都伎場大明神名  
 載常篇禮存恒由一區極孤  
 洲之叢薛四面臨巨海之渺茫  
 謂其靈勝則如雲蓬露葉之  
 在乳坤之外謂其締構之省全  
 殿玉樓之碎混聞之聞凡厥靈  
 驗威神言語道斷者也於是  
 弟子本有日緣專致欽仰利  
 生揚焉久保家門之福練夢

(藏社神島野)

清盛願書



禮園精舍  
 禮園精舍の奉請の事  
 の事有沙羅樹の花も  
 の理りを羅也 壽考者  
 唯春の夜の月の如し  
 七夜備し風の音の  
 朝を訪ふ茶の趣は漢の王莽

(楠美氏藏)

前田流小秘事

吾方漢語欽感以張遠所  
 生家終之物生く家高交脱  
 唱大宅花子且息字焚燒  
 夜に候今以法を拜見く若  
 不依法に哀患に候法に佛  
 阿羅芥末不火法十不日  
 今時夜更火の夜投遠飛  
 又兼多同封奉登止注雨  
 候に候備言世古今火衣  
 若最満序而眉向白毫殊  
 今最遠海余礼に諸夫八  
 法に候法に候法に候法

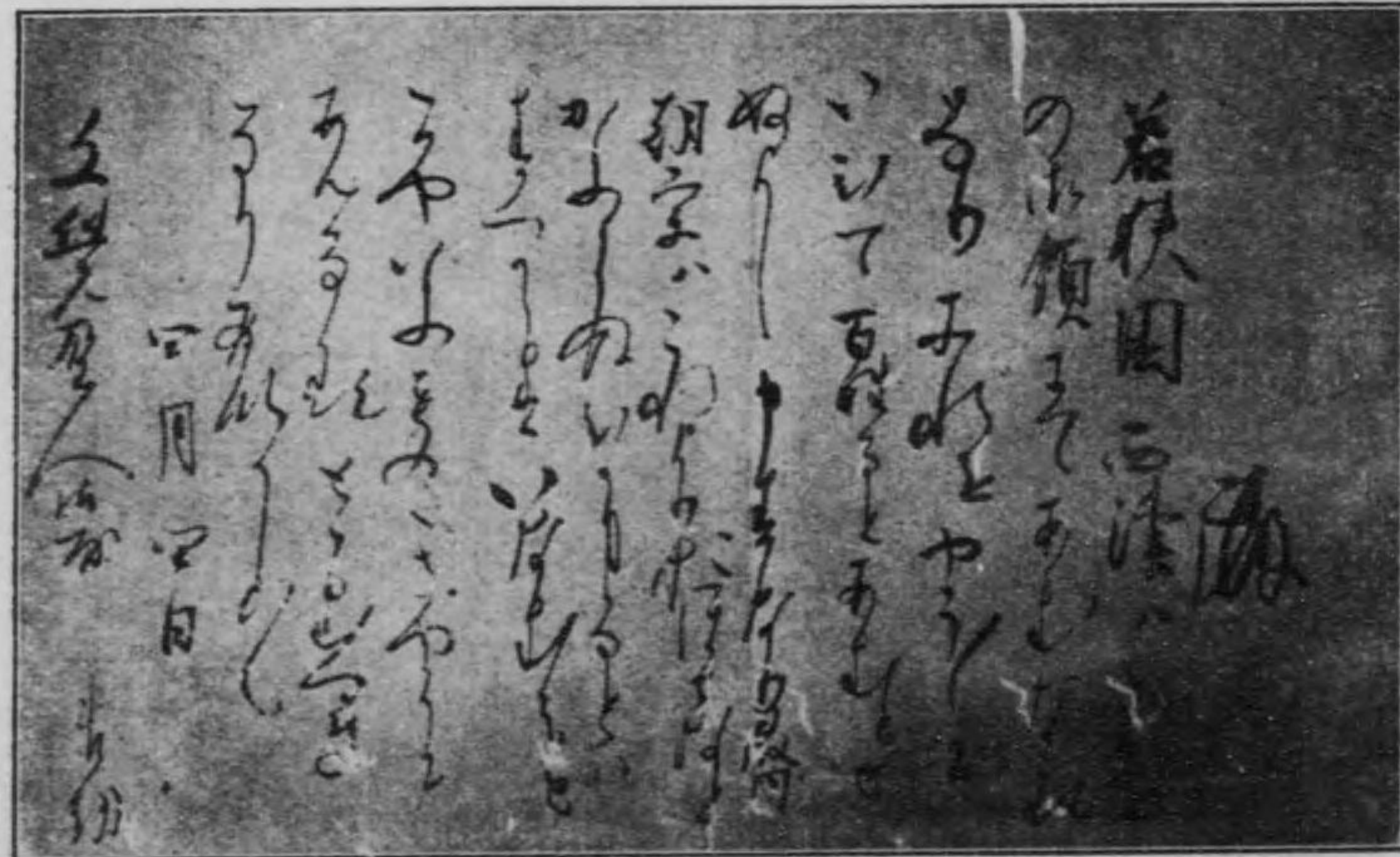
涅槃講式





(神護寺藏)

源賴朝肖像



(神護寺藏)

源賴朝書



913.45

U74

(9)

序

明治天皇の偉業は平家物語の結論なり、我朝 神明傳統萬世一系にして天壤と共に無窮なり。而も時に盛衰なき能はず、武門權を專にしてより七百年一朝文明東漸の激浪八洲を震撼するや、將軍政柄を奉還し王政復古しき。夫れ人臣にして一天四海を掌中に握り、帝闕も仙洞も及ばぬ榮華を極めしは、六波羅の入道前の太政大臣平清盛にあらずや、清盛は實に近世史の創造者なり。而して居ながら征夷將軍の院宣を受け、受領神のつきたるは源賴朝にあらずや。然かりしより以來、政柄武門に歸し天子は只虚器を擁し給ふのみなりき。先帝は不世出の英主なり、國歩難艱の裏遂に金甌無缺の聖代を顯現し給へり、果して然らば 先帝一代の御事業は平家物語の結論にあらずや。

此の故に平家物語と明治物語とを對照すれば興味津々として湧き來るを覺ゆ。「大石を重ねあげ大木を伐りて逆茂木に引き深き所には大船どもをそばだ

342-245



て、搔楯にかき城の面の高櫓には四國鎮西の兵ども甲冑弓箭を帶して、雲霞の如くに並み』たる一の谷と、鐵條網を張り機關砲を備へたる難攻不落の旅順の堅砦とを比べ見よ。日本一の剛の者が唯主従二騎に討殘されて日頃は何共覺えぬ着長を俄に重う覺え、哀れ粟津が原の露と消えたる木曾義仲と『名譽ある退却』を爲したるクロバトキンとを比べ見よ。『軍は左様に狩漁などの様に足立の善からう方へは向はう、悪からう方へは向はじなど候はんには軍に勝事はよも候はじ、幾度にも候へ強からん方へは教經承つて罷り向ひ候べし。一方打破つて進らせ候はん御心安う思召され候ふべし』と申したる平家第一の勇士能登守教經と。一度は名將マカロフをも討ち取り旅順艦隊を全滅し、更にバルチック艦隊を迎撃したる東郷大將とを比べ見よ。嘗て先帝に咫尺して闕下に伏奏し、敵艦打破の方策を言上したる大將の心事は、又方に教經の心事にあらずや。都大路を引廻され、鎌倉までも下向せる宗盛と露國の囚人とを比べ見よ。弓矢は銃砲と爲り龍頭鶴首は巨砲と化し、武器の進

歩は同日の談にあらざれども、今日軍人の精神たる武士道の精華は悉く一卷の平家物語に存す。平家物語は實に武士道の金科たり玉條たり、若し夫醇忠至誠の乃木大將に至りては之れと對照すべき武將なし、止むなくんば、燈籠の大臣重盛か、至心君國の大義を説き、或は半夜家人を召集し以て清盛の暴横を教訓せる或は熊野に詣うて、肝膽を摧き或は醫道の陵遲と國辱とを案じ、異朝浮遊の名醫を斥けたる、小松の大臣が日本主義と、山鹿流の哲學に私淑して先帝に殉じ中朝事實を皇太子に獻上せる乃木大將とを比べ見よ。武勇の度こそたがへ全く同型の武士にあらずや。國に諫むる臣あれば其の國必ず安しと云ふなり。更に女性の殉死上より見るも、平家の一門には小宰相あり。春の夜の月も雲井に傾きて霞める空の明るる頃盡きぬ名殘を惜みつゝ、故三位殿の着長一領残りたるを引き纏ひ海に沈みけり、纏綿たるかな鴛鴦情、昔より夫に後るゝ多しと雖も様を替ふるは常の習身を投ぐるまでは有難き例なり。されば時の人も貞女は一夫に見えずとは箇様の事をや申すべきとはめ



稱へしなるに、之れを乃木夫人の殉死と比べ見よ、夫人の殉死は更に複雑にして、又更に神々しき最後なりき。或は波の底にこそ極樂淨土は候ふなれとて幼帝に殉じ奉りたる二位の尼若くは木曾に殉ぜる巴御前と比べ見よ。平家物語は女性殉死史上より見るも亦興味ある讀物なり。されば平家物語は之れを史乘とも見るべく、歴史小説とも見るべく、はた琵琶としても聽くべし。則ち平家物語は史學たり、文學たり、又音樂たり。而して女性殉死の龜鑑たり又武士道の精華たるなり。

武士道一轉せば紳士道とならん、軍人は武士道を、市民は紳士道を理想として大正新人たらざるべからず。誰か謂ふ『日本は新に生れたり、されど理想を見出さざりき』と、大日本帝國の理想は建國創業の秋既に己に宣言せられたるを見ずや。六合を被ひ八荒を併呑し宇内を平定して四海に君臨する、是れ實に建國以來の理想たり皇謨たり。夫れ五日風枝を鳴らず十旬の雨塊を破らず四夷首帖を解き八蠻筐物を捧げ草木も靡き飛ぶ鳥も從ひ奉る。かゝる聖代

を顯現せんとするは是れ大日本の使命にして而も大正人の理想なり。磐眼先生乞ふ言を休めよ日本に理想なしと。天に光榮あれ地に平和あれ、而して世界的寶祚は天壤と無窮なれ、世豈に此れ以上の理想あらんや。近頃外人の悲觀説に雷同して猥りに日本の衰運を説くものあり。如今東洋の風雲は暗澹たり、新に生れたる日本は何れの日か其の理想を顯現するの秋なからんや。『平和的世界統一』此れ實に新日本の大理想にあらずや。誰かタイムスの記者に附和して Heroic age の去れるを喋々するものぞ、大正の未來は More heroic にして、More brilliant たるを見ずや。

案ずるに平家物語は諸行の無常を説くと同時に常住不變なるものをも説きたり。盛者の必衰を明らかにすると同時に衰者の必盛をも明らかにせり。盛衰は機なり能く史を讀む者獨り治亂興亡と榮枯盛衰とを大觀すべし。斯の如きは活眼なる史家なり政事家なり達人なり。大正の未來豈に這般の人士——國家の柱石と干城と——なからんや。些か時論に激する處あり書して序と爲



す。終りに一言すべきは本書は萩野檢校が十數年を費して校訂せる平家正節に據りたるものなる事是れなり、正節に關しては解題を見よ。

和軒外史

平家正節序

古之學者從師而學、今之學者耻學於師。夫師者所以受術業解疑惑者也、人不可無師、不從師何解疑惑哉。平曲之行於世也、蓋二百有餘年而至於今從師而學。若古之學者從師而學、世人雖鄙平曲、師道不廢、學者猶不可及矣。先生姓萩野、名知一、藝陽人也。幼而失明、常嗜醫、有餘力則賦詩誦歌、富于風月才矣。寶曆三年癸戌、二十三而出藝陽遊京師。是時京師前田平曲漸衰、寺尾勾當者獨傳之、然衰年多病、前田平曲將廢、總檢校職憂矣。其徒請使先生繼其傳、於是始從寺尾勾當而學之、三年而業已成。雖然未傳大小之秘事、而寺尾勾當死矣。有河瀨檢校者、秦野平曲悉傳之、於是又從河瀨檢校、而寶曆九年己卯。傳小秘、同十年庚辰傳大秘、而所以悉成也。蓋嘗以業蒙閑院宮妙法院宮青蓮院宮聖護院宮九條公一條公之延接、弟子益進、授小秘者二人、授大秘者二人、而河瀨死後、秦野平曲失其傳。於是、先生溫故起



廢、遂明秦野之業、而授石塚檢校者、自後不失其傳、其功大如此矣。明和七年庚寅、詣勢州大神宮、歸程來府下、教誨數日、而歸京師、府下慕尚者繼踵而起、希使先生來留府下、其情懇懇不獲辭、遂托京師門人於其弟子小島勾當者、同八年辛卯、來住府下、以業見。

國君、弟子愈進。余謂、凡出乎口而爲聲、金石絲竹匏土革木、擊之而爲聲、皆人之制作。而其音不平者也。水浪草木怒動而爲聲、衆竅倚風而爲聲、皆自然之道、而其音平者也。雖然先生爲平曲也、若水浪草木怒動而爲聲、鼓琵琶也、若衆竅倚風而唱喁官商、千變萬化、而各得其平、可謂天然而已矣。蓋平曲之傳、往々口授弟子、而無爲書、故至後世、文章固有誤脫、曲節殆似崩、於是、先生改補其誤脫、改正曲節、遂著此書、名曰平家正節、將千載之後、使論說無惑。余從先生之言、而聊執筆記之、其昭々明矣。余嘗好平曲、有年不厭。雖然其傳區々、今師弟子必不同疑、又有文章曲節錯誤、其本不一、多岐路亡羊者也、惑愈甚矣。今從先生而學之、漸得解其疑惑矣。以此觀之、人

不可無師、不從師何解疑惑哉。先生退職則歸洛不可知、雖然以此書爲師、學之而不可已、則卒可解疑惑也、勉而忽怠云爾。

安永丙申夏六月

丹羽敬仲



# 解題

## 第一 平曲の音樂觀

### 緒言

平家物語は、音符を附け、琵琶に合せて語りたる聲樂の譜本なり。本來は音樂本なりしが、後世音符を取去り、單に讀本として刊行せられたるより、流布本には、何れも音符なきを以て、徳川時代には、知名の學者すらも、音樂としての平家物語を研究せる者稀なり。されば明治の國文學者も、其の音樂本なることを自覺せず、随つて音樂的精研は夢にだも企及せざりき。而して平家物語の音樂本なることを道破し、音樂的研究の急務を主張したるは館山翁なり。翁の功勞や偉大なりと云ふべし。平家物語は語本なり、語本は土臺にして、讀本は末なり、されば語本を知らずして、平家物語を論ずるは、謠曲淨瑠璃等の語本を見ずして、謠曲瑠璃淨瑠璃を談するが如し。一掃的概觀を下さんとする者に取りては、片々たる活字本にても、或は目的に到達するを得べし、而も言語學的、音樂的、史學的、純文學的研究を試みんとする者は、必ずや一度は溯源して語本を精讀せざるべからず。然るに平家物



語は、其の創曲の當時よりして、盲人の業に委せられ、學術的研究は試みられずして、永く年所を経來れり。是れ余が斯界の先驅となりて、平曲の音樂觀を略叙し、後人の精査を待つ所以なり。見ん人之れを諒せよ。

## 二 聲明 大觀

平曲は聲明より出づ。王朝に傳來せる聲明に二種あり、一は天台の聲明にして、他は眞言の聲明なり。聲明は印度學術の一科たり、印度に五明あり、聲明、醫方明、因明、工巧明、内明是れなり。聲明は支那に渡りて梵唄と稱しき。唄とは唄匿の義、譯して贊歎といふ、佛教の讚美歌なり。

三代格、仁明帝承和二年正月二十三日の太政官符に據れば、空海の奏言にて、眞言宗年分者三人を度することゝなしぬ、其内聲明業一人とあり。此は梵字眞言大佛頂及隨求等陀羅尼を書誦せる者にて、悉曇と聲明との研究を兼ねしめたるものなるべし。

聲明の組織は五音三重譜を作り音の高下十二位を分ち一越、雙調、黃鐘、平調、盤渉の五調子を根本と定め、之に呂律中曲變音の四曲の變化を立て。此の四曲に依て由の性質を定む。此の五音五調子は密教の五大五智と配し、呂律を金胎となし中曲を不二の曲とし、此の重々の變化に依つて聞くとなす。故に此等の秘曲は皆大日より嫡々相承し龍明菩薩が南天の鐵塔を開きたるも、此の聲明によると爲す。大師が請求録に「梵字梵讚問々之を學す」と記して其の相承を明にす。(密教辭林)

抑も聲明には四様式あり。佛號を朗誦する一なり。梵號を朗誦する二なり。經文を誦誦する三なり。偈文即伽陀を誦誦する四なり。而して聲明發達の順序も亦かゝりしならん。佛名を朗誦することは、奈良朝寶龜年間頃より始まり、平安朝に至りて、大同頃の人なる勤操といふ者、最も聲明に長じ、天長四年、七十四にて寂しき。同七年よりして、宮中の佛名會行はれ、道昌僧都導師たり、師は貞觀十七年七十八にて寂しき。道昌の外に靜安、相應あり、前者は承和頃の人、後者は延喜十八年八十八の高齡にて寂しき、共に佛名會の導師として嘖々たる名聲ありき。後梵語の佛名を朗誦すること起れり、弘法の弟子眞雅は最も有名なりき、元慶三年七十五にて寂しき。去程に梵漢二様の佛名朗誦は、非常に流行し、承和十三年、勅して五畿七道の諸國に、毎年十二月十五六七日の三晝夜、之れを舉行せしめき。後二壽三年、佛名會の日を改正し、毎年十二月十九日より、二十一日までの三晝夜舉行することゝなしき。

佛名朗誦に次いで起りしは、經文偈文の誦誦なり。聲明の成立せるは、雅樂に合せて經文偈文を誦誦せるに因りてなり。承和十四年、天台宗の名僧慈覺大師、唐より歸朝し、翌年即嘉祥元年、常行三昧堂を叡山に建立して、引聲念佛を事としき。此は阿彌陀經に節を附けて誦誦せる者にて、後の淨土教の濫觴たり。慈覺大師は、支那五臺山より聲明を傳來せるものなり。大師より圓珍(寛平二年寂)相應淨藏(三善清行の子康保元年寂年七十四)、良源(永觀三年寂年七十四)、源信(寛仁元年寂年七十六)、



寛誓、懐空、尋誓等を経て、良忍上人に及べり。良忍上人は聖應大師にて、聲明中興の達人なり、良忍と同時に尋宴、西の二家あり共に斯道の達人なり。

眞言宗の聲明は、弘法大師(承和二年寂年六十二)の弟子眞雅より始まる、眞雅は斯道の名家なり。其の弟子眞照(寛平三年寂)より、源仁(仁和三年寂)、益信(延喜六年寂年八十)、寛空(天祿三年寂年八十九)等に傳へ、寛朝(長徳四年寂年八十四)に至つて大成せり。寛朝は聲明の達人にして、般若經の理趣分に音符を附し、眞言聲明の開祖と稱せらる。

去程に良忍上人は、融通念佛の一派を開き、都鄙かくれなき聲明の名人なりしかば、上人の頃は、聲明道全盛の時期なり、上人大原に大原山來迎院を建立して魚山と號す今三千院と稱す。聲明の本山なり。上人は崇徳天皇の天承二年に寂しき。さて天台の聲明は、前にも言へる如く常行堂より流れ出で、二派と爲りぬ、一は良忍の大原流にして、他は尋宴の萱尾流是れなり。尋宴は叡山の東谷下禪林房の堂僧、良忍も嘗て師事して長谷供養文を傳授せられきと謂はる。尋宴後無動寺の麓なる萱尾に卜居せるを以て、其の派を萱尾流と謂ひしなり、されど此の流斷絶して大原流のみ盛に行はれき。

良忍より多武峰の堯運房頼澄、法勝寺の叡泉房、小上野家寛、淨蓮房覺應等に傳ふ。就中家寛の一門最も盛大にして、殆んど大原流の聲明を大成せり。門下に相模房(行家)慈心房等あり。前者の門に蓮界房淨心あり、後者の門より蓮入房湛智出づ。二人正統を争ふ。二人の弟子光覺と容禪とも、亦正

統を争ひたり、案するに光覺は保守派にして、容禪は革新派なり。萱尾氏の聲明談參照

かゝりし程に眞言の聲明は、良忍上人の頃仁和寺の二世に覺性法親王あり、久安中仁和寺大聖院の御所に、諸流の聲明家十五人を會し、七十三日間研究して、異同を修し、之れを四流と爲しき。菩提院流、能覺の西方院流醍醐寺の定遍流、觀驗の進流、進流は宗觀に出づ、宗觀は大進上人と謂ひたれば、進流とも云ふ高野山あたりは進流なり。而して魚山、菴芥抄に云ふ、

昔久安年中、金剛乘院御室覺性法親王御興行依、於仁和寺大聖院御所、七十三箇日之間、聲明御談合、頌徳十五人、皆進上人弟子、餘流聲明不爾。進流、相應院流、西酉様トテ名字ヲ付定ルコト、依ニ其流博士曲節性相分定事久安談合時定之、彼十五人中、流々法燈撰出セラル、源流司弘通人四人

金剛乘院本相應院司弘通菩提院聲明是也。

能覺法印新相應院司弘之此西方院流云也。

彼四人

權僧正定遍西酉聲明是也。

觀驗上人進流聲明是也觀驗上人進上人御弟子也。

かくて法念上人出で、念佛爲本の法幢を懸くるや、往生禮贊に音節を附して吟詠せるを以て、念佛大に流行し、俗男俗女亦之れを口にせるより、聲明は隆盛になり、同時に俗化し、音節も錯亂せしかども、佛教音樂を普及せしめ、我國民樂の淵源を爲しき。平曲以前に説教あり、説教は通憲に始まる、



辨舌花やかに符を附けて演じたりと云ふ。新樂勃興の種子は、既に已に良忍法念等に因りて傳播せられ下種せられたり、百卉發萌し、萬花將に葩かんとす。此の氣運に乗じ、聲明と雅樂とに依りて、新に創作せられたる者は、實に我が國、民樂の母樂たる平曲なりとす。

### 三 聲明の種類

天台の聲明にて、普通に使用する譜本は、六卷帖なり。六卷帖とは何ぞ、曰はく兩界、四箇法要、切音、唄、灌中音、普賢行願是れなり。兩界は胎金兩界の法要にして、數曲あり、前後に雅樂の奏樂入りて、古は盛儀たりき。堂前に舞樂を供ふ、祈願又は追福に用ふ。多く眞言行の法要に用ひらる。

四箇法要とは、梵唄、散花、梵音、錫杖を云ふ。梵音を諷朗するを梵音衆、錫杖を振るを錫杖衆と云ふ。唄師梵音衆錫杖衆等は聲明家なり。唄師梵音衆は、佛說歎の偈文を奏節し、錫杖衆は錫杖を振つて拍子を取る者なり、就中九條錫杖を以て秘傳と爲す。枕草子にも、九條錫杖を尊き物の一つに數へき。さて四箇法要は、法華八講又は法華三昧など、法華經を講ずる時に行ふ、顯行の法要なり。切音は、眞言の法要に用ふ、祈願又は追福、施餓鬼などに使用する者にして、錫杖を振る者なり。唄は聲明の秘曲なり、顯秘兩用にして、出家得度の折にも用ふ。灌中音は灌頂の時に限りて用ひらるゝものにして、鏡鈸を使用する所あり。普賢行願は、一曲のみありて、高貴の人の密灌に入る時用ひらる。

眞言の聲明には、魚山芥、四座法則、四座講式、說艸、大般若法則、祭文並表白、乞戒聲明、阿闍梨聲明等あり。四座とは、舍利、遺迹、涅槃、羅漢の四座を云ふ。二月十五日の常樂會の時行ふものなり。說草とは冬の報恩講の時に用ふ、此の時難勢と答者とありて論議す、論議は七日間あり、初の五日は準備にして六七日は本式なり。此の論議の中に說草を諷誦すといふ。大般若法則は大般若の時、祭文表白は祭葬時に、阿闍梨聲明は阿闍梨灌頂の時に用ふ。

### 四 聲明の音樂觀

聲明音樂の大觀は、魚山薑芥抄に盡く、此の書は、天台眞言共通(博士は違ふ)にて、二宗聲明の教科書とも謂ふべき者なり。今此の書の内容を調査して、聲明と雅樂との關係に及ばんとす。

薑芥抄は上下二卷より成り。上卷には三禮如來唄、云何唄、出家唄、散華、大日、釋、阿彌陀。梵音錫杖、九條錫杖對揚。最勝講、大般若、法華經、仁王經。五悔、五大願、胎藏界、金剛界。勸請、後夜偈、勸請入句。理趣經、金剛手言、合殺回向、禮懺文等あり。下卷には四智梵語、大日讚、不動讚、四智漢語。佛讚、文珠、吉慶漢語、吉慶梵語。阿彌陀讚、四波羅蜜、金剛薩埵、金剛寶、金剛法、金剛業。佛名教化等あり。以上何れも音律を附してあり。例へば散華は一越調反音曲にして、云何唄も一越微音。梵音は唯律盤涉調にして錫杖は唯律盤涉調。九條錫杖は平調唯律曲なり。對揚は唯律盤涉















右の例を以て知るべし。平曲中琵琶にて調子を取る曲名を擧ぐれば左の如し。

**口説** (正口説、詞折口説、位口説、艶口説)

口説は詞なり下音に語る、琵琶の二の「ゆり」の調子なり。

下ゲ(半下ゲ、強下、半強下、長下、長強下)

**素聲** 琵琶の上柱にて語る。

**初重** 節の下音なり、ビワの中ゆりにて語る。

重初重

呂、下音中の至難なり。

初重呂、呂にて初呂の節を語る。

**中音** 節なり、ビワの三の敲にて語る、此の節に一の聲、二の聲中ゆりあり。

(節物、拾物、)

初重中音

**三重** ビワの四のカンにて語る、上音なり、ユリ四つなり。

走り三重

下り、三重の次に語る中音、

**折聲** 三重の少し下音なり、節の處々節つけて語る、ビワの四のカンより三の敲きの下四五の柱の間にて調子を取るなり。

**指聲** 折聲の下音、指聲は大方ビワを弾ぬはよし、調子を取らば三の敲きを左の手にて軽く押して試みるなり。

上歌、下歌

上歌、下歌

曲歌、強聲、調子はビワの三の敲きの下四五の柱の間にてとる。

**拾** 三の敲にて語る、口説の上音、又中音の音聲にて語る。

拾下ゲ、

下音、口説初重の音に同じビワ口説撥なり。

上音、音曲、音曲呂、中音吟、散し讀物(上音下音)

今様説色部掛り。

平家琵琶の調絃法に、四の糸轆鏡とあり、是れは唱歌の嬰イ變ロに當る。四の糸盤涉とあるは、ロ律に當り、神仙とあるはハ律に當り、上無は嬰ハ變ニに當る。かく前の對照表に據つて、平家の調絃法を知るべく、又平家の曲名を近代的に改正するを得んか。



## 六 平家の譜記

平家は天台の聲明より出づとは、古來より言傳へたる所なれども、先年東京音樂學校にて、京都より天台の聲明家を聘して語らしめたることありき。然るに館山翁の聽ける所にては、平曲に似ざりきと。或は眞言の聲明に似たりと云ふあり。因りて眞言の聲明と對照研究せんとして、今年二月下旬音羽護國寺にて、小野塚僧正と談合し、三月上旬更に金乘院に會合を催す。此の日來會せるは、館山夫妻と中村氏と余となり。館山氏は木曾願書、灌頂を始めとし、種々の平曲を數節づゝ語り、小野塚氏も、魚山薑芥抄より、涅槃講式表白等を語りぬ。此の比較研究によりて、吾人は平曲は涅槃講式等聲明中にありても、比較的譜記の簡單なるものを模し、或は創作せるものなりとの信念を得たり。而して讀物(木曾願書、文覺勸進帳腰越狀の如き)は、全く表白より來る。表白とは讀んで字の如く、佛前に表白して、罪業消滅を祈り、又は色々の祈願をする者なるべし。讀物中、願書は神前の表白なり、勸進帳は寺院再建の表白なり、腰越狀は阿兄に對する陳情表白なり。されば讀物は表白なり。讀者は別紙の挿繪中なる涅槃講式の寫真と、平曲譜本の寫真とを對照せられよ。初重あり二重あり三重あり、中音下音あり、清濁を正し、輕重を論じ、節奏を爲す、講式一轉せば平曲たらんとの想像は、何人にも浮ぶべし。されど聲明家と云はるゝものすら、深く聲明を研究し居らざるの今日、吾人門外の士、豈

によく精研するを得んや、詳論細察は他日を期して、左に平曲の譜記に就いて一言すべし。

京都秦野流平家物語に、平家聲節小目として列擧せる曲名に、三重中音、初重、降中音、初重中音、折聲、色聲(峯聲)指聲、口説、枝折口説、怒口説、白聲、拾、甲聲、歌、讀物。下、強下、一聲、二聲等あり。又四洵、三洵、中洵、引棄。大廻、小廻、杯、置衝置。中、浮、張。上、當半、入。乙折等に附記あり。然るに平家吟譜は之れを改正し、正節は更に之れを改正せり。吟譜曲名には詢、怒詢、色詢、技折詢。枝折下、下、下色、怒下。素聲。呂。初重、重初重。中聲(一聲、二聲、中上り)初重中音。三重、降り、走三重。折聲。指聲。上歌下歌色歌。劫聲、高聲。拾下音。讀物。正節には、口説、詞折口説、位口説艶口説、下強下、半強下、長下、半下。素聲。ハツミ。呂。初重呂、初重、重初重。中音(一聲、二聲、中ゆり)初重中音。三重、下り、走三重。折聲、引音、引下。指聲。上歌、下歌、曲歌。峰聲。強の聲。拾(呂一の聲、ツキ、スエ)。上聲。音曲、音曲呂、拾掛。中音吟。散。讀物。鄂曲掛。今様語等あり。此等の中譜記あるものは、之れを圖解すべきなれども、新に活字を製作せしむるは、時日を要するを以て、今回は省略す。讀者は館山翁の『平家音樂史』に就いて、其の一般を理會せられよ。而して聲明と平曲との譜記の關係に就いても、更に細觀すべけれども、此は専門家すらも、未だ着手せざる所なれば、其等の研究は他日に譲らざるを得ず。なほ曲名、曲調、調絃法等に關しては、『平家音樂史』を見給ふべし。此處には、唯西洋音律と雅樂の音律とを對照し、其の比較研究に



よつて、平曲の音律をも理會し得べしと云ふ根本論に止め置くものなり。

## 第二 平曲の傳統

徒然草に曰はく、信濃前司行長、平家物語を作りて生佛に語らせたりと。生佛は東國の産、中年にして明を失す、行長之れを憫み、平曲を作りて盲人の業と爲し、爾來傳統明治に及ぶ、其の間年所を經ると七百有餘年、平曲の本邦古樂として尊重すべきこと、毫も鳥羽僧正の繪卷物、信實の肖像畫、若くは宇治の平等院、平泉の中尊寺等に譲らざるなり。平曲の創樂せらるゝや、皇室に於いても深く保護を垂れさせ給ひき。順徳天皇は、西園寺家に勅誼を下し給ひて、生佛に琵琶の秘訣を傳授せしめ給ひ、後堀河天皇は、新に生佛を檢校に任じ給ひ、四條天皇は運上配當を賜はりき。

生佛の門人に筑紫方城一あり、城一の門人に如一と城玄とありき。城玄は久我家の出、太政大臣通光の弟なり、嘗て花園院の天聰に達して、紫衣を授けらる。此の人一派を開く、之れを八坂流といふ。蓋し如一は生佛以來の正統を傳へたる正統派、又は舊派にして、之れを一方流といふ。城玄は改革派又は新派とも云ふべし。『八坂流に一部の平家物語なし』、城玄は一派を開きしとは云へ、行長の平家物語以外に、物語を新作せるにあらず、或は所々文章を改刪せるのみ、八坂流とて傳はれるものは是れなるべし。或は簡單なる文章を作りて、自ら新音節を試みたるもあらん、今日八坂流とて、世に

傳ふるは、『訪月』の一節にすぎず、之れを見ても、彼が平家物語を新作せるにあらざるを知るべし。

正節の『月見』と八坂の『訪月』との曲目を對照すれば、

八坂流	詢	下ゲ	中音	詢	下ゲ	三重
一方流	口説	下ゲ	三重	上	下リ	初重
八坂流	<small>甲初重</small>	初重	<small>中音</small>	下	呂	初重
一方流	初重	呂	初重	指聲	峰聲	素聲(下略)

右の相違あり。即ち音節文章等を變革せるを知る。如一の門に覺一あり、覺一は尊氏の從弟、播州明石を知行せるを以て明石覺一と號し、音律の吟四絃の調無雙の達人なりき。覺一は崇光院の時、總檢校に任せられ、職屋敷を賜はる、爾來總檢校は、正二位大納言の格式を以て、朝廷に殊遇せられ、十萬石の大名の資格を以て、幕府に待遇せられ、天下の警旨を支配せり。如一の門に覺一あり、以て城玄と對抗するに足る。否城玄の門葉を壓倒して、正統派の爲めに萬丈の氣を吐く者か。覺一の時、四官十六階七十三刻の制度を定む。覺一は應安四年六月二十九日に歿しき。

案するに一方流と八坂流とは、當代平曲の二大派にして、二派交代に總檢校を出し、以て足利の末葉に至る。或は云ふ八坂流は永享の頃斷絶せりと。此の説非なり、看聞御記に據れば、覺一以後の名家に、祖一勾當、椿一檢校、安一座頭、秀一檢校、調一檢校、專一檢校、了珍座頭、妙一座頭、城宇



座頭、常義座頭、城笠檢校、朱一座頭、城愛座頭、元一座頭、素一座頭、城順檢校、語一座頭、初一座頭、求一座頭、連一座頭、了訓座頭、多一座頭、城木座頭、久一座頭、仁一座頭、教一座頭、合計二十七人あり。此他にも大勢ありしならん。此等の盲人が、上聞に達したる回数、同じく「看聞御記」にて計算するを得べし。後龜山上皇四回。後小松上皇十一回。後崇光上皇八十四回。稱光天皇六回。後花園天皇九回。後小松上皇皇后三回。後崇光上皇皇后五回。稱光天皇皇后二回。後小松上皇皇妹二回等なり。謠曲流行以前の平家は、殆んど當代音楽界の寵兒なりしならむ。杉山檢校の遺書に依れば、覺一以後に慶都あり、其の後井口蒼都あり其の後相傳左の如し。

- 井口蒼都 應永二十九年—永享十年
- 正田仙都 永享十一年—嘉吉元年
- 竹永總都 嘉吉二年—文安五年
- 川島命都 寶徳元年—享徳二年
- 竹村牧都 享徳三年—文正元年
- 宮治竺都 應仁元年—文明十五年
- 森澤城聞 文明十六年—延徳二年
- 廣川拜都 延徳三年—明應五年
- 若山秀都 明應六年—永正十二年
- 山村賀都 永正十三年—天文三年

- 宮島積都 天文四年
- 松崎元一 天文六年—天文十一年
- 田寺公方一 天文十二年—永祿十年
- 田寺喜一 永祿十一年—天正九年
- 松本親一 天正二十年—文祿二年
- 藤井傳一 文祿三年—慶長十八年
- 伊豆圓一 慶長十九年—元和八年

足利時代に於ける傳統かくの如し。慶長八年徳川幕府の成るや、

『伊豆總檢校恐悦に罷登り、先格の通り御禮申上終りしに、當道の格式古代の通り、無相違、檢校勾當には坐中の官物永代に被下置、座頭以下の者共には、前々の如く、諸道の運上を可被下置の旨被仰付、諸大名、旗本、御家人、寺社、百姓、町人に至るまで、諸道の運上品々、以來無相違、當道に可差出旨、一統に被仰出、其上當道の式日御改ありて、自今右の條々堅く可相守と伊豆圓一に被仰付、則ち御請申上。此時よりして當道の法式諸法度之次第、正數定めぬ。因つて御代々將軍宣下又總檢校繼日御禮の節は、燕尾素絹長袴に出仕兩儀事も、鬘斗目長上下にて、柳の間まで召され、此處に着座、時刻到れば、兩儀事は松の廊下の際、梅の折枝菊大輪なり。頓て御禮相濟み、柳の間に退出、夫より緋の衣半袴に仕替、兩儀事も中上下を着し、直に御老中方若年寄に被備、一束一本之進物、又御暇は菊の間に於て、御老中方へ被仰渡、の此時は平の御同朋茶案内、尤も金貳枚時服一重并領被仰付。比外結構なる取扱、誠に東照宮の御神徳、皆座一統に尊く不可忘、今以て御厚恩を蒙る事、於古不替、朝恩國の重き事、片時も忘るべからず。(當道抜集録)。

徳川幕府は平曲家を厚遇せり、されば門業も亦繁昌しき、圓一は松本親一の門人なり、觀一の門に



高山丹一、伊豆圓一、岩淵仁二等あり。丹一の門に小寺温一、前田九一あり、温一と同時に考一あり。平曲傳統記曰、「小寺檢校の時、山中某、岡本某、秦野考一あり、八坂流の餘瀝を酌みたる、長原某と云ふに學び、遂に秦野流の一派を起す」と。案するに秦野流は八坂流（若くは多少其を變更したるもの）にして、一方流にあらざるべし。其の譜本の秘事句に、善光寺炎上等、一方流（前田流）になきものあるを見れば、かく斷定せざるを得ず、（なほ平家物語の段参照）かくなれば前田の一方流を傳へたるに對して秦野は八坂の流を酌みたりとすべく、兩派對立の傳統明瞭なりと思ふが如何。

龜田安道の平家詞曲にいふ、神祖臺廟兩朝屢召高山丹一伊豆圓一岩淵仁二等檢校、入省中、以篇次聽平曲、以悉全部。尋有小寺温一、並川安一、茨木果一、波多野考一、前田九一、山田守一等、當猷廟殿時、又侍讒焉、皆以平曲得幸、温一爲高弟、守一之所歌、曰紅葉曰二度駟曰繼信最期、其餘無傳。家光平曲を家康の大祭に備へ、法華頓寫の式を行ふ、爾來代々將軍の新喪祭祀に之れを行ひ、傳へて家茂の喪に及ぶ。

家光家綱綱吉等皆秦野前田兩檢校の平曲を聴きぬ。綱吉の時、江戸一目辨天に屋敷を賜ひ、檢校を置きたれど、かくては京都と衝突するの恐あるを以て、後代ふるに惣録を以てし、惣録屋敷を爲して、關東の誓旨を支配せしめ、京都は總檢校屋敷として、關西の誓目を支配しき。

秦野の門に河瀬意一あり、意一の弟子に萩野知一あり、知一より石坂に石坂より奥村先懷に傳へ、

又別に秦野より岸部、岸並、權田、寺内、奥村に傳へ、奥村より藤村性禪に傳ふ。藤村檢校は平曲最後の檢校にして、王政維新の政變に遭遇し、一朝職屋敷を廢せられ、按摩と爲りて、貧しき生活を送りしが、去六月死去せりと云ふ。

前田檢校は、織田有樂公の座頭なり、貞享二年十一月二十九日歿しき。檢校は屢々靈元上皇の讒に侍し、平曲を語りきといふ江戸第一世たり。其の門に山下久一あり、山下の門に豊田雅一あり、江戸第三世たり、江戸第二世は杉山和一なり、和一始めて惣録と爲り、邸宅を賜はる。豊田の門に龜田意一あり、其の弟子に雨宮管一あり、箏及三味線に長じ、塙、豊川兩檢校に傳ふ。龜田の門に山勢松風あり、山勢は箏曲に一派を開く。又三島自寛あり。自寛は眞淵の門人にして國學に長ず、文晁の描ける肖像あり、自寛の門に川村良頌あり、紀藩の侍醫なり。館山氏の曾祖父楠美則徳は、自寛良頌に學ぶ、豊川の門に村上雄昌あり、麻岡長歳一あり。

又平家正節は、萩野檢校より、小島勾當、星野、山本、中村等の檢校に傳へ、以て麻岡宗匠に及ぶ。麻岡は近世の大宗匠なり、馬琴文晁と雁行するに足る。江戸の人、代々清水長四郎と稱して疊屋を業とし、麻布魚籃坂に住し、傳へて今に至る、勾當出願の時、先役に清水勾當あり、因つて清川と改む、後檢校たもんとする時、又先役に清川勾當あり、薩摩公命じて麻岡と改稱せしむ、麻布魚籃坂に住するを以てなり。安政五年戊午九月二十日歿す、麻岡の門に薩摩齊宣公あり、津輕信政公あり。藤



堂、内藤二侯、松平伊豆守、那須資禮、青山惣右衛門、大木辨庵、中山真齋、楠美太素等あり。太素君公の命を奉じて、古代の音楽を保存す。其の三子晚翠、樂翁、漸之進等皆遺言によりて平曲を學ぶ。

麻岡の門に福住鏡島の二檢校あり、福住は明治十九年七月十八日、埼玉縣熊谷町にて落魄病死しき、年八十一。福住、鏡島及び原口春之一を、麻岡門の三名人と云ふとぞ。

其後平曲不振、東京に深川氏の一派あり、一縷の命脈を繋ぎしかど、藝術的熱情なく、又堂に入らざる者のみなり。京都に藤村氏の門人あれど、此亦入室の弟子なし。明治三十八年、館山漸之進、先帝陛下に上奏し、古樂保存の恩命下る、東京音楽學校をして保存せしめらる。則ち蓄音器に取り、西洋音符に譜記すと雖も、而も同校出身者にして、古樂の趣味ある者なし。此間や、人意を強うするは、獨り館山甲午あるのみ、甲午は漸之進の第四子なり明治二十四年に生る、父に就きて平曲を學び、堂奥を窺ふ。楠美恩三郎は、累世平曲の家に生れ、東京音楽學校教授たり、漸山翁の平曲を西洋音譜に取る。あゝ、平曲は創樂以來七百年、落日依稀、其の運命は、今やかゝりて楠美一家にあり、何とならば、大小の秘曲を語り傳へし者、日本廣しと雖も、他に其の人なければなり。

以上の外徳川時代に、平曲家多し、文人墨客僧侶庶民に其の人あれど略之。明治時代亦然り。

### 第三 平家物語

#### 一 作者及年代

徒然草に曰はく、後鳥羽院の御時、信濃前司行長、平家物語を作りて、生佛といふ盲人に語らせけり。余は此の説を信じて、作者六人説を排せんとす。或は作者は時長ならんとの説もあり、されど時長は行長程の音楽家たりし證明なし。平家物語は譜本なり、樂聖にあらずんば、作曲し難し。是れ余が時長説を信せざる所以なり。或は憲耀法師、願教法師、菅原爲長、吉田入道資經、源光行等の作と爲す。されど此等の話を傳へたる、天地根元歴代圖、陰徳太平記、臥雲日伴錄、醍醐雜抄など云ふ書は、何れも典據とするに足らざる雜書のみ。訛傳多し。平家物語は、其の文體及び内容の研究よりして、作者の一人なりや、はた多人數なりやを決定せざるべからず。それ文は人なり、作者の特色は決して模倣し難し、六人の作者豈によく同一調子、同一彩色の文章を爲さんや。平家物語は文章として、一完本として、はた音楽として、整正統一あるを見よ。吾人は其のモザイクたるを信する能はず。此れに關係して詳説したきも、餘白なきを以て略す。

平家物語著作の年代は、其の作者よりも、やゝ想像の自由を有す。六代<sup>レ</sup>被切の章に、文覺が頼朝の死後、隱岐の國へ流され、京を出るとして

是程の老の涙立つて今日明日を知らぬ身を、たとへ勅勅なればとて、都の邊りにも置かずして、遙々と隱岐の國まで流されける



球丁冠者こそ安かられ、云々

と云へる文あり。此は後鳥羽院の御代又は院政時代には、公にし難き者なれば、院の時代を程經し後の筆なるべし。更に物怪の事源中納言の青侍の夢に、

『平家の方人し給へる殿島明神を追立て、八幡大菩薩の日比平家へ預け置き玉へる節刀を頼朝に賜はんと仰せければ、其後は我が孫にたがひ給へと、春日明神の仰せられし』

は、藤原頼經關東下向の後に書きしを證す。而して頼經の將軍となりしは、嘉祿二年なれば、安貞寛喜の間に脱稿せる者なるべし。

一一 語本

語本は行長十二卷(附灌頂)の平家物語を作り、平曲の譜本と爲し、に始まる。當道要集によれば、最初の原稿を草按本と云ふ、一般に行はれし者、中書本と云ふは、公卿の間に流布せる者、雲井本とて、精書して、時の皇室に献上せる者あり。後世の板本延慶本鎌倉本又は源平盛衰記などは、草案本、中書本等に據りて、潤色し取捨せる者か。雲井本は覺一檢校より、定城に傳へ、灌頂を附したれど、大小秘事を傳へず、大小秘事と平家十二卷とは、代々の惣檢校に傳ふる習なり。覺一雲井本を賜はりし後は、一方流にては雲井本を用ひき。一方本即雲井本なり。而して一方本は、草案本、中書本、と

同一譜本なり。然るに八坂檢校は、行長所傳の草案本(一方本)を變更し、處々の文章を改削しき。當道要集に、『四條大納言公任の子三條大納言公教、物語の本末を正し、内大臣師家十二卷の書に作る、是れを八坂流の平家と云ふ』とあるは、八坂流にて行長の平家を改削せるを示す者なり。行長の作以外に八坂が別に創作せるにはあらず。

かく語本に一方流と八坂流とを生じたり。今日の學者は適從する所を知らざる者の如し。東京音樂學校に藏する秦野流語本に、善光寺炎上等、一方流にて秘曲とせざる者を秘曲とするを以て見れば、秦野流は八坂流を傳へたるにあらずやと想はる。八坂流は永享の頃斷絶せりと謂はるは誤ならん。杉山當道要集曰『八坂者向坂檢校依懇望、慶長十八年癸丑伊豆惣檢校代より始まる』と。伊豆檢校は一方八坂兩流に通じ、之れを秦野に傳へたり。秦野も二流に通じたるならんも、前田流にて一方流のみ弘むるに對して、秦野流にては、二流の中八坂流を傳授せるものか。後世荻野檢校以後、京都に秦野流傳はり、麻岡宗匠以後江戸に前田流行はれたり。かくて京都に八坂流行はれ、江戸は一方流となりしにあらずや。尤も京都に兩流並立せるを以て、板本など二派のものあるは當然なり。又秦野流の語本にては、讀物の文章を漢文にて記せり、されば此の類の板本活字本は、何れも秦野流なりと謂ふべく、進んで八坂流なりと斷言するには、更に精研を要するも、余が一瞥せる所にては、國民文庫より刊行せる、八坂本と秦野流語本とは、文章甚だ類似せるものゝ如し。



### 三 平家吟譜

元文二年岡村玄川、豊田檢校と共に、古來の平曲譜記を訂正し、平家吟譜と號す。玄川は不精庵嘯靜なり、江戸京橋三十間堀に生る。此の吟譜と秦野流語本とを比較すれば、古來平家物語の面目を知るに好都合なれど、都下には稀なり、館山翁の實家にありと。

### 四 平家正節

吟譜は元文二年版にして、主として江戸に行はる、後四十、安永五年荻野檢校、平家正節を作りて、古來の譜記を改む、文章も亦異本を集めて訂正せるものか、余が今回出版せるは、此の正節なり。

荻野檢校は寛文年間、廣島市猿樂町に生る。幼にして瞽となる。寶曆三年年二十三にして、京都に出づ。此の時京都にては前田流の平家衰へ、寺尾勾當の傳ふるあるのみ、然るに衰年多病、前田流の平家將に斷絶せんとす。惣檢校之れを憂ひ、荻野をして其の傳を繼がしむ。かくて寺尾勾當に學ぶことし三年にて業成る。然りと雖も未だ大小秘の事を傳へず、勾當の死するや、河瀬檢校に従ふ、檢校は秦野流の達人なり、寶曆九年小秘事を傳へ、十年大秘事を傳へて大成しき。河瀬の死後、素野流を石塚に傳へ、自後其傳を失はず。明和七年庚寅名古屋に至り、其年京都に歸り、門人を其の弟子小島

勾當に托し、明和八年名古屋に移り、享和元年六月二十日、齡七十にして名古屋に歿しき。東寺町啓運山法華寺に葬る。法名樹扇院風月日理居士。

須賀安貞の畫贊(挿入を見よ、上に此の贊ありしなり)左の文あり。

荻野善方之於平曲也、稱當世之巨擘、故習字者莫不由其門、畫工法橋有景亦從其門。今方親師其之強盛、而一世之豪、欲觀其威儀、益壽、千不朽、可謂畫師之心切矣。一日遂通師門、請寫其錦帽之幟、紫袍白袴之裝、縹緗之容、以期萬壽、師許諾、乃掃絹素以成。然後善方携其畫來示、余、余徐展畫、仔細查照、其人與其畫、雖分然真然畫、始知有景有二毛神勝之才。賞歎久之、善方大悅、畫亦始有悅色、善方因微贊辭于其上、贊曰  
就師強顏寫真、宛然在明鏡程、筆有勢壽無疆、絃歌洋洋盈耳。

### 四 正節の分類法

平家正節は、十二卷の物語を、十五卷の上下と爲し、祇園精舎を別とし、一卷より一章を抜き、一の上下より、十二の上下に至るまで、十二章と成し、其の餘は十三の上下より十五の上下に至る、其の外揃物五章、五句物五章、炎上物五章、讀物十三章、灌頂五章小秘事二章、大秘事三章と爲したり。然るに今回は、秦野流語本の如く、物語の順序に配列したり。讀者の便利を思つてなり。唯祇園精舎は小秘事なれば、小秘事の中に加ふ、凡て語本の體裁を示さんとする微意なり。正節がかく分類せるは、教授上の便宜に因れるものなるべし。謠曲其他の物語の影響とも見らるべし。



## 五 語本の特色

音楽本なれば、音律の都合にて、或所にては義家頼義など、人名を音讀し、他所にてはヨシイへ、ヨリヨシと訓讀せるは特色の一なり。聲明と同じく、轉聲又音韻轉化の正しき事二なり。清濁を正したる事三なり。王朝の言語を正しく轉へたりと思はるゝ四なり。鎌倉時代の新發音と惟はるゝ者ある五なり。對話の口語調なる六なり。此の點に關係しては、聲明研究の上、更に精緻なる論文を公にする考なれば、詳しくは其の折に譲る。左に二三の例證をあぐ。「ノム」、「ツメ」とは、聲明にもあり、「ノム」とは例へば、シャウグソツ(正月)の「ゴ」を吞みて、子音を鼻より出す如き者にて、文字に現はし難ければ、本文中ツを省略せる所あり。又ブツセン(佛前)、ネンブツ(念佛)のツを吞む類なり。なほ發音の異なるを擧ぐれば

ゴセツ(五節)。ダイジャウダイジン(太政大臣)。ギツジャ(牛車)。ニンビニン(人非人)。ツキブク(追捕)。ハンニン(凡人)。オンベンジ(御返事)。ヒダン(左)。ヒンガシ(東)。ヒトイノヒ(一日の日)。イゲ(以下)。アンナイ(案内)。グンビヤウ(軍兵)。オンバカラヒ(御計ひ)。ケンビキシ(檢非違使)。ハウグワン(判官)。ワランベ(童)。ダイフ(内府)。カイダイ(海内)。ダイリ(内裏)。シャクセン(積善)。ナンシ(男子)。ウンリンニン(雲林院)。キンヌチ(院内)。デンノン(田園)。ヘンジャウ(變

成)。ザツシキ(雜色)。クランド(藏人)。オンバラ(御腹)。ゴサンベイアン(御産平安)。アツブン(敦文)。モンナ(門は)。御骨ト(を)。カナシッサ(悲しさ)。シンブ(親父)。ボンブ(凡夫)。イッシンブラン(一心不亂)。マボル(守)。ハクサイ(百歳)。給うでんげ謀反の(を)。埋んでは(埋めては)。黒かつし(かりし)。することでは。グゴ(供御)。イチモツ(逸物)。テンガ(天下)。ダイシウ(大衆)。エンニキ(遠城)。ダイデカラ(大力)。アツソン(朝臣)。謀反ーコシテ(起して)。落いたる(落したる)。モンム(文武)。ヘイセイ(平城)。セイナン(城南)。チイカラ(カ)。シャウネン(生年)。

以上は其の一例に過ぎず、本文中注意すべき文字は、凡て片假字としたれば、讀者は自得せられよ。なほ動詞、助動詞、形容詞等に音便轉化の注意すべきものもあり。此等は鎌倉文法を編纂する者の好参考たるべし。

## 六 秘曲

語本の特色は、全く秘曲にあり。灌頂卷は創作順、年代順より云へば、長門本などの如く、最初は本文中に挿入せるものなること、なほ大小秘事と同一なるべし。最初より別卷として作爲せるにはあらず。假りに最初より別卷とせる者とすれば、

建禮門院は東山の訖吉田の邊なる所にぞ入らせ給ひける。



と云ふ冒頭の文句は、餘りに唐突なり。長門本には

元暦二年四月十六日、平家は物うかりし浪の上、船の中の御住居、あらぬことになりはてし生捕とも、今日までの都へ歸り入るべきの聞えし程に(中略)國母北の政所は、住馴給ひにし御所などもかはり果て、今は入らせ給ふべき様もなし。西八條の御宿所も焼失して、寄方なく思召ければ、東山の麗吉田のほとりなる所に入らせ給ふ。

とあり。文章の聯絡上かくせざるべからず。行長は十二卷の平家を作れりとは謂へど、十三卷とは謂はず、灌頂を別巻とすれば十三卷なり、且つ六代被斬の章、『平家の子孫は永く絶えにけり』とあるにて、驕れる者久しからず、たゞ春の夜の夢の如してふ、平家物語の結末を着けたるなり。然らば灌頂を別巻とせる理由は、結縁灌頂の義にあらずして、大小秘事を別巻とせると同一理由ならざるべからず。季音記曰、指樂家至極之秘曲謂灌頂と。是れ傳法灌頂の義なり。されど平家の秘曲には、なほ大小秘事句あり、至極の上に至極の秘曲あるの觀あり。想ふに大小秘事は、左右なく許可せざるもの故、顯行の至極となしたるものか。一部濟とは灌頂を卒へしを云ふ。

但し眞言行の秘曲は、大小秘事に限れり。小秘事は祇園精舎と延喜聖代にして、前者は物語の冒頭に、後者は朝敵揃の終に入る。大秘事中の宗論は高野卷の後に、劔之卷鏡之卷は内侍所都入の次に入る。

流布本にある劔之卷鏡之卷は、太平記の文章にして、全く鎌倉殿を謳歌せし者、平家物語に載すべ

きにあらず。此は創曲以來、平家の宗匠又は惣檢校となるもの、外、大名にのみ内傳として許可せる秘本なり。作者が之れを秘句とせる眞意は、文章を味ひて知るべし。

平家物語異本に關しては、言ふべき事多きも、本書の解題と關係なければ、凡て『平家物語論』に譲る。本書頭注は、平家物考證、平家物語抄、五武器談、平家物語武器談其他佛書等に據れり。引歌など抄に據らず、山家集を引きたる所多し。聲明の件は鷲尾、福田、小野塚諸氏に負ふ所あり。

本書は東京音樂學校所藏正節本を底本とし、傍ら館山氏(楠美氏)の藏本に據り、片假名の所は、京都秦野流をも参考せり。片假名は、特に注意すべきものなり。本書は初めルビを附けず、片假名のみ附けたるを、後發行者總ルビと爲し、印刷所をして附せしめたるを以て、校正に多大の時間を要しき。本文中城南せきなんをシャウナンとせるは誤、能登殿最後は最期の誤、此他なほ多かるべし。其は再版の折訂正すべし。昔者文晁等其の誤鑑を防がんが爲めに『燈下鑑』と箱書せりと云ふ、余の如きは、眞に電燈下に、一頁に一時間を費し、時に四五校を重ね而もなほ見落なき能はず、いはゆる『校正可恐』ものか。

本書正節の寫誤を直したるは一々頭書しあり、主として秦野流語本を参考し、時としては徳川時代最古板本、長門本、盛衰記等をも参考したれど、此等は参考として頭書したるまでなり。大小秘事の略注は編者の新に附加せる所、本書は校訂にのみ六ヶ月許を費し、印刷製本に約一年を費したり。本文は流布本と比較すれば、毎行相違あり、又秦野流語本とも異れり。案ふに荻野檢校は古來の語本を



典據とせるなるべし。

前青森中學教員遠山俊平、故早稻田大學講師志水文雄の二君は校訂に、吉浦甫水君は寫眞撮影に盡力せられ、館山翁は種々の書籍を貸與へられたり。又美術學校教授小堀柄音君は那須の客舎より遠く「小督圖」を寄せられたれど、時日切迫して間に合はざりしは編者遺憾とする所記して厚意を謝す。なほ清盛の願文頼朝の書等は「史徵墨寶」より清盛の木像其他は甫水氏の撮影より複製せるものなり。

四云、進流は和州中川寺本所なりしが、貞永中高野山勝心中川寺の承諾を得、野山を本所と爲せり。今古義は備古新智山は華嚴豐山はや、剛健なれど共に纖巧となれりといふ。

七音階は印度より波斯、阿剌比亞に入り、第十一世紀の頃近世音楽の父アレンツォフケイド僧正之れを歐洲に傳へて、聖ジョンの讚美歌の冠字を用ひて音階を起したり。ウト、レ、ミ、ハ、ラ是なり。以大利にてはド、レ、ミ、ハ、ソラといふ。英獨にては C. D. E. A. B. なり。印度にては Sa. Pa. Ga. Ma. Pa. Da. Ni. なり。

和軒

平家物語評釋  
目次

卷一	○殿上間討…………… <sup>2</sup>	○内裏炎上…………… <sup>五〇</sup>
	○鱧…………… <sup>五</sup>	○座主流…………… <sup>五五</sup>
	○禿童…………… <sup>七</sup>	○一行開梨…………… <sup>六二</sup>
	○我身の榮花…………… <sup>八</sup>	○西光被切…………… <sup>六三</sup>
	○祇王…………… <sup>三</sup>	○小教訓…………… <sup>六九</sup>
	○二代の后…………… <sup>二</sup>	○少將請乞…………… <sup>六六</sup>
	○額打論…………… <sup>二五</sup>	○教訓…………… <sup>六八</sup>
	○清水炎上…………… <sup>二七</sup>	○烽火…………… <sup>六六</sup>
	○殿下乗合…………… <sup>三〇</sup>	○新大納言被流…………… <sup>九二</sup>
	○鹿谷…………… <sup>四</sup>	○阿古屋松…………… <sup>九三</sup>
	○鶴川合戦…………… <sup>三六</sup>	○新大納言死去…………… <sup>九四</sup>
	○願立…………… <sup>四一</sup>	○徳大寺殿島詣…………… <sup>九六</sup>
	○御輿振…………… <sup>四二</sup>	○山門滅亡…………… <sup>九七</sup>
		○善光寺炎上…………… <sup>九八</sup>



○康頼祝詞……………二〇九

○率都婆流……………二二

○蘇武……………二四

卷 三

○教文……………二九

○足摺……………三三

○御産の巻……………三六

○公卿揃……………三九

○大塔建立……………三三

○頼豪……………三三

○少將都還……………三〇

○有王島……………三二

○颯風……………三二

○醫師問答……………三九

○無紋の沙汰……………三五

○燈籠……………三五

○金わたし……………三五

○法印問答……………三五

○大臣被流罪……………三二

卷 四

○行隆沙汰……………二〇

○法皇御遷幸……………二六

○城南離宮……………二七

○嚴島御幸……………二五

○嚴島還御……………二九

○源氏揃……………二八

○鮎沙汰……………二七

○信連合戦……………二八

○高倉宮園城寺入御……………二九

○競……………二九

○山門牒狀……………二〇

○南都牒狀……………二〇

○南都返牒……………二〇

○大衆揃……………二〇

○橋合戦……………二〇

○宮御最後……………二五

○若宮御出家……………二〇

○鶴……………二四

卷 五

○三井寺炎上……………三六

○都遷……………三二

○新都……………三五

○月見……………三七

○物化……………三九

○大塲早馬……………三九

○朝敵揃……………三九

○咸陽宮……………四〇

○文覺荒行……………四一

○勸進帳……………四一

○文覺被流……………四一

○伊豆院宣……………四一

○東國下向……………四一

○富士川……………四一

○五節沙汰……………四一

○都還……………四一

○奈良炎上……………四一

卷 六

卷 七

○新院崩御……………二六

○紅葉……………二六

○葵の前……………二六

○小督……………二八

○廻文……………二九

○飛脚到來……………二九

○入道逝去……………二九

○經の島……………三〇

○慈心坊……………三〇

○祇園女御……………三〇

○洲股合戦……………三一

○喘涸聲……………三一

○横田河原合戦……………三一

○北國下向……………三一

○竹生島詣……………三一

○火燧合戦……………三五

○木曾願書……………三八

○俱利伽羅落……………三一



○篠原合戦……………三三四

○實盛最期……………三三六

○玄昉……………三四一

○木曾山門牒狀……………三四三

○山門返牒……………三四六

○平家遼署願書……………三四八

○主上都落……………三五〇

○惟盛郡落……………三五五

○聖主臨幸……………三五八

○忠度郡落……………三五九

○經正郡落……………三六二

○青山……………三六四

○一門郡落……………三六五

○福原落……………三七二

○山門御幸……………三七五

○那都羅……………三七九

○宇佐行幸……………三八三

○緒環……………三八六

卷八

卷九

○太宰府落……………三八八

○征夷將軍院宣……………三九二

○猫間……………三九五

○水鳥合戦……………三九七

○瀬尾最期……………三九九

○室山合戦……………四〇四

○鼓判官……………四〇六

○法住寺合戦……………四〇八

○小朝拜……………四一九

○生喰……………四一九

○宇治川……………四二二

○河原合戦……………四二六

○木曾最期……………四三〇

○樋口被斬……………四三五

○六箇度合戦……………四三九

○三草勢揃……………四四二

○三草合戦……………四四七

○老馬……………四四九

○一二驅……………四五三

○二度驅……………四五八

○逆落……………四六二

○盛俊最期……………四六五

○忠度最期……………四六七

○重衛生捕……………四六九

○敦盛最期……………四七一

○演軍……………四七四

○落足……………四七六

○小宰相……………四七八

卷十

卷十一

○首渡……………四八七

○内裏女房……………四九一

○屋島院宣……………四九七

○請文……………四九七

○戒文……………五〇一

○海道下り……………五〇五

○千壽……………五〇八

○横笛……………五三三



○能登殿最期……………五七  
 ○内侍所都入……………五〇  
 ○一門大路被渡……………五三  
 ○平大納言無文沙汰……………五六  
 ○副將被斬……………五七  
 ○腰越……………五九  
 ○大臣殿誅罰……………五九

卷十一

○重衡被斬……………六一  
 ○大地震……………六〇七  
 ○紺搔……………六〇九  
 ○平大納言被流……………六一〇  
 ○土佐坊被斬……………六一二  
 ○判官都落……………六一六  
 ○吉田大納言沙汰……………六一九  
 ○六代乞請……………六二〇

○泊瀬六代……………六三二  
 ○六代被斬……………六三〇

灌頂卷

○女院御出家……………六元  
 ○小原入御……………六四一  
 ○小原御幸……………六四四  
 ○六道……………六四九  
 ○御往生……………六五〇

小秘事

○祇園精舎……………一  
 ○延喜聖代……………四

大秘事

○宗論……………八  
 ○劍之卷……………一五  
 ○鏡之卷……………二二

平家物語評釋目次終

平家物語新釋

梅澤和軒校

卷一

一 殿上の闇討

「一千一體」中右記に白河千體觀音備前守造建也中央安養丈六正觀音像其左右奉立等身正觀音像各五百體云々とあり。

「供養」長門本に天承元年十一月十六日。隆慶記に十六日とあり。「勳賞」賞と同じ後人を勳め勵す爲に云ふ。「關國」關守の缺けたる國。但し此

然るを、忠盛未だ備前の守たりし時、鳥羽の院の御願、得長壽院を造進して、三十三間の御堂を建て、一千一體の御佛をすゑ奉らる、供養は天承元年三月十三日なり。勳賞には關國を給ふべきよし、仰せ下されける。折節、但馬の國のあきたりけるをぞ下されける。上皇猶御威のあまりに、内の昇殿の許さる。忠盛三十六にて始めて昇殿す。雲の上人は是を猜み憤り、同じき年の十一月二十三日、五節豊明の節會の夜、忠盛を闇討にせんとぞ議せられける。忠盛此由を傳へ聞いて、我れ右筆の身にあらず、武勇の家に生れて、今不慮の耻に遇はんこと、家のため身のため、心愛かるべし。詮ず所、身を全うして、君に仕へ奉れといふ本文ありとて、豫ねて用意を致す。参内の



時但馬の國は開けてある忠盛は昇殿を許されたが國は下された

「五節」は天武帝の朝に始る、五度袖をへして舞ふ久米舞志々舞など奏する

「右筆」史官即文人ならぬ事との義

「箱巻」短刀の鐔のなき者は抜く時箱と共につくるとゆゑ下緒を箱に巻き腰に結ぶもの

「貫主」藏人頭を云ふ「うつば柱」殿上の階段のきは注雨の水を落す爲めに立たるもの

「給の綱」殿上より校書殿に渡してある綱、給を附けてあり、藏人小舎人を呼ぶ時に引く

「布衣」無文の狩衣、忠盛の目、忠盛の右眼はすもめ、されば瓶子は平

氏に、素瓶は砂目に通はせてはやりたるものなり  
「主殿司」宮内省の秋官、供御殿庭の酒掃燈燭標等の事を司れる役所

「白薄様」理齋隨筆に「右の舞人をばやすには白薄様、まさきあげの筆、まさきたる筆の軸とはやすな味は仙女の美且薄な姿の白薄様に似舞の袖を翻すに響きあげた片々巻きあげた顔はまさきあげたいたやうで又巻きたさした筆の軸をなさいあげた如くなるを云ふものなり

「紅染紙」京都本に厚染紙とあり  
「藏人所」は後嵯峨帝朝に設けらる

「五節」「こせつ」の「つ」をのむ  
「公卿」公は攝關及

始めより、大きな鞘巻を用意し、束帯の下にしどけなげにさし、火の闇き方に向つて、やはらこの刀を抜き出して、鬘に引き當てられたりけるが、よそよりは氷なんどのやうにぞ見えたりける。諸人目をすましけり。又忠盛の郎等もどは、一門たりし木工助平の貞光が孫、新の三郎太夫家房が子に、左兵衛の尉家貞といふ者あり。薄青の狩衣の下に、萌黄おどしの腹巻を着、褌袋つけたる太刀脇挟んで、殿上の小庭に畏つてぞ候ひける。貫首以下怪をなして、うつば柱より内鈴の綱の邊に、布衣の者の候ふは何者ぞ、狼藉なり、疾う／＼罷り出でよと、六位を以て言せられたりければ、家貞畏つて申しけるは相傳の主の備前の守の殿の、今夜闇討にせられ給ふべき由承つて、そのならんやうを見んとてかくて候ふなり、えこそ出づまじとて、又畏つてぞ候ひける。これらをよしなしとや思はれけん。その夜の闇討なかりけり。忠盛又御前の召に舞はれけるに、人々拍子を揃へて伊勢瓶子は酢瓶なりとぞはやされける。掛巻も忝く、此人々は、柏原の天皇の御末とは申しながら、中比は都の住居もうと／＼しく、地下にのみ振舞なつて、伊勢の國に住國ふかかりしかば、其國の器物に事よせて伊勢平氏とぞはやされける。その上忠盛の目のすがまればたりける故にこそ、かやうには囃されけるなれ。忠盛何にとすべきやうもなくして、御遊も未だ終

らざるさきに、御前を罷り出でらるゝとて、紫宸殿の御後にして、人々の見られける所にて、主殿司を召して横へさ、れたりける腰の刀をば預け置きてぞ出でられける。家貞待ち受け奉つて、さて如何候ひけるやらんと問ひ奉ればかうとも言はまほしうは思はれけれども、言ひつる程ならば、やがて殿上までも切り上らんするもの、面魂にてある間、別の事なしとぞ答へられける。五節には白薄様、紅染紫の紙、巻上の筆、巴書いたる筆の軸なんといふ、かやうに様々面白き事をのみこそ歌ひ舞はるゝに、中比、太宰の權の帥季仲の卿といふ人ありけり。餘に色の黒かりければ、時の人黒帥とぞ、申しける。此人未だ藏人頭たりし時、御前の召に舞はれけるに、人々拍子をかへて、あな／＼／＼黒き頭かな、如何なる人の漆塗りけんとぞはやされける。又花山の院の前の太政大臣忠雅公未だ十歳なりし時、父中納言忠宗の卿に後れ給ひて、孤にておはしけるを、故中の御門の藤中納言家成の卿、其時は未だ播磨の守にておしけるが智にとつて、花やかにもてなされしかば、これも五節には、播磨米は木賊草か、棕の葉か、人の綺羅を磨くは、とぞはやされける。上古には、かやうの事も多かりしかども、こと出でこず、末代如何あらんすらん、おぼつかなしとぞ、人々申しあはれける。案の如く五節果てにしかば、院中の公卿、殿上人、一同に訴へ申されけるは、



大臣を輔は大中納言三位以上と云ふ。殿上人五位以上。公宴朝廷の宴席の義又官は勅授得ざれば勅許も出来ぬ定め。格式格は隨時に發するもの法令を破るものあれは命を助けて出づることある式は法令の欠けたるを補ふもの又命とて勅誡を本とするものあり。給命詔勅に同じ先規は先例の義。御簡昇殿を許された人は姓名を日給簡と云ふ札に記して殿上に置く制るとは其の名を除くこと。解官をけつくとんと望むは語る時の調子。尊信應じぬ心に思ひ盡くる事此處は全く覺なき

それ雄劍を帶して公宴に列し、兵仗を賜つて宮中に出入するは、皆是格式の例を守る給命よしある先規なり。然るを忠盛の朝臣、或は年來の郎從と號して布衣の兵を殿上の小庭に召し置き、或は腰に刀を横へさいて、節會の座に列る、兩條稀態、未だ聞かざる狼藉なり。事既に重疊せり、罪科尤も逃がれたし。はやく殿上の御簡を削つて解官、停任行はるべきかと、諸卿一同に訴へ申されたりければ、上皇大に驚かせ給ひて、忠盛を御前へ召して御尋あり。陳じ申されけるは、先づ郎從小庭に伺候のよし、全く覺悟仕らず。但し近日人々相巧まる、旨、子細あるかの間、年來の家人、事を傳へ聞くかに依つて、其の耻を扶んがために、忠盛には知さずして、密に參候の條方及ばざる次第なり。若し咎あるべくば、彼の身を召進せんすべきか。次に刀の事は主殿司に預け置き候ひ畢んぬ。召出して、刀の實否に依つて、咎の左右あるべきかと申す。上皇此の儀尤然可しとて急ぎ彼の刀を召出して觀覽あるに。上は鞘卷の黒う塗つたりけるが、中は木刀に銀薄をぞ置たりける。當座の耻辱を逃れんが爲めに、刀を帶する由顯はすと云へども、後日の訴訟を存じて、木刀を帶しける、用意の程こそ神妙なれ。弓箭に携らんする者の謀には、最かうこそあらましかれ。兼ては又郎從小庭に伺候の由、且うは武士の郎等の習なり。忠盛が咎にはあらずとて、却て叙

感に預つし上は、敢て罪科の沙汰は無りけり。

二 鱧

其子共は皆諸衛の佐になつて、昇殿せしに、殿上の交りをも、人嫌ふに及ばず。或時忠盛備前の國よりはるくと都へ上られたりけるを、鳥羽の院御前へ召して扱て明石の浦は如何にと仰ければ、忠盛畏つて。

有明の月も明石の浦風に波ばかりこそよると見えしか

と申されたりければなめならず御感なつて、聽て此歌をば、金葉集にぞ入れられる。忠盛また仙洞には最愛の女房を持つて、通はれけるが、或る夜おはしたりけるに、彼の女房の局に、妻に月出いたる扇をとり忘れて歸られたりけるを、傍の女房達は何かよりの月影ぞや、出で所覺束なしなど笑ひあはれければ、彼の女房

雲井よりたゞもり來たる月なれば臙氣にては言はじと思ふ

と詠みたりければ、いと淺からず思はれけり、薩摩の守忠度の母是なり。似るを友とかやの風情にて、忠盛のすいたりければ、彼の女房も優なりけり。かくて忠盛刑部卿になつて、仁平三年正月十五日、歳五十八にて失せ給ひしかば、清盛嫡男たるに

「相巧」公卿等闇打事にせんとしたる事。「左右」いづれもの義。「神妙」靈妙不可思議なる義轉じて殊勝なる事にも云ふ。「金葉集」崇徳院の大治二年に撰まざる撰者は藤原顯輔。「仙洞」太上天皇の御所を云ふ。「女房」禁中に宮仕して一の部屋を持つてゐる者。轉じては貴人の侍女人の妻などにもいふ。「夜々」毎夜。「月出」妻は端を云ふ。端は月を繪きたる。扇の事。「すいたり」すきの



「官領好事の義。」  
「刑部卿を正し  
罪状を定むる  
官。」  
「七平」近衛帝の年  
號。  
「宇治の左府」藤原  
賴長のこと。

「檢非違使」ケンビ  
キシと讀む。  
「大政大臣」ダイシ  
ヤウダイジンと  
讀む。職員令に  
師範一人儀刑四  
海經邦論道禁  
理陰陽無其  
人則闕とある  
一人は天子を云  
ふ。

「子細云々」委しく  
云ふに及ばぬと  
の義。  
「轡車」レンジャと  
讀む。  
「執政の臣」大臣の  
こと。  
「大將」近衛大將に  
て武官。  
「牛車」ギツシヤと  
讀む。

「武王」武王周本紀  
に武王東觀兵  
至孟津渡河中  
流白魚躍入王  
舟中武王俯取  
以祭とあり魚  
以祭鱗象なり  
白は殷家の正色  
殷の兵衆周に與  
する祥なり。

「華族」大臣大將の  
子にて中納言又  
は中將になりた  
るもの。  
「英雄」執柄の子弟  
納言以上の家柄  
傑出した人盛衰  
記には英才とあ  
り。  
「六波羅殿」六波羅  
には清盛の別邸  
あり、平家は此  
族を云ふ。

依つて、其の跡をつぎ、保元々々年七月に、宇治の左府、世を亂り給ひし時、安藝の守  
とて味方にて勳功ありしかば、播磨の守に遷つて、同じき三年に太宰の大貳になる。  
又平治元年十二月、信賴義朝が謀反の時も味方にて、賊徒を討ち平らげたりしかば、  
勳功一つにあらす。恩賞は重かるべしとて、次の年正三位に叙せられ、打續き宰相衛  
府の督、檢非違使の別當、中納言、大納言にあがつて剩さへ丞相の位にいたる。左  
右を經ずして、内大臣より太政大臣從一位にいたる。大將にはあらねども、兵仗を  
たまはつて、隨身を召し具す。牛車、轡車の官旨を蒙り、乗りながら宮中に入出す。  
偏に執政の臣の如し。太政大臣は一人に師範として、四海に儀刑せり。國を治め道を  
論じ、陰陽をやはらげ理む。その人にあらすば、則ち闕けよといへり。されば則闕の  
官とも名づけられたり。その人ならでは、穢すまじき官なれども、入道相國、一天四  
海を掌の中に握り給ひし上は子細に及ばす。抑、平家かやうに繁昌せられけること  
を如何にと云ふに、ひとへに熊野の權現の御利生とぞ聞えし。その故は清盛公未だ安  
藝守たりし時、伊勢の國安濃の津より、船にて熊野へ參られけるに、大きな鱧の船  
へ躍り入りたりけるを、先達申しけるは、いかさまにも、是は權現の御利生と覺え候、參  
るべしと申しければ、さしも十戒を保つて、精進齋の道なれども、昔周の武王の船

にこそ白魚は躍り入りたんなれとて自ら調味して我身食ひ。家の子郎等どもにも食は  
せらる。その故にや下向の後打ち續き吉事のみ多かりけり。我身太政大臣に至り、子  
孫の官も龍の雲に上るよりも猶速なり。九代の先蹤を超え給ふこそめでたけれ。

### 三 禿 童

かくて清盛公、仁安三年十一月十一日、年五十一にて病に冒され、存命のためにと  
て、則ち出家入道す。法名を淨海とこそつき給へ。その故にや、宿病立地に瘥えて  
天命を全うす。出家の後も、榮耀は猶ほつきすとぞ見えし。およそ人の隨ひ附き奉  
ることは、降る雨の國土を濕す如く世の普く仰げること吹く風の本を靡かすに同じ  
華族も、英雄も、六波羅殿の一家の君達とだに言てんしかば、誰肩を並べ面を向ふ者  
なし。又入道相國の小舅、平大納言時忠の卿の宣ひけるは、此一門にあらざらんも  
のは、皆人非人たるべしとぞの給ひける。されば如何なる人も、此一門にむすばれ  
んとぞしける。烏帽子のためやうより始めて、衣紋の書き様に至るまで何事も皆六波  
羅様とだにいひてしかば、一天四海の人皆是を學ぶ。如何なる賢王賢主の御政、攝政  
關白の御成敗をも、世に餘されたる程のいたづらものなんどの、人の聞かぬ所に寄り







大皇太后  
白拍子  
白拍子

「院」中世以後上皇の佛門に入り給ひしかば何院と稱し奉り又皇太后の佛門に歸依せられたる方は何々門院と稱し奉りたるも又女院なんども云ふ  
「國母」天子の御母のこと  
「六條の攝政」法性寺關白忠通の子基實  
「政所」攝關の人の妻の尊稱此の政所名は寛子の  
「准三后」大皇太后、后、皇太后、皇太妃、三宮に推すること年節賀禮を給はる  
「普賢寺殿」攝政基通  
「嚴島の内侍」越中前司盛俊の妻となり盛俊一の谷に討たれたる後には土肥實平の妻

「庄園」私有地のこと  
「田原野」諸王の領地或は佛寺の領地として開墾せしめ其土地を別業とせるより起たるもの多し  
「又賜田」或は功田を朝家に返さずして私有したるものあり  
「揚州」金の産地唐書に見ゆ  
「湘州」名珠の産地同唐書に見ゆ  
「吳郡」吳國の義方山にて中に江あり故に蜀江と云ふ  
「七寶」金、銀、珊瑚、琥珀、瑪瑙、瑠璃  
「舞閣」舞  
「白拍子」一説に通靈入道が作りての神舞に舞はしめたる白拍子とも云ふ白拍子とは白裝束にて舞ひしを以て

君も賢王にてましませば、神も神徳を耀かし、花も心ありければ、二十日の齡を保ちけり。一人は后に立たせ給ふ。二十二にて皇子御誕生あつて、皇太子に立ち、位に即かせ給ひしかば、院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。入道相國の御女なる上、天下の國母にてましませば、とかう申すに及ばれず。一人は六條の攝政殿の北の政所にならせ給ふ。高倉の院御在位の御時、御母代とて、准三后の宣旨を、蒙り、白河殿とて、おもきひとにてぞましくける。一人は普賢寺殿の北の政所にならせ給ふ。一人は冷泉大納言隆房の卿の北の方、一人は七條の修理の大夫、信隆の卿にあひ具し給へり。又安藝の國、嚴島の内侍が腹に一人、是は後白河の法皇へ參らせ給ひて、偏に女御のやうにぞましくける。その外、九條の院の常盤が腹に一人、是は花山の院殿の上臈女房にて、鶯の御方とぞ申しける。日本秋津洲は纔に六十六箇國、平家知行の國三十餘箇國、既に半國に越えたり。その外、庄園田島いくらといふ數を知らず。綺羅充滿して堂上花の如し。顯貴群集して門前市をなす。揚州の金、荊州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶、一つとして缺けたることなし、歌堂、舞閣の基、魚龍、爵馬の翫び物、恐らくは帝闕も仙洞も、是には過ぎじとぞ見えし。

五 祇王

入道相國、かやうに一天四海を掌の中に握り給ひし上は、世の譏をも憚らず、人の嘲をも顧みず、不思議の事をのみし給へり。譬へばその比都に聞えたる白拍子の上手、妓王、妓女として姉妹あり。刀自といふ白拍子が女なり。然るに姉の妓王を、入道相國斜成らずに寵愛し給へり、是に依つて妹の妓女をも、世の人もてなすこと限なし。母刀自にも善き屋造つて取らせ、毎月百石百貫のおくらければ、家内富貴して樂事なのめならず。抑、我朝に、白拍子の始りけることは、昔鳥羽の院の御宇に、鳥の千歳、和歌の前、是等二人が舞ひ出したりけるなり。始は水干に立烏帽子、白鞘巻をさいて舞ひければ、男舞とぞ申しける。然るを中比より、烏帽子、刀をのけられて、水干ばかりを用ひたり。さてこそ白拍子とは名づけられ、京中の白拍子ども、妓王が幸のめでたき様を聞いて羨む者もあり、猜む者もありけり。羨む者は。あなめでたの妓王御前の幸やな。同じ遊女とならば誰も皆あのやうでこそありたけれ。いかさまにも是は妓といふ文字を名に附いて、かくはめでたいやらん。いざ、我等もついて見んとて、或ひは妓一或は妓二、とつき、或は妓福、妓徳など云ふ者もありけり。



也。  
 「水干」狩衣と同じ製法但菊花の如く一處に二つつけは着く紐の中央にあり二條の申の裏に縫ひつけの肩の上につて胸の縫好平絹重の紗結ぶつて白色を用ひたる如し直垂の袴の如くして水張にして作りたる絹にてなり。

「白絹巻」短刀の納のなきも白と白木なるものに男舞立烏帽子に腰刀をさして舞ふ様男の如く荒々しきを以て名づけられたり。

「西八條殿」清盛の別邸。

「御前」と貴人の座前と云ふ義なりしが近頃より婦人の尊稱となりたり。

「左右なり」躊躇せし義。  
 「すげなう」情ないこと。  
 「片腹痛」傍にて観るも氣の毒なること。  
 「入道」やがての下「出であひ」の四字を補ふ。  
 「見る折」京都本に見る時とあり。

猜む者どもは、なんでう左様に名により文字にはよるべき。幸は只前世の生付にこそあんなれとて、付かぬ者も多かりけり。かくて三年と申すに、又白拍子の上手一人出で來たり。加賀の國の者なり。名をば佛とぞ申しける。年十六とぞ聞えし。京中の者共、昔より多くの白拍子共ありしかども、かゝる舞の上手をば未だ見ずとて、上下もてなすこと限なし。佛御前申しけるは我天下に聞えたれども、當時目出度榮えさせ給ふ、西八條殿へ召されぬことこそ本意なけれ。遊び者の習何か苦しかるべき。推參して見んとて、或時西八條殿へぞ參じたる。人御前に參つて、當時都に聞え候ふ、佛御前が參つて候ふと申しければ、入道なんでう左様の遊び者は、人の召に隨うてこそ參れ。左右なり推參するやうやある。その上神ともいへ佛ともいへ、妓王があらん所へは叶ふまじ、疾うに罷り出でよとぞ宣ひける。佛御前な、すげなういはれ奉つて、既に出でんとしけるを、妓王入道殿に申しけるは、遊び者の推參な、常の習にこそ候へ。そのうへ年もいまだをさなう候ふなるが、たましく思ひ立つて參つて候ふを、すげなう仰せられて、返させ給はんこそ不憚なれ。如何ばかり耻しう、片腹痛くや候ふらん。我が立し道なれば、人の上とも覺えず。假令舞を御覽じ、歌をきこしめさるゝ迄はなくとも御對面ばかりは何か苦しう候ふべき、早々御對面なつて返させ給はあり

がたき御情にてこそ候はんすらめと申しければ、入道餘に和御前いふことなればいざ見參して歸さんとて、御使を立てて召されけり。佛御前は、すげなう言はれ奉つて、車に乗つて既に出でんとしけるが、召されて歸り参りたり。入道やがて對面なつて、今日の見參なあるまじかりつれども、妓王が何と思ふやらん。餘に申し勤むる間、斯様に見參なしつ。見參する程ではいかでか聲をも聞かであるべき。先づ今様一つ歌へかしの給へば、佛御前承り候ふとて、今様一つぞ唄ふたる。君を始め見る折は千代も經ぬべし姫小松、御前の池なる龜岡に、鶴こそ群れ居て遊ぶめれ」と押し返し、三返唄ひすましたりければ、見聞の人々皆耳目をぞ驚かす。入道世にも面白げに思ひ給ひて和御前は先づ今様は上手なり、其の調では舞も定めてよからん。一番見ばや、鼓打召せとて召されけり。打たせて一番舞ふたりけり。佛御前な、髮姿より始めて、見目貌世に勝れ、聲よく節も上手なりければ、なじかは舞は損すべき。心も及ばず舞ひ濟したりければ、入道相國舞に愛で給ひて、佛に心を移されたり。佛御前、こは去れば何事を仰せ給ふぞや。もとより妾は推參の者にて、出され參らせ給ひしを、妓王御前の申様によつてこそ、召し返されても候ふに、はや、暇給で出させおはしませとぞ申しける。入道但し和御前は妓王があるをさやうに憚るか。その儀ならば、妓王をこ



そ出さめとの給へば、佛御前、夫又いかでさる御事候ふべき。諸共に召し置かれん  
 にも妓王御前の心の内耻しうこそさふらふべきに妓王御前を出され参らせて妾が一人  
 召し置かれなば、いと心憂こそ候はんすれ。おのづから後までも、忘れ給はぬ御事な  
 らば、召されて又は参るとも、今日は暇を給はらんとぞ申しける。入道何條その儀  
 あるべき、只妓王こそ出さめとして妓王疾う〜罷り出でよと、御使重ねて、三度まで  
 こそ立てられけれ。妓王日來より思ひ設けたる事なれども、さすが昨日今日とは思ひ  
 もよらず。頬に出べき由を宣ふ間、掃き拭ひ塵拾はせ、見苦しき物ども取認めて出づ  
 べきにこそ定めけれ。一樹の蔭に宿りあひ、同じ流を掬ふだに、別は悲しきならひぞ  
 かし。いはんや是は此の三年の間、住み馴れし所なれば、名残もをしう悲うて、甲斐  
 なき涙ぞ隠れける。さてしもあるべき事ならねば、今はかうして出でけるが、なから  
 ん跡の忘紀念にもやと思ひけん。障子に泣く〜、一首の歌をぞ書きつけける。  
 萌え出づるも枯るゝも同じ野邊の草いづれか秋にあはで果つべき

さて車に乗つて宿所へかへり、障子の内に仆れ伏し、只泣くより外のことぞなき。  
 母や妹これを見て、如何にやいかにと問ひけれども、妓王、とかうの返事にも及ばず、  
 具したる女に尋ねてこそ、さることありとは知りてんげれ。さる程に、毎月送られた

「あひしらふ」會釋  
 すること。

「御返事」オンペン  
 シと讀む

りける百石百貫をも、止められて、今は佛御前が縁の者どもぞ、始めて樂み榮えける。  
 京中の上下、まことや妓王御前こそ、西八條殿より暇賜つて出でたんなれ。いざ見  
 参して遊ばんとて、或は文を遣す者もあり。或は使者を立る人もあり。妓王今更又人  
 に對面して、遊び戯むるべきにもあらずとて、文を取り入るゝこともなく、まして使  
 におひしらふまでもなかりけり。是につけてもいとゞしく、涙にのみぞ沈みける。か  
 くて今年も過ぎぬ。明くる春の比、入道、妓王が許へ使者を立て、いかにや、其後  
 は何事かある、餘りに佛がつれ〜げに見ゆるに、参つて今様をも歌ひ、舞なんど舞う  
 て、佛慰めよとぞ、宣ひける。妓王、とかうの御返事にも及ばず。入道重ねて、な  
 ど妓王は、ともかうも返事をせぬぞ、参るまじいか参るまじくば其の様に申せ、淨海  
 も謀らふ旨ありとぞの給ひける。母刀自是を聞くに、悲しうて如何にや妓王御前とも  
 かうもなど御返事をば申さで、かやうに呵られ参らせんよりはと云ひければ、妓王涙  
 を押へて参らんと思ふ道ならばこそ、やがて参るべしとも申さめ参らざらんものゆゑ  
 に、何にと御返事を申すべしとも覺えず。此度召さんに、参らずば計からふ旨ありと  
 仰せらるゝは都の外へ出さるゝか、さらすば命を召さるるか、是二つにはよも過ぎじ。  
 たとひ都を出さるゝとも、歎くべき道にあらず。たとひ命を召さるゝとも、惜しかる



べき我身かは。一たび憂きものに思はれ参らせて、二たびおもてを向ふべしとも覺えずとて、猶御返事をも申さず。母刀自是を聞くに悲うて泣くく、教訓しけるは、夫天下に下に住まん日は、ともかうも入道殿の仰をば、背くまじきことにてあるぞとよ。男女の縁宿世、今にはじめぬことぞかし。千年万年とは契れども、やがて別る、中もあり。あからさまとは、思へども、ながらへはつることもあり。世に定なきものは、男女のならひなり。いはんや和御前は、この三年が間、思はれ参らせ侍へば、ありがたき御情にてこそ侍へ。此度召さんに、まゐらねばとて、命を召さる、まではよもあらじ。定めて都の外へぞ出されんすらん。和御前達は年若ければ、如何ならん岩木のはさまにても、過さんこと安かるべし。されども我身は年老い齒傾いてならばぬ都の住居を豫ねて思ふも悲しかりけり。只我をば都の内にて住み果てさせよ。それぞ今生後世の親子の孝養にてあらんするぞといへば、妓王憂しと思ひし道なれども、親の命を背かじとてつらき道に赴いて泣くく出でたちける心の内こそ哀れなれ。一人参らんは、餘に心憂しとて、妹の妓女をも相具し、又白拍子二人、總じて四人、一つ車に取り乗つて、西八條殿へぞ参じたる。先々召されつる所へは入れられずして、遙に下りたる所に座敷しつらうてぞ置かれける。妓王、こはされば何事ぞや。我身に過つことはな

「抑ふる」正節に憂ふるとあり。

けれども、出されまゐらするだにあるに、座敷をさへさげらるゝことのかなアツしさよ。こはいかやせんと思ふ心を知らせじと、抑ふる袖の隙よりも餘つて涙ぞ溢れける。佛御前は是を見てあれはいかに是れめされ侍へかし。日比めされぬ所にも侍は、こそ、さらば妾に暇を給へ、いで見奉り侍はんと申しければ、入道すべて其の儀あるべからずと宣ふ間、力及ばで出ざりけり。入道やがて出であひ、對面なつて、いかにや妓王、その後は何事かある。あまりに佛がつれづれに見ゆるに、今様をも歌ひ、舞なんども舞うて、佛慰めよかし、舞も見たけれども夫は次の事、先づ今様一つ謠へかしと宣へば、妓王参るほどではともかうも、入道殿の仰をば背くまじと心得て、流るゝ涙をおさへつゝ、今様一つぞ謠うたる「佛もむかしは凡夫なり、我等も遂には佛なり、いづれも佛性具せる身を、隔つるのみこそ悲しけれ」と泣くく二返謠うたりければ、其座に並居給へる、平家一門の公卿、殿上人、諸太夫、侍にいたるまで、皆感涙をぞ催されける。入道も實にもと思ひ給ひて、時に取つては面白くも申したるものかな舞も見ただけれども、今日はまぎらゝ事の出で來たり。此後は召さずとも、常に参つて今様をも謠ひ、舞なんども舞うて、佛慰さめよとぞ宣ひける。妓王とかうの御返事にも及ばず。涙をおさへてまかり出づ。憂しと思ひし道なれども、親の命を背かじと、



「ひなッしきよ」  
一本ッきよとあり

「和御前正簡に吾  
濟とあり」

「今生で一本」  
とあり

「念佛」  
ッを引く

つらき道に赴いて、二度憂き耻を見つることの悲ッしきよ。かくて此世にあるならば、  
又も憂き目を見んすらん。今は只身を投げんといへば、妹の妓女是を聞いて、姉身  
を投げば、我も共に身を投げんといふ。母刀自これを聞くに悲しうて、泣くく教訓  
しけるは、和御前の左様に恨むるも理りなり、さる事あるべしとも知らずして、教訓し  
て参せつる事のうらめッしきよ。但し和御前が身を投げば、妹の妓女も共に身を投げ  
んといふ。二人の娘どもに後れなば、老い衰へたる母、命を生ても何にかはせんなれば、  
我も共に身を投げんするなり。未だ死期も来らぬ親に、身を投げさせば、五逆罪にてぞ  
あらずらん。此世は假の宿りなれば、耻ぢても耻ぢても何ならず、只永き世の闇こそ心  
憂けれ。今生でこそあらめ、後世でだにも悪道へ赴かんすとのるかなアッしきよとて、袖  
を顔に押當てさめくとかきくどきければ、妓王實にもさやうに侍は、五逆罪には疑  
ひなし。一旦うき耻を見つることの悲アッしきよにこそ、身を投げんとは申したれ。さ侍  
は、自害は思ひ止り侍ひぬ。かくて浮世にあるならば、又もうき目を見んすらん。  
今は早都の外へ出でんとて、妓王二十一にて尼になり、嵯峨の奥なる山里に、柴の庵  
を引き結び、念佛してぞゐたりける。妹の妓女、是を見て、姉身を投げば、我も共に  
身を投げんとこそ契りしか。まして世を厭はんに、誰か劣るべきとて、十九にてさよ

「星合書曆七月七  
日奉星耀女星の  
會合すること此  
の日槐の葉に歌  
など書きて擧  
る」

「冤賊殺者、障礙  
と譯す善事の妨  
害を爲し或は之  
れを殺すもの」

「彌陀の本願」阿彌  
陀の名、極樂淨土  
の主なり、彌陀  
は衆生濟度の本  
願を立てられた  
り三部經を見  
よ

「聖衆」諸佛のこ  
と  
「引接」彌陀の來迎  
し引導すること  
「相構へて」氣を付

を變へ、姉と一所に籠り居て、後世を願ふぞ哀なる。母刀自これを見て、若き娘共だ  
に様を變ふる世の中に、年衰へたる母、白髪をつけても何にかはせんとして、四十五  
にて髪を剃り、二人の娘諸共に、一向専修に念佛して偏に後世をぞ願ひける。かくて春  
過ぎ夏たけぬ。秋の初風吹きぬれば、星合の空を眺めつ、天の戸わたる槐の葉に、  
思ふことかくころなれや、夕日の影の西の山の端に隠るゝを見て、日の入り給ふ所  
こそ、西方淨土にてあんなれ。いつか我等もかしこへ生れて、物を思はで過さんすら  
んと、かゝるにつけても過ぎにし昔の憂き事ども思ひ出で語り續けて、只盡きせぬも  
のは涙なり。黄昏時も過ぎぬれば、竹の編戸を閉じ塞ぎ、燈かすかに揺き立て、親  
子三人念佛して居たる所に、竹の編戸をほとくと、打ち敲く者出できたり。その時  
尼ども膽を消し、あはれ是は、云うがひなき我等が念佛してゐたるを妨げんとて、魔  
厭の來たるにてぞあらん。晝だにも人も訪ひ來ぬ、山里の柴の庵の内なれば、夜深け  
て誰か尋ねべき。僅に竹のあみ戸なれば、あけずとも押し破らんこと易かるべし。な  
か、只開けて入れんと思ふなり。それになさけを懸けずして、命を失ふものならば、  
年比頼み奉る彌陀の本願の強く信じて、ひまなく名號を稱へ奉るべし。聲を尋ねて迎  
へ給ふなる。聖衆の來迎にてましますれば、なか引接なかるべき。相構へて念佛怠り



給ふなと、互に心を誡めて、竹のあみ戸をあければ、魔厭にてはなかりけり。佛御前ぞ出できたる。妓王、あれはいかに、佛御前と見たてまつるは、夢かや現かといひければ、佛御前涙をおさへて、いま更斯様の事申せば、事新しくは侍へども、申さずば、又思ひ知らぬ身ともなりぬべければ、始よりして、申すなり。もとより妾は推参の者にて、出され参せ侍ひしを和御前の申條によつてこそ、召し返されても侍ふに、女の身のいひがひなきことは、我身に心を任せずして押しめられまらせ侍ふこと、いかばかり耻しく、片腹痛くこそ侍ひしか。和御前の出され給ひしを、見しにつけても、いつか又我身の上と思へば、嬉しとは更におもはず。障子に「いづれか秋にあはで果つべき」と書き置き給ひし筆の跡、實にもと思ひ侍ひしぞや。いつぞやは、又召され参らせて、今様語り給ひしにも、思ひ知られて侍ふなり。その後は御行方を何所とも知り参らせざりつるが、かやうに一所にと承まはてより後は、餘に羨しくて、常は暇を申し、かども、入道殿更に御用ひまします。熟々物を按ずるに、娑婆の榮花は夢の夢、樂み榮えて何かせん。人身な受け難く、佛教には逢ひ難し。此度泥犁に沈みなば、他生廣劫をば隔つとも、浮み上らんこと難かるべし。年の若きを頼むべきにあらず。老少不定の境なり。出る息の入るをも行つべからず。蜻蛉稻妻よりも猶はか

「娑婆 忍界と譯す  
三千大千國土の  
總名即ち此の國  
土」  
「泥犁 地獄」  
「他生廣劫」流轉し  
て他界に生死す  
ること。

「かついだる」被の  
字。カアテツキ  
ル。カアテツキ  
「往生の素懐」往生  
とは現世を辭し  
て淨土に生る  
こと素懐とは本  
義。

なし。一旦の樂みに倣つて後世を知らざらんことの悲しさに、今朝紛れ出て、かくなつてこそ参りたれとて、かついだる衣を打除たるを見れば、尼になつてぞ出できたる。斯様に、様をかへて参りたれば、日比の咎をば許し給へ、許さんとだに宣はば、諸共に念佛して、一つ蓮の身とならん。それに、猶心行き給はずば、是より何地へも迷ひ行き、如何ならん松が根、苔の席にも仆れ臥し、命のあらんかぎり念佛申して、素懐を遂げんと思ふなりとて、袖を顔におし當て、さめくとかきくどきければ、妓王、まことに、わごせの、それ程まで、思ひ給はんとは、夢にだに知らず、憂き世の中のさかなれば、身を憂しとこそ思ひしか、ともすれば、和御前のことのみうらめしくして、なまじひに今生をも後生をも、仕損じたる心地にてありつるが、左様にさまを變へておはしたれば、日比の咎は霞塵程も残らず、今は往生疑ひなし。此度素懐を遂げんこそ、何よりも又うれしけれ。妾が尼になりしをだに、ありがたきことの様、人もいひ我等も思ひ候ひしか、夫は世を恨み身を歎きたれば、様を變ふるも常の習ひ。和御前は、怨もなく歎もなし。今年は僅に十七になり給ふ人の、それ程に穢土を厭ひ、淨土を願はんと、思ひ立ち給ふ心こそ、誠の大道心とは覺ゆれ。嬉しかりける善知識かな。いざ、諸共に願はんとして、四人一所に籠り居て、朝夕佛前に花香を供へて、餘



「他念二水餘念とあり」  
「長講堂五條橋の西南にあり後白河法皇の創建にて宸像あり」

念なく願ひければ、遅速こそありけれ、四人の尼ども皆往生の素懐を遂げけるとぞ聞えし。されば後白河の法皇の、長講堂の過去帳にも、妓王、妓女、佛、刀自等が尊靈と、四人一所に入れられたり。ありがたかりし事どもなり。

### 六二代の后

昔より今に至るまで、源平兩氏朝家に召し使はれて、王化に従はず、おのづから朝權を輕んずる者には、互に戒を加へしかば、代の亂はなかりしに、保元に爲義斬られ、平治に義朝誅せられて後は、末々の源氏ども、或は流され、或はうしなはれて、今は平家の一類のみ繁昌して、頭をさし出す者なし。いかならん末の代までも、何事かあらんとぞ見えし。されども鳥羽の院、御晏駕の後は、兵革打ち續いて、死罪、流刑、闕官、停任、常に行はれて、海内も静かならず。世間も未だ落居せず。就中、永曆應保の比よりして、院の近習者をば、内より御戒あり。内の近習者をば、院より戒めらる、間上下恐れをのいて、安心もせず、只深淵に臨んで、薄氷をふむに同じ。主上、上皇、父子の御間に、何事の御隔かあるなれども、思の外の事ども多かりけり。是も世流季に及んで、人兇惡を先とする故なり。主上常は、院の仰をば申し

「太皇太后藤原多子で賴長の養女實は大炊御門右大臣公能の女今鏡に多子は近衛帝の時に輔宮より先きに皇后に立たりたり時に十一の台記に及帝王編年記に久安六年正月十日とあり。保元元年十月廿七日皇太后同二年二月三日太皇太后となり給ひぬ」  
「高力士」天力士の義。  
「右大臣家」公能のこと。  
「食議衆人集つて評議すること詮議は轉じたるものにて理由を極むること」  
「先蹤」先例。  
「震旦」支那のこと。  
「明天武后」則天は才人なり、此處に皇后とあるは文

返させおはしましける中に、人、耳目を驚し、世以て大きに傾け申すことありけり。故近衛の院の后、太皇太后宮と申ししは、大炊の御門の右大臣公能公の御女なり。先帝に後れ奉らせ給ひて後は、九重の外、近衛原の御所にぞ移り住ませましましける。前の後の宮にて、かすかなる御有様に渡らせ給ひしが、永曆のころはひは、御年十二三にもやならせましくけん。御盛も少し過ぎせおはしますほどなり。されども天下第一の美人の聞えましくければ、主上色にのみ染める御心にて、竊に高力士に詔して、外宮に引き求めしむるに及んで、この大宮へ御覽書あり。大宮敢て聞しめしも入れず。さればひたすら、はやほに現はれて、后御入内あるべきよし、右大臣家に宣旨を下さる。此事天下に於いて異なる詔旨なれば、公卿僉議ありけり、各意見のいふ。先づ異朝の先蹤をとぶらふに、震旦の則天皇后は、唐の太宗の后、高宗皇帝の繼母なり。太宗崩御の後、高宗の后に立ち給ふことありけり。それは異朝の先規たる上、別段の事なり。然れども我朝は、神武天皇より以來、人皇七十餘代に及ぶまで、未だ二代の后に立たせ給ふ例を聞かずと、諸卿一同に訴へ申されたりければ、上皇も然るべからざるよし、こしらへ申させ給へども、主上仰せありけるは、天子に父母なし、我十善の戒功によつて、今萬乘の寶位を保つ。是程のこと、などか叡慮に任せざるべ







も云ふ。  
 「兼盛が遺系圖に善臣とある其安は善子育子藤原忠通の養女となりぬ。六條帝實は徳大寺左大臣實能の女の出。育子は中宮なりしつば養育し奉りたるものなり(今鏡)。  
 「南面」天子は南面す莊子に南面王樂云々とあり。  
 「萬機」帝王の政事は一日萬機とて政務の多端なることな云ふ。  
 「忠仁公」藤原忠房。  
 「踐祚」祚は祚とある正し寶祚のことにて御位を云ふ。  
 「階」階は階の義階を踏んで帝王の位に即くな云ふ踐階とあるが正し。  
 「南北二京」奈良京都。  
 「淡海公」藤原不比等。  
 「教待和尚」元享釋

て受禪ありしかば、天下何となうあわてたる様なりけり。その時の有識の人々申しあはれけるは、先づ本朝に、童帝の例を尋ぬるに、清和天皇九歳にして、文徳天皇の御譲を受けさせ給ふ。これ彼周公旦の成王に代り、南面にして、一日萬機の政事を治め給ひしに擬へて、外祖忠仁公、幼主を扶持し給へり。是ぞ攝政のはじめなる。鳥羽の院五歳、近衛の院三歳にて踐祚あり。彼をこそ、いつしかなれと申し、に、是は二歳にならせ給ふ。先例なし物騒しともおろかなり。さる程に同じき七月二十七日、上皇遂に崩御なりぬ。御歳二十三歳、蕾める花の、散れるが如し。玉の簾、錦の帳の内、皆御涙に咽はせおはします。やがてその夜、廣隆寺の良、蓮臺野の奥、船岡山に收め奉る。御葬送の夜、興福、延暦兩寺の大衆、額打論といふ事をし出して、互に狼藉に及ぶ。一天の君崩御なつて後、御墓所へわたし奉る時の作法は、南北二京の大衆悉く供奉して、御墓所の廻に、我寺々の額をうつことありけり。先づ聖武天皇の御願、争ふべき寺なければ、東大寺の額を打つ。次に淡海公の御願とて、興福寺の額を打つ。北京には、興福寺に向へて延暦寺の額を打つ。次に天武天皇の御願、教待和尚、知證大師の創造とて、園城寺の額を打つ。然るを山門の大衆、いかゞ思ひけん、先例を背いて、東大寺の次、興福寺の上に、延暦寺の額を打つ間、南都の大衆とやせまし

書に見ゆれど傳詳ならず。和尙は禪宗にてはシヤヤ天台にてはクワシヤヤ眞言にてはソシヤヤ律宗ではワシヤヤと呼ぶ、師のこと。  
 「智證大師」讃州那智郡の人寛平四年十月寂年七十八朝延より賜はる僧侶の尊稱。

「山門」比叡山延暦寺。  
 「二十九日」百練抄に永萬元八月九日延暦寺僧下洛機拂清水寺是二條院御葬禮夜諸寺念佛僧詳夜之時興福寺僧打破延暦寺額板之故とあり。  
 「西坂本」叡山の西麓京都に向ひたる方を云ふ。  
 「一院」後白河院。陣頭宮中武衛の官のある所。

かくやせましと詮議する所に、爰に興福寺の西金堂主、觀音房、勢至房とて、聞えたる大惡僧二人ありけり。觀音房は黒糸威の腹巻に、白柄の長刀くきみじかに取り、勢至房は、萌黄威の鏡着、黒漆の太刀持つて、二人つと走り出で、延暦寺の額を切つて落し、散々に打ち割り、うれしや水、なるは瀧の水、日は照るとも絶えずと、うたへと、はやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入りにける。

九 清水炎上

山門の大衆、狼藉をいたさば、手向すべき所に、心深う狙ふ方もやありけん、一言葉も出さず、帝崩れさせ給ひて後は、心なき草木までも皆憂へたる色にこそあるべきに、この騒動のあさましさに、貴きも賤しきも、肝魂を失つて四方へ皆退散す。同じき二十九日の午の刻ばかり山門の大衆夥しう下洛すと聞えしかば、武士檢非違使、西坂本に行き向つて、防ぎけれども、事ともせず押し破つて亂入す。又何者の申し出したりけるやらん、一院、山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべき由聞えしかば、軍兵内裏に參じて、四方の陣頭を固めて警護す。平民の一類、皆六波羅へ馳集る。一院も急ぎ、六波羅へ御幸なる。清盛公、その時は、未だ大納言の右大將にておはしける



「さる事」平家討伐の事なす。「外なる事」案清水寺延暦十七年鎮守府將軍坂上田村丸を説きて建立せし寺。「會誓の誓」周の敬王の時越王勾踐吳を攻む越山に敗れ越王は降服し越王は忠臣范蠡再舉して吳王扶差を廢して遂に吳を滅したる事。轉じては復讐の義。「火口云々」觀音を信ずれば火口變じて池と爲る。浮文法華經八觀音品に據つて觀音の燒拂はれたるを罵倒せらるる事。「曆劫」は久しく年所をふる事。「不思議は不可思議」略觀音は千萬年經とも御利益あるもの、清水寺は今燒拂

が、大きに恐れさわがれけり。小松殿何によりて、只今さる御事の渡らせ給ひ候ふべきと、鎮め申されけれども、兵ども騒ぎ旬ること夥し。されども山門の大衆、六波羅へは寄せずして、そらなる清水寺に押し寄せて、佛閣僧房一字も残さず燒き拂ふ。是は去ぬる御葬送の夜の、會稽の耻を清めんがためとぞ聞えし。清水寺は、興福寺の末寺たるによつてなり。清水寺燒けたりけるあした、觀音火坑變成池は如何にと札に書いて、大門の前にぞ立つたりける。次の日、又歴劫不思議力及ばずと、返しの札をぞ打つたりける。衆徒歸り上りければ、一院も急ぎ六波羅より還御なる。御送には重盛の卿ばかりぞ參られける。父の卿は參られず。猶用心のためかとぞ見えし。重盛の卿、御送より歸られければ、父の大納言の給ひけるは、さても一院の御幸こそ大きに恐れ覺ゆれ。豫ねても思しめしより、仰せらるる旨のあればこそ、かくは聞ゆらめ。それにも猶打ち解け給ふまじとの給へば、重盛の卿申されけるは、此事ゆめく御言葉にも御けしきにも、出させ給ふべからず。人に心附け顔に、中々悪しき御事なり。是につけても能く々寂慮に背かせ給はで、人のために御なさを施させまじまじとて、神明三寶加護あるべし。さらに取つては、御身の恐候ふまじとて、立たれたれば、重盛の卿は、ゆゑしうおほやうなるものかなとぞ、父の卿もの給ひける。一院還御の

はれたれども觀音利生の方便にてどんな不思議な冥理があるか計られずとの返札同じ法華經の語。「三寶」佛法僧西光法師藤原成平五男俗名師光平治元年十二月信西を送りて田原山にて出家安元三年清盛の命に斬らるる、六條河原に斬らるる。

「主上」六條院。「昭穆」昭は明、穆は敬、先祖の位牌又は父子の義にも用ひらる。「太上天皇」讓位後の天子即ち上皇のこと仙洞とも云ふ。「大極殿」天子が萬正殿をみそなばす

後、御前に疎からぬ近習者達數多く候はれけるが中に、さても不思議の事を申し出したるものかな。露も思し召しよらぬものをと仰せければ、院中の切者に西光法師といふ者あり。折節御前近う候ひけるが、進み出で、天に口なし、人を以ていはせよと申す。平家以外の外の過分に候ふ、天の御計ひにやとぞ申しける。人々この事よしなし、壁に耳あり。おそろしくとぞ、各さやきあはれける。さる程に、その年は諒闇なりければ、御禊、大嘗會も行はれず、建春門院、その時は未だ東の御方と申しける、その御腹に、一院の宮の五歳にならせ給ふのまし／＼けるを、太子に立て參らつさせ給ふべしと聞えし程に、同じき十二月二十四日俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。明くれば改元あつて仁安と號す。十月八日の日、去年親王の宣旨蒙らせ給ひたりし皇子、東三條にて、春宮に立たせ給ふ。春宮は、御伯父、六歳。主上は御甥、三歳。何れも昭穆に相叶はず。但し寛和二年に、一條の院六歳にて御即位あり。三條の院十一歳にて春宮に立たせ給ふ。先例なきにしもあらず。主上は二歳にて、御讓を承けさせ給ひて、僅五歳と申し、二月十九日に、御位をすべつて、新院とぞ申しける。未だ御元服もなくして、太上天皇の尊號あり。漢家、本朝これやはじめならん。仁安三年三月二十日の日、新帝大極殿にして御即位あり。抑も此君の位に即かせ給ひぬるは、いよいよ平



「叙位叙目」位に叙し目録に記すことにて任官の義。  
 「楊貴妃」玄宗の女愛妃。  
 「楊國忠」楊貴妃の從祖兄。一時權柄を專にせる爲め國人の怨府となり天寶十五年安祿山の反軍に殺さる。  
 「院」後白河院。  
 「内」禁裏。此處は天子を指す。  
 「北面」後白河院の時おかれたり上北面は五位下北面は六位後鳥羽帝別に西面十人をも置き給ひしども一代にて止みぬ。  
 「貞盛」國香の子鎮守府將軍從三位陸奥守。  
 「秀郷」村雄の子鎮守府將軍從四位下武藏守。  
 「貞任」安倍賴長の子。  
 「宗任」貞任の弟前九年の役に捕へ

家の榮花とぞ見えし。國母建春門院と申すは、平家の一門にておはします、取別け入道相國の北の方、八條の二位殿の御妹なり。又平大納言時忠の卿と申すも、此女院の御兄なる上、内の御外戚なり。内外につけても、執權の臣とぞ見えし。其比の叙位、除目と申すも、偏にこの時忠の卿のまゝなりげり。楊貴妃が幸ひし時、楊國忠が榮えし如し。世のおぼえ、時の綺羅めでたかりき。入道相國天下の大小事を宣ひあはせられたりければ、時の人平關白とぞ申しける。

### 十 殿下の乗合

さる程に、嘉應元年七月十六日、一院御出家あり、御出家の後も、萬機の政をしらしめされければ、院、内、わくかたなし。院中に近く召し使はれる公卿殿上人、上下の北面に至るまで、官位俸祿、皆身に餘るばかりなり。されども人の心の習にて、猶飽き足らで、あつばれその人の失せたらば、その國はあきなん、その人の亡びたらば、その官にはなりなむなんど、疎からぬどちは、寄り合ひくさやきけり。一院も内々仰なりけるは、昔より代々の朝敵を平げたるもの多しといへども、未だ斯様の事なし。貞盛、秀郷が將門を討ち、賴義が貞任、宗任を亡し、義家が武衛、家衡を攻

られて松浦に流さる。

「殿下」基房。藤原道長に倣ひて殿下の尊稱を用ひるに、攝關を用ひるにも、太子親王、准皇等の尊稱「骨法」作法。

めたりしにも、勳賞行はれしこと、受領には過ぎざりき。清盛が、かく心のまゝにふるまうことこそ然るべからね。これも世末になつて、王法の盡きぬる故なりとは、仰なりけれども、序なければ、御誠もなし。平家も又別して、朝家を怨み奉ることもなかりしが、世の亂れ初めける根本な、去嘉應二年十月十六日、小松殿の次男新三位の中將資盛の卿、その時は未だ越前の守として、生年十三になられけるが、雪ははだれに降うつたりけり。枯野の景色まことに面白かりければ、若き侍共、三十騎ばかり召し具して、蓮臺野や、紫野、右近の馬場に打ち出で、鷹ども數多すゑさせ、鶉、雲雀を追ひ立て追ひ立て、ひねもすに獵り暮し、薄暮に及んで六波羅へこそ歸られけれ、その時の御攝籙は、松殿にてぞましくける。東洞院の御所より御參内ありけり。郁芳門より入御なるべきにて、東の洞院を南へ、大炊の御門を西へ御出なる。資盛の朝臣、大炊の御門猪のくまにて、殿下の御出に鼻突に參りあふ。御供の人ども何者ぞ、狼籍なり、御出のなるに、乗物より下り候へくと、いらでけれども、餘に誇り勇み、世を世ともせざりける上、召し具したる侍共も、皆二十より内の若者どもなれば、禮義骨法辨へたる者一人もなし。殿下の御出ともいはす、一切下馬の禮義にも及ばず、唯騙け破うつて通らんとする間、暗さは暗し、つやく太政入道の孫とも知らず。又少



「頼政」源仲政の男。  
 「光基」源光信の男。  
 「びろろ」尾籠の音に當て漢字を音讀したるもの無禮と同じ。

少は知りたれども、そらしらずして、資盛の朝臣の始として、侍共皆馬より取つて引き下し、頗る耻辱に及びけり。資盛の朝臣、はふく六波羅へ歸りおはして、祖父の相國禪門に此の由訴へ申されければ、入道大に怒つて、假令、殿下なりとも、淨海があたりをば憚り給ふべきに、左右なうあの幼き者に、耻辱を與へられるこそ遺恨の次第なれ。かゝる事よりして、人には欺るゝぞ。此事殿下に思ひ知らせ奉らでは、えこそあるまじければ、如何にもして、殿下を怨み奉らずやとの給へば、重盛の卿申されけるは、是は少しも苦しう候ふまじ。頼政、光基など申す源氏共に、あざむかれても候はん、誠に一門の耻辱にても候ふべし。重盛が子どもとて候はんするものが、殿の御出に参り逢ひて、乗物より下り候はぬことこそ、返すくも尾籠に候へとて、その時、事に遭うたる侍共皆召し寄せて、自今以後、汝等よく心得べし。誤つて殿下へ無禮の由を申さばやと思へとてこそ返されけれ。其後入道、小松殿には、かくとも給ひも合せずして、片田舎の侍の極めてはらかに、入道の仰より外、又世に恐しき事なしと思ふ侍共、難波、妹尾を始として、都合六十餘人、召し寄せて、來る二十一日、殿下御出あるべかんなり。いづくにても待ち受け奉り、前驅、御隨身共が警切つて、資盛が耻雪げとこそ給ひけれ。兵ども畏り承つてまかり出づ。殿下、

「直廬」考證に直廬其意不常定。天元五年兼義公頼忠以直廬如此例不可勝計とあり。直は宿直の義、晝は直、夜は宿と云ふ。  
 「前驅」センガとよむ。  
 「追つめ」の後に、馬より取つて落しを入れる。  
 「高麗」正節隆教に作る。  
 「主基房」のこと。  
 「むなび」牛の胸から背にかけてある組緒。  
 「東帯冠絶劍笏等」を備へたる正装。  
 「大織冠」鎌足。  
 「淡海公」不比等。  
 「忠仁公」良房。

是をば夢にもしろしめされず。主上、明年御元服、御加冠、拜官の御定のために、御直廬暫くにあるべきにて、常の御出よりは引き繕はせ給ひて、今度は待賢門より入御あるべきにて、中の御門を西へ御出なる。猪のくま、堀川の邊にて、六波羅の兵ども、ひた甲三百餘騎待ち受け奉り、殿下を中に取りこめ参らせて、前後より一度に、鬨をどつとぞつくりける。前驅、御隨身どもが、今日を晴と装束いたるを、あそこを追ひかけ、こゝに追ひつめ、散々に掠略し、一々に皆鬘を切る。隨身十人の中、右の府生武基が鬘をも切られてんけり。その中に、藤藏人の大夫高範が鬘を切るとて、是は汝が鬘と思ふべからず、主の鬘と思ふべしと、言ひ含めてぞ切つてんげる。その後、御車の内へも、弓の筈つき入れなんどして、簾かなぐり落し、御牛の尻がひ、むながひ切り放ち、かく散々にし散し、喜のときを咄とつくり、六波羅へ参りけれ、入道、神妙なりとぞの給ひける。御車添には、因幡のさいづかひ、鳥羽の國久丸といふ男、下臈なれども、さかしくしき者にて、御車をしつらひつかまアあて、中の御門の御所へ還御なし奉る。東帯の御袖にて、御涙をおさへさせ給ひつゝ、還御の儀式のあさましさを、申すもなかくおろかなり。大織冠、淡海公の御事は、擧げて申すに及ばず。忠仁公、昭宣公より以來、攝政關白の、かゝる御目に遭はせ給ふ事、未だ承



「昭宣公」基經  
「勳當」律に勳へて  
其罪に當つる  
義、轉じて君父  
の旨に違つて臣  
子の絶縁して逐  
はるること。  
「旂檀」經文より出  
でたる文句なら  
ん。此の作者は  
又他に榮種の二  
葉と云ふ文句を  
も用ひたり。

「兼宣旨」豫れて勅  
命を蒙る義。  
「慶申」大臣披露の  
宴。

一  
り及ばず。是れこそ平家の悪行の始なれ。小松殿、大きに騒いで、その時行き向つた  
侍共、皆勘當せらる。假令入道如何なる不思議を下知し給ふとも、など重盛に夢  
ばかりも知らせざりけるぞ。大凡は資盛奇怪なり、旂檀な二葉より芳しとこそ見えた  
れ。既に十二三にならんする者が、今は禮義を存知してこそ振舞ふべきに、かやうの  
尾籠を現じて、入道の悪名を立つ、不孝のいたり。汝一人にありとて、暫く伊勢の國  
へ逐つ下さる。さればこの大將をば、君も臣も御威ありけるとぞ聞えし。

十一 鹿谷

主上御元服の御定め、その日は延びさせ給ひて、同じき二十五日院の殿上にてぞ、  
俄に御元服の御定めはありける。攝政殿、さても渡らせ給ふべきならねば同じき十二  
月九日の日兼宣旨を蒙らせ給ひて、十四日太政大臣に上らせ給ふ。頓て同じき十七日  
慶申のありしかども、世間は猶もにがしくしうぞ見えし。さる程に今年も暮れて、  
嘉應も三年になりけり。正月五日の日、主上御元服あて、同じき十三日朝親の行幸  
ありけり。法皇、女院、待ち受け参らせ給ひて、初冠の装、いかばかりらうた  
く思しめされけん。入道相國の御女、女御に参らせ給ふ。御年十五歳、法皇御猶子の

「妙音院」藤原師長  
孫の達人熱田  
神宮にて彈じた  
り悪左府の子。  
「實定」從一位右大  
臣公能の子。  
「兼雅」從一位大政  
大臣忠雅の子。  
「眞讀」とは大般若  
經を眞に讀むこ  
となり。大般若  
は六百卷あり釋  
尊五十七より七  
十まで十四年間  
に説法せられた  
る者。  
「甲良」武内宿禰を  
祭る。  
「八幡」應神天皇を  
祭る。

「櫻花」大納言にた  
とふ。

儀なり。妙音院の殿、太政の大臣その時は未だ内大臣の左大將にてましましけるが、  
大將を辭し申させ給ふことありけり。時に徳大寺の大納言實定の卿、その任に相當り  
給ふ。又花山の院の中納言兼雅の卿も所望あり。その外、故中の御門の藤中納言家成  
の卿の三男新大納言成親の卿もひらに申さる。この大納言は院の御氣色よかりけれ  
ば、様々の祈りども始めらる。先づ八幡に百人の僧を込めて、眞讀の大般若を七日讀  
ませられたりける最中に、甲良の大明神の御前なる橘の木へ、男山の方より山鳩三つ  
飛び來つて、食ひ合ひてぞ死にける。鳩は八幡大菩薩の第一の使者なりければ、宮  
寺にかゝる不思議なしとて、時の檢校慶濟法印、此由内裏へ奏聞したりければ、是徒  
事にあらず。御卜あるべしとて、神祇官にして御卜あり。重き御慎と占ひ申す。但し  
是は君の御慎にはあらず、臣下の慎なりとぞ申しける。それに大納言恐れも致されず、  
晝は人目の繁ければ、夜／＼な歩行にて、中の御門烏丸の新大納言の宿所より、賀茂  
の上の社へ七夜續けて参られけり。七夜に満する夜、宿所に下向してちつと、打ちま  
どろみたりける夢に、鴨の上の社へ参りたると思しくて、御寶殿の御戸押し開き、ゆ  
ゆしうけだかけなる御聲にて、

櫻花賀茂の川かせうらむなよ散るをばこそ留めざりけれ  
三五



「既幾爾ある外法  
として眞言の秘法  
諸願成就を祈  
る。」

「大路」オホチとチ  
の字清む

大納言、これに猶恐れをも致されず、賀茂の上の社の御寶殿の御後なる杉の洞に新  
しう壇の立て、或聖をこめて、既幾爾の法を百日行はせられるに、俄に空かき曇  
り、雷夥しう鳴つて、彼大杉上に落ちかゝり、雷火燃えあがつて、宮中既に危う見えけ  
を、宮人ども走り集つて、これを打ち消す。さてかの外法行ひける聖を、追出せんと  
す。我當社に百日參籠の志あつて、今日は僅に七十五日にこそあれ。全く出まじと  
て動かす。此の由を社家より内裏へ奏聞したりければ、唯法に任せよと宣旨を下さる。  
その時神人白杖を以て、彼聖が項をしらげて、一條の大路より南へ追越してんげり。  
神は非禮をうけ給はずと申すにこの大納言、非分の大将を祈り申されければにや、か  
かる不思議も出で来にけり。其比の叙位、除目と申すは、院、内の御ばかりにもあ  
らず、攝政關白の御成敗にも及ばず、世は一向平家の任にて有あひだは徳大寺、花  
山の院もなり給はず、入道相國の嫡男小松殿、その時は未だ大納言の右大将にておは  
しけるが、左に移つて、次男宗盛、中納言にておはせしが、數輩の上臈を超越して、  
右に加へられけるこそ、申すばかりもなかりしか、中にも徳大寺殿は、一の大納言に  
て、華族、英雄、才覺優長、家嫡にておはしけるが、平家の次男宗盛の卿に、加階越  
えられ給ひけり。但し御出家などもやあらんずらんと、人々申合れけれども、徳大

「父の卿」成親の父  
家成  
「大國」太寶令以來  
國を大國上中下  
の四等に分た  
る。  
「天覽」障礙又壽命  
と譯す悟道の障  
礙となるもの邪  
神の義に用ふ。  
「俊寛」大納言源雅  
俊の孫木寺法印  
常雅の子。  
「僧部」僧正に次ぐ  
僧官、大小僧各  
正權あり四位相  
當に准ぜらる。

寺殿は、暫く世のならん様見んとて、大納言を辭して、籠居とぞ聞えし。新大納言成  
親の卿の給ひけるは、徳大寺、花山の院に越えられたらんな、いかせん。平家の次  
男宗盛の卿に、加階越えられぬこそ遺恨の次第なれ。是れに入道相國よろす思ふ様  
なるが致す所なり、いかにもして平家を亡し、本望を遂げんとの給ひけるこそ恐し  
れ。父の卿はこの齡では、僅中納言までこそ至られしか、その末子にて、位正二位、  
官大納言に經上つて、大國數多たまはりて、氏族所從朝恩に誇れり。何の不足あつてか、  
かゝる心つかれけん。偏に天魔の所爲とぞ見えし。平治にも、越後の中將とて、信賴  
の卿に同心の間、その時既に誅せらるべかりしを、小松殿のさまに申させ給ひて、  
首を續ぎ奉つてましたしけるをその恩の忘れて、外人もなき所に兵具を整へ、軍兵を語ら  
ひおき、朝夕は唯軍合戦の營の外は、又他事なしとぞ見えたりける。東山鹿が谷と  
いふ所は、後は三井寺に續いて、ゆゑしき城郭にてぞありける。それに俊寛僧都の山  
庄あり。彼に常は寄りあひ、平家亡すべき由の謀をぞ回らしける。或時法皇も  
御幸なる、故少納言入道信西の子息、淨憲法印も御供仕らる。その夜の酒宴に、此  
由を仰せ合せられたりければ、法印あなあさまし、人數多承り候ひぬ。唯今洩れ聞え  
て、天下の御大事に及び候ひなんすと申されければ、大納言氣色かはつて、つと立たれ



「狩衣始は鷹狩に用たる服、後に官服となりぬ。單の絹にて作る。五位以上は織物六位以下は無文布衣。是なほ盤領にて袖括りあるもの。裾は裾の外へ出づ。襷を帯にて用ふ。袴は指貫を用ふ。」

「儀樂」江家次第所稱散樂是也今二稱胡德樂取二類子。是又儀樂也。舊記作三散樂。凡上世稱儀樂者皆俳優也。後世俳優稱樂者亦此謂乎狂言の類にて滑稽なる舞のこと。

「康賴」信濃守平賴季の男北面の武士保元平治の二書に康賴とあり。判官は後非流使の尉のこと。

「源信雅の子」源信雅の子。

「信房」治部大輔藤原信房の子。

十二 鷓鴣川合戦

けるが、御前に立てられたりける瓶子を、狩衣の袖にかけて引き倒されたりけるを、法皇御覽なつて、あれはいかにと仰せければ、大納言立返つて、平氏たふれ候ひぬと申されける。法皇もゑつばに入らせおはしまし、物ども參つて猿樂仕れと仰せければ、平判官康賴、つと參つて、嗚呼、餘にへいじの多う候ふに、もて酔ひて候ふと申す。俊寛僧都さてそれをばいか、仕り候ふべき。西光法師、唯首を取るには如かじとて、瓶子の首を取つてぞ入りにける。法印餘のあさましさに、つやく物も申されず、返すくも恐しかりしことどもなり。與力の輩誰々ぞ、近江の中將入道蓮淨、俗名成正、法勝寺の執行俊寛僧都、山城の守基兼、式部の大輔雅綱、平判官康賴、宗判官信房、新平判官資行、武士には多田の藏人行綱を始として、北面の者共多く與力してんけり。

抑 此法勝寺の執行俊寛僧都と申すは、京極の源大納言雅俊卿の孫、木寺の法印寛雅には子なりけり。祖父大納言はさして弓矢取る家にはあらねども、あまりに腹悪しき人にて、三條の坊門、京極の宿所の前をば、人をも易く通されず、常は中御門に

「原家信の子」實「主水正藤原實盛の子」

「行綱」源頼盛の子。

「尊者」大饗の時の第一の客。

「問之物」とはあひひの物の義なり。禮物の間に他のエピソードのあつた不便なれは正簡に別本と讀者の便を計りて文中に加ふ。

た、すみ、齒をくひしばり、怒つてこそおはしけれ。かゝる恐しき人の孫なればにや、この俊寛も僧なれども、心猛う、よしなき謀反にも與してけるなり。新大納言成親の卿、多田の藏人行綱を招いて、今度御邊のば、一方の大將に頼むなり。此事しおほせつるものならば、國をも庄をも所望によるべし。先づ弓袋の料にとて、白布五十反送られたり。安元三年三月十五日の日、妙音院殿、太政大臣に轉じ給へり。代に小松殿、源大納言定房卿を越えて、内大臣になり給ふ。やがて大饗行はる。大臣の大將めでたかりき。尊者には、大炊御門の右大臣經宗公とぞ聞えし。一のかみこそ先途なれども、父宇治の悪左府の御例その恐あり。北面は上古にはなかりけり。白河の院の御時、始め置かれてより以來、衛府ども數多候ひけり。爲俊、盛重、童より、今犬丸、千手丸とて、是等は左右なき切者にてぞありける。鳥羽の院の御時も、季頼、季教父子、共に朝家に召し使はれてありしが、常は傳奏する折もありなど聞えしかども、此等は身の程をふるまひてこそありしか、此時の北面の輩は、事の外に過分にて、公卿殿上人をも事ともせず、下北面より上北面に上り、上北面より殿上の交を許さる、者も多かりけり。かくのみ行はる、問、をされる心どもつきて、よしなき謀反にも與してけるにこそ。(以上問之物)



「健兒」大饗の時第一の客。衛士の類で兵部省に屬し諸國の數百人ある後世の中間足輕の如き者。

「御格勤」鎌倉時代に御格勤と云しものならん膳部を司るもの中居殿原とも稱す。

「初賀」初を賀うて宮中を護衛する者近衛兵衛衛門等の總稱、尉は長官次官の次。

「追儼」十二月晦日に大舍人東面を被りて鬼を務め除陽察祭文を以て下殿上へ上棟以て茶の矢に桃の弓を年の功過に之の目につて任官せらるる目、追儼の除目。

「召公」周の召公奭の下の召公奭を義判せるが死後其の體を墓にひ

故少納言入道信西の許に召し使はれける師光、成景といふものあり。師光は阿波の國の在廳、成景は京の者、宿根賤しき下薦なり。健兒童か、若くは恪勤者にてもやありけん。さかしくしかりしによりて院へも召し使はれけるが、師光は左衛門の尉、成景は右衛門の尉として、二人一度に初賀の尉になりぬ。一年信西寺に遭ひし時、二人共に出家して、左衛門入道西光、右衛門入道西景として、此等は出家の後も、院の御倉預にてぞ候ひける。かの西光が子に、師高といふ者あり。是も左右なき切者にて、檢非違使五位の尉まで經上つて、剩へ安元元年十二月二十九日、追儼の除目に、加賀守にぞなされる。國務を行ふ間、非法非禮を張行し、神社佛寺、權門勢家の所領を沒倒して、散々の事共にてぞありける。假令召公が跡を隔つといふとも、穩便の政を行ふべかりしに、かく心のまゝにふるまふ間、同二年の夏の比、國司師高が弟、近藤判官師經を、加賀の目代に補せらる。目代下着の始、國府の邊に鶴川といふ山寺あり。折節寺僧共が、湯を沸いて浴びけるを、亂入して逐ひ上げ、わが身あび、難人ばらおろし、馬洗はせなんどしけり。寺僧怒をなして、昔よりこの所は國方の者の入部することなし。先例に任せて、速に入部のわうばう止めよとぞ申しける。目代大に怒つて、前々の目代は、皆不覺でこそいやしまれたれ。當目代に於いては、すべてその

て堂梨の枝を代らざりしこと。劉商の時、雲野行春向、右野人、惠欲、移家、東風二月、淮陰郡、雉見堂梨、一樹、花、此の義はよ、しや召公の如き、公明正大なる徳、便政事を行ふべきに然らずして、暴横なる振舞多しとの義。

「白山」養老甲斐澄大師靈廟を占めて、權現を齋した。

「三舍八院」白山の別宮、佐羅中宮の三社。

南北に四寺づある北に隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南に昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮華寺あり八院とは是。

儀あるまじ。唯法に任せよといふ程こそありけれ、寺僧どもは、國方の者を追ひ出さんとす、國方の者共は次手を以て、亂入せんと打ち合ひ、張り合ひしける程に、目代師經が秘藏しける馬の足をぞ打ち折りける。その後は互に弓箭兵仗を帶して、射合ひ切り合ひ數刻戦ふ。夜に入りければ、目代かなはじとや思ひけん、引き退き、其後當國の在廳等、一千餘人催し集め、鶴川に押し寄せ、坊舎一宇も残さず皆焼き拂ふ。鶴川といふは、白山の末寺なり。この事訴へんとて、進む老僧誰々ぞ、智釋、覺明、法臺坊、正智、學音、土佐の阿闍梨ぞ進んだる。白山三社八院の大衆、悉く起りあひ、都合その勢二千餘人、同七月九日の日の暮方に、目代師經が館近くこそ押し寄せたれ。今日は日暮れぬ。明日の軍と定めて、その日は寄でゆらへたり。露吹き結ぶ秋風は、射向の袖を濡し、雲井を照す稻妻は甲の星を輝す。目代かなはじとや思ひけん、夜逃にして京へ上る。明くる卯の刻に押し寄せて、関をどつとぞつくりける。城の中には音もせず。人を入れて見せければ、皆落ちて候ふと申す。大衆力及ばで引き退く。去らば山門へ訴へんとて、白山中宮の神輿飾り奉つて、比叡山へ振り上げ奉る。同じき八月十二日の午の刻ばかり。白山中宮の神輿、既に比叡山東坂本に着かせ給ふと聞えしかば、北國の方より雷公夥しく鳴つて、都をさして鳴り上り、白雪降つて地を埋み、



山上洛中おしなべて、常磐の山の梢まで皆白妙になりにけり。

十三願立

「客人の宮伊井諸尊を指し明利権現を御子菊理姫尊と爲して云へ

神輿せば、客人の宮へ入れ奉る。此のまらうどと申すは、白山妙理権現にておはします。申せば父子の御中なり。先づ沙汰の成否は知らず。生前の御喜、唯この事にあ

加茂川の水、雙六の骰、山法師、これぞ我御心になはぬものと、白河の院も仰せ

「平泉寺山門の末寺とせられたるは百餘抄に久安二年五月四日とあり。

なりけるとかや。鳥羽の院の御時も、越前の平泉寺を、山門へ寄せられけることは、當山を御歸依淺からざるによつてなり。非を以て理とすと、宣下せられてこそ、院宣







「うけのいて」穿除  
いてなり。

命を延べて奉らん。それを不足に思し召さば、力及ばずとて、山王あがらせ給ひけり。母上この御立願の御事、人にも語らせ給はねば誰洩しぬるらんと、少しも疑ふ方もましまさず。(御心中の事どもを、ありのまゝに御託宣ありぬれば、愈々心肝に添うて、特に尊く思し召し、假令一日片時と侍ふとも、ありがたくこそ侍ふべきに、まして三年が命を延べて給らんと仰せらるゝこそ、誠にありがたく侍へども、御涙をおさへて御下向ありけり。その後紀伊の國に殿下の領、田中の庄といふ所を、永代八王子へ寄進せらる。されば今の世に至るまで、八王子の御社にて、法華問答講、毎日退轉なしとぞ承る。かゝりし程に、後二條の關白殿、御病輕ませ給ひて、もとの如くにならせ給ふ、上下喜びあはれし程に、三年の過ぐるは夢なれや、永長二年になりけり。六月二十一日、又後二條の關白殿、御髪の際に悪しき御瘡出でさせ給ひて、打ち臥させ給ひしが、同じき二十七日、御年三十八にて終にかくれさせ給ひぬ。御心の猛き理の強さ、さしもゆゝしくおはせしかども、まめやかに事の急にもなりぬれば、御命を惜ませ給ひけり。誠に惜しかるべし。四十にだに満たせ給はで、大殿に先立たせ給ふこそ悲しけれ。必ず父を先立つべしといふことなけれども、生死の律法に隨ふならひ、萬徳圓滿の世尊、十地苦行の居士達も力及ばせ給はぬ次第なり。慈悲具足の山王、利

「十地」とは欢喜地、離垢地、發光地、

物の方便にてましますれば、御咎なかるべしとも覺えず。

### 十四 御輿振

さる程に、山門には、國司加賀の守師高を流罪に處せられ、弟近藤判官師經を禁獄せらるべきより、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許なかりしかば、日吉の祭禮を打ち止め、安元三年四月十三日の、辰の一點に、十禪師、客人、八王子、三社の神輿を飾り奉つて、陣頭へ振り奉る。下松、切堤、加茂の川原、たやす、梅忠、柳原、東北院の邊に、白大衆、神人、宮仕、仙當充ちて、幾らといふ數を知らず。神輿は一條を西へ入らせ給ふに、御神寶天に輝き、日月地に落ち給ふかと驚かる。是によつて、源平兩家の大將軍に仰せて、四方の陣頭を固めて、大衆防ぐべきよし仰せ下さる。平家には、小松の内大臣の左大將重盛公、その勢三千餘騎にて、大宮表の陽明、待賢、郁芳、三つの門を固め給ふ。弟宗盛、知盛、重衡、叔父頼盛、教盛、經盛なんどは、西南の門を固め給ふ。源氏には、大内守護の源三位頼政、渡邊の省、授を先として、その勢僅に三百餘騎、北の門、縫殿の陣を固め給ふ。所は廣し、勢は少し、疎にこそ見えたりけれ。さて大衆無勢たるによつて、北の門、縫殿の陣より、神輿を入

娑婆地、離勝地、現前地、遠行地、不動地、善慧地、法雲地を云ふ。凡夫より成佛まで五十二段あり。十信、十住、十行、十回向、十地、等營、妙覺、此の中十地以前を凡夫の菩薩とし、十地の初より聖者の菩薩とす。

「陣頭」宮中の近衛衛門等武官の居所。専當し寺僧の役名ならん。

日月ニチカとツを吞む。







十五 内裏炎上

「兼光參議藤原眞夏の裔中納言實長の子。」  
 「座主藤原氏實長に取學解僱禮額拔者一名座主也。」  
 「古高僧呼謂者爲高座或是高座之主也。」  
 「眞和天皇の座主は淳和尙始めて任ぜらる。」  
 「赤山の社」西坂本にあつて大唐神又素盞鳴神を祭ると。  
 「祇園」祇園緣起に名九相其國有園名吉祥其園中有城天王娶妻羅龍王之女生八王子谷屬八〇五四神云々。  
 「兼燭」日暮。  
 「主上」高倉帝。  
 「平兼」兼兼に對し

夕に及んで、藏人の左少辨兼光に仰せて、院の殿上にて、俄に公卿僉議ありけり。去んぬる保安四年四月に、神輿入洛の時は座主に仰せて、赤山の社へ入れ奉つる。又保延四年七月に、神輿入洛の時は、祇園の別當に仰せて、祇園の社へ入れ奉つる。今度も保延の例たるべしとて、祇園の別當權の大僧都澄憲に仰せて、兼燭に及んで、祇園の社へ入れ奉らる。神輿に立つ所の矢をば、神人してこれを抜かせらる。昔より山門の大衆、神輿を陣頭へ振り奉ることは、永久より、治承までは、六箇度なり。去れども、毎度に武士に仰せて拒がせらるるに、神輿射奉ることは、是始とぞ承る。靈神怒をなせば、災害巷に滿つといへり。恐し恐しとぞ、各のたまひ合はれける。同じき十四日の夜半ばかり、又山門の大衆夥しう下洛すと聞えしかば、主上は夜中に腰輿に召して、院の御所法住寺殿へ行幸なる。女院宮々は御車に奉つて、他所へ行啓ありけり。關白殿を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、我もくと供奉せらる。小松の大臣は、直衣に矢負うて供奉せらる。嫡子權の左少將維盛は、束帯に平簷負うてぞ參られる。凡そ禁中の貴賤、上下、京中の騒ぎの、しるること夥し。されども山門には、

て云ふ簷は矢を入れて負ふ器。  
 「大宮」宮は釋尊の示現二宮は藥師如來。  
 「僧綱」僧止僧都律師等の總稱。正節及京都本に上綱とある談なるべし。  
 「明王」東方降三世明王南方軍荼利夜叉明王西方大威德明王北方金剛夜叉明王中央大日五聖不動明王と許り云ふ時中尊の不動。  
 「善逝」佛の十號の一。瑜伽論十八に昇最極永不退還故名善逝。妙住の義。安樂本にてはケイと發音するなり。

神輿に矢立ち、神人宮仕射殺され、衆徒多く疵を被りたりしかば、大宮二の宮以下、講堂中堂、すべて諸堂一字も残さず皆焼き拂つて、山野に交るべきよし、三千一同に僉議す。これによつて大衆の申す所、法皇御はからひあるべしと聞えしかば、山門の僧綱等、子細を衆徒に觸れんとて、登山すと聞えしかば、大衆西坂本におり下つて、皆逐つ返す。平大納言時忠の卿、その時は未だ左衛門の督にておはしけるが、上卿に立つ。大講堂の庭に三塔會合して、上卿を取つて引つ張り、しや、冠を打ち落し、その身を搦めて、湖に沈めよなど、まをしける。既にかうと見えし時、時忠、大衆のなかへ使者を立て、暫く鎮られ候へ、衆徒の御中へ申すべしこと候ふとて、懷より小硯、墨紙取り出し、一筆書いて大衆の中へ送らる。是を披いて見るに、衆徒の亂惡を致すは魔厭の所行なり、明王の制止を加ふるは善逝の加護なりとこそ書かれたれ。是を見て、大衆引ツ張るにも及ばず、皆尤々と同じて、谷々におり、坊々へぞ入りにける。一紙一句を以て、三塔三千の憤を止め、公私の耻をも遁れ給ひけん、時忠の卿こそゆゝしけれ。山門の大衆は、發向の亂りがはしき許りかと思ひつるに理をもぞんじけりとぞ、人々感じ合はれける。同じき二十日の日、花山の院の權中納言忠親の卿を上卿にて、國司加賀の守師高を關官せられて、尾張の井戸田へ流さる。弟



近藤判官師經をば禁獄せらる。又去ぬる十三日、神輿射奉つし武士十六人獄定せらる。此等は皆小松殿の侍なり。同じき二十八日、夜の戌の刻ばかり樋口富小路より火出で來つて、京中多く焼けにけり。折節巽の風烈しく吹きければ大きな車輪の如くなる炎が、三町五町を隔て、乾の方へすぢかひに、飛び越え、焼け行けば、恐しなれどもおろかなり。或は具平親王の千種殿、或は北野の天神の紅梅殿、橘逸勢の蠅松殿、鬼殿、高松殿、鴨居殿、東三條冬嗣の大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿、これを始めて、昔今の名所三十餘箇所、公卿の家だに、十六箇所まで焼けにけり。その諸大夫侍の家々は記すにおよばず。はては大内にふきつけて、朱雀門よりはじめて、應天門、會昌門、大極殿、豐樂院、諸司八省、朝所一時がうちに、皆灰燼の地とぞなりにける。家々の日記、代々の文書、七珍萬寶ながら灰塵となりぬ。その間の弊如何ばかりぞ人の焼け死ぬること數百人、牛馬の類數を知らず。これ徒事にあらず。山王の御咎とて、叡山より大きな猿共が、二三千おり下つて、手に手に松火をともして、京中を焼くとぞ、人の夢には見えたりける。大極殿は清和天皇の御宇、貞觀十八年に始めて焼けたりければ、同じき十九年正月三日の日ぞ、陽成院の御即位は、豐樂院にてぞありける。元慶元年四月九日の日に、事始めあつて、同じき二年十月八日の日ぞ造

「具平」ケヘイと音讀す

「手に手に」テンテニと發音す

り出されたりける。後冷泉院の御宇、天喜五年二月二十六日、又焼けにけり。治曆四年八月十四日に事始ありしかども、未だ造りもいたされずして、後冷泉院崩御なりぬ。又後三條の院の御宇、延久四年四月十五日に造り出されて、文人詩を奉り、冷人樂を奏して還幸なし奉る。今は世末になつて、國の力も皆衰へたれば、その後はつひに造られず。



平家物語卷一終

卷二

一 座主流

「公請」恒例臨時の法席は必ず請召したる僧侶に與ふるを云ふ。  
 「如意輪」これ朝家護身の佛持繪にして等身の像なり常に之を僧舎に附記して平安を祈る之を如意輪と云ふ。如持僧乃ち台家意論は乃ち台家の修する所に於て法勝坊尊意に始る。眞言家の普賢延命法を修する空海を始とする。特に園城寺にて不動法を修すること其始は未だ考へず。以上之を長日三壇法の説と云ふと考證の説。  
 「使廳」檢非違使廳。  
 「印鑰」座主の管理する寺印と七舌鑰。

治承元年五月五日の日、天台座主明雲大僧正、公請を停止し、諸職を沒收せられける上、藏人を御使にて、如意輪の御本尊を召しかへいて、御持僧を改易せらる。即ち使廳の使を附けて、今度神輿内裏へ振り奉つし衆徒の張本を召されけり。加賀の國に座主の御坊領あり。國司師高是を停廢の間、その宿意に因つて、大衆を語らひ訴訟を致さる。殊に朝家の御大事に及ぶべきよし、西光法師父子が讒奏によつて、法皇大に逆鱗ありけり。既に重科に行はるべきよし聞ゆ。明雲は、院の御氣色悪しかりければ、印鑰を返し奉つて、座主を辭し申されけり。同じき十一日、鳥羽の院の七の宮、覺快法親王、天台座主にならせ給ふ。是は青蓮院の大僧正、行玄の御弟子なり。明くる十二日、先座主所職を止めらる、上、檢非違使二人を附けて、井に蓋をし、火に水をかけて、水火の責に及ぶ。是によつて、大衆猶參洛すと聞えしかば、京中又騒ぎ合へり同じき十八日、太政大臣以下の公卿十三人參内して、陣の座につき、前の座主罪科の事議定あり。八條の中納言長方の卿、その時は未だ左大辨の宰相にて、末座に候はれ



「學快法親王」第八皇子、崇徳帝を除いて云ふ。  
 「法家の勳文」法家博士の勳文、殺羅漢とて五逆罪のなれば死罪となだめんとの義。  
 「顯密兼學」顯教と密教とを兼ねたること。眞言宗は密教其外は顯教なり。  
 「冥の照覽」七社權現の照覽。  
 「度縁僧」なる時朝延より渡さる度縁僧。  
 「六勝寺」延壽寺、法勝寺、圓勝寺、最勝寺、成勝寺、延勝寺。  
 「御中堂」始めて座主の始めて本尊を拜する儀。  
 「泰親」京都本にはヤスチカとあり。  
 「二月」ニングラとよむ。

けるが、進み出で、申されけるは、法家の勘狀に任せて、死罪一等を減じて遠流せらるべし、とは見えて候へども、先座主明雲大僧正は、顯密兼學して、淨行持律の上、大乘妙經を公家に授け奉り、菩薩淨戒を法皇に保たせ奉る。御經の師、御戒の師、重科に行はれんことは、冥の照覽はかり難し。還俗遠流を宥めらるべきかと、憚るところもなう申されたりければ、當座の公卿、皆長方の議に同すと申し合はれければ、法皇御憤深かりければ、猶遠流にぞ定められける。太政の入道も此事申さんとて、院參せられたりしかども、法皇御風の氣とて、御前へも召され給はねば、本意なげにて退出せらる。僧を罪する習とて、度縁を召しかへし、還俗せさせ奉り、大納言の太輔、藤井の松枝といふ俗名をこそ附けられけれ。この明雲と申すは村上の天皇の第七の皇子、具平親王より六代の御末久我の大納言顯通卿の御子なり。誠に無雙の碩徳、天下第一の高僧にておはしければ、君も臣も尊び給ひて、天王寺六勝寺の別當をまかけ給へり。されども、陰陽の頭安倍の泰親が申しけるは、さばかんの智者の、明雲と名のり給ふこそ心得ね、上には日月の光を並べ、下に雲ありとぞ難じける。仁安元年二月二十日の日、天台座主にならせ給ふ、同三月十五日御拜堂ありけり。中堂の寶藏を開かれけるに。種々の重寶どもの中に、方一尺の箱あり。白い布にて包まれたり。

「根本中堂」一乘正勳院のこと。延暦七年に傳教大師の建立。  
 「十二神將」中堂の本尊藥師佛、藥師經に於ける十二護法神。  
 「夜叉梵語勇健と譯す。又暴惡と名く。又空に又地種である。地夜叉は飛行し能はされど他の二者は飛行するを得七千とは多數なるを云ふ。  
 「一切經の別所」百練抄に今夜出一切本坊經遍一切經谷邊云々。  
 「一心三觀」一心に假空中の三觀を圓觀すること。天台の哲學。  
 「邊地棄散」天台觀世音經の疏に非四輪王とある。四輪王とは余輪王、銀輪王、編輪王、鐵輪王、又百濟國の日羅王の語に我が國を東方聖散國と

一生不犯の座主、彼箱をあけて見給ふに、黃紙に書ける文一卷あり。傳教大師、未來の座主の名字を豫ねて記し置かれたり。我名のある所までは見てそれより奥をば見給はず本の如くに巻き返いて、置かるゝならひなり。されば此僧正も、さこそおはしめ。かゝる尊き人なれども、前世の宿業をば免れ給はず、哀なりし事どもなり。同じき二十二日、配所伊豆の國と定まりぬ。人々様々に申されけれども、西光法師父子が諷奏によつて、かやうには行はれるなり。今日やがて都の内を逐ひ出し奉るべしとて、逐立の官人、白河の御坊に行き向つて逐ひ奉る。僧正泣く泣く御坊を出でつゝ、粟田口の邊、一切經の別所に入らせおはします。山門には詮する所、我等が敵、西光法師父子に過ぎたる者なしとて、彼等親子が名字を書いて、根本中堂におはします。二神將の中、金比羅大將の左の御足の下に踏ませ奉り、十二神將、七千夜叉、時刻をめぐらさず、西光法師父子が、命を召し取り給へやと、をめき叫んで咒咀しけるこそ、聞くも恐しけれ。明くる二十三日、一切經の別所より配所へ赴き給ひけり。さばかんの法務の大僧正ほどの人の、逐立の嚮使が先きに蹴立てられて、今更又、關の東へ赴かれけん心中推し量られてあはれなり。大津のうちでの濱にもなりぬれば、文殊樓の軒端のしろく見えけるを、二目とも見給はず、袖を顔に推し當て、涙に咽



云へることあり。義真和尚傳教大師に從つて入唐し、唐の僧主となれり。九明の教法宋の眞宗時代に天台宗に實徴せり。此時四明の智顛著し、著はして之を再興し、四明の教法とは天台の教法と云ふに同し。

【五障】法華經五提婆品に女は梵天王、帝釋、魔王、轉輪聖主、佛と爲ること能はずとあり。此處は開山以來女人禁制なるを云ふ。

【一乘】法華經の、

【月氏】印度のこと。漢書に大月氏國治臨民城去長安一萬一千六百里とあり。

【靈山】とは靈鷲山のこと。

【東門】一家の東北を云ふ。鬼の出入する門。

び給ひけり。山門には宿老碩徳多しといへども、澄憲法印、その時は未だ僧都にておはしけるが、餘に名殘を惜み奉り、粟津まで送り參らせて、それより暇請うて歸られるに、僧正、志の切なることを感じて、年來、己心中に秘せられたりし、一心三觀の血脈相承を授けらる。此法は釋尊の附屬波羅奈國の馬鳴比丘、南天竺の龍樹菩薩より、次第に相傳し來たるを、今日のなさに授けらる。さすが我が朝は、邊地粟散の境、濁世末代とはいひながら、澄憲是をふぞくして、法衣の袂をしばらく、都へ歸り上られけん、心の中こそ尊けれ。さる程に山門には、大衆起つて僉議す。抑々義真和尚よりこのかた、天台座主はしまつて、五十五代に至るまで、未だ流罪の例を聞かず。つらく事の心を按ずるに、延曆の比ほひ、皇帝は帝都を建て、大師は當山に攀上つて、四明の教法を此處に廣め給ひしより以來、五障の女人跡絶えて、三千の淨侶居を占めたり。峰には一乘讀誦年ふりて、麓には七社の靈驗日新なり。かの月支の靈山は、王城の東北大聖の幽窟なり。この日域の叡岳も、帝都の鬼門に峙つて、護國の靈地たり。代々の賢王智臣、此所に壇場を占む。末代ならんからに、いかんが當山に瑕をば附くべき。こは心憂しといふ程こそありけれ。滿山の大衆残り止る者もなく、皆東坂本におりくだる。十禪師權現の御前にて、大衆また詮議す。抑々我等粟

津へ行き向つて、貫主をば奪ひ止め奉るべし。但し追立の鬱使、兩送使あんなれば、左右なく取り得奉らんことありがたし。今は山王大師の御力の外、又頼み奉る方なし。誠に別の仔細なく、取り得奉るべくば、爰にて一つの瑞相を見せしめ給へやとて肝膽を碎いて祈りければ、爰に無動寺法師、乘圓律師が童に鶴丸とて生年十八歳になりけるが、心身を苦め、五體に汗を流いて、俄に狂ひ出でたり。我十禪師權現乗り居させ給へり。末代といふとも、いかんか我山の貫主をば、他國へは遷さるべき。生々世々に心憂し。さらんに取つては、我此麓に跡を止めても、何にかはせんとして、左右の袖を顔におし當て、さめくと泣きければ、大衆是を怪んで誠に十禪師權現の御託宣にてましまさば、我等しるしを參らせん。一々に本の主に返し給へとて、老僧共四五百人、手ん手に持ちたる珠數どもを、十禪師權現の大床の上へぞ投げ上げた。彼物狂ひ走り廻り、拾ひ集めて少しも違へず。一々に皆本の主にぞ配りける。大衆、神明の靈驗、日あらたなる事の貴さに、皆掌を合せて、隨喜の感涙をぞ催しける。その義ならば行き向つて奪ひ止め奉れやといふ程こそありけれ、雲霞の如くに發向す。或は滋賀、幸崎の濱路に歩み續くる大衆もあり、或は山田、矢馳の湖上に舟に棹さす衆徒もあり。之を見て、さしも嚴しげなりつる追立の鬱使、兩送使、皆散々に逃げ去り



「三台槐門」前に註  
せり。明雲は久  
我家の出故にい

「山上」一本三聖に  
作る非なり。後  
段に山上落中の  
云々とあると同  
じく山の上的義  
ならん。  
「香染」淡紅に黄を  
帯びたる色。

「阿闍梨」梵語正行  
又軌範の義。  
「黒糸絨」黒糸で威

したる證黒具足  
に濃淺黄の糸に  
て織りたるを  
ど如何はし。大  
荒目(小札)の  
ざれ)の縫ひ方  
摺は下散また腰  
甲にも云ふ證の  
腰に短き裾のこ  
なり。  
「嬉し」の「し」を  
吞みワレツと  
發音す之れを  
「ツメ」と稱する  
こと前に云へ

ぬ。大衆國分寺へ参り向ふ、先座主驚いて、凡、勅勘の者は、月日の光にだに當らず  
とこそ承れ、況や、急ぎ追ひ下さるべしと、院宣宣旨のなりたるに、少しも休らふ  
べからず。衆徒疾うく歸り上り給へやとて、端近う居出で、の給ひけるは、三台槐門  
の家を出で、四明幽溪の窓に入つしより以來、廣く圓宗の教法を學して、顯密兩宗を  
學びき。只我山の興隆をのみ思へり。又國家を祈り奉ることも疎ならず。衆徒をはぐ  
くむ志も深かりき。兩所山上定めて照覽し給ふらん。身に過つことなし。無實の罪  
によつて、遠流の重科蒙る事、唯前世の宿業なれば、世をも人をも、神をも佛をも恨  
み奉る方なし。誠に是まで訪ひ來り給ふ衆徒の芳志こそ、報じ難けれとて、香染の御  
衣の袖縫りもあへさせ給はねば、大衆も皆鎧の袖をぞぬらしける。御輿昇き寄せ奉つ  
て、疾うくと申しければ、先座主の給ひけるは、昔こそ三千の衆徒の貫首たりしが、  
今はかゝる流人の身となつて、いかんがやんごとなき修學者、智慧深き大衆達にかき  
捧げられては上るべき。假令、上るべきなりとも、藥香などいふものを縛りはいて、  
同じやうに、歩み續いてこそ上らめとて、終に乗り給はず。爰に西塔の住侶、戒淨坊の  
阿闍梨、祐慶といふ者あり。丈七尺ばかりありけるが、黒糸威の鎧の大荒目に、鐵ま  
せたるを、くさすり長に着なし、甲をば脱いで法師ばらに持たせつ、白柄の薙刀杖

につき、大衆の中を押し分け、先座主の御前に参り畏つて、大の眼を見眩らかし、  
暫し睨まへ奉つて、その御心にてこそ、かゝる御目にも遣はせ給ひ候へ、疾うく召  
さるべう候ふと、申しければ、前座主恐しさに急ぎ乗り給ふ。大衆取り得奉る嬉しさに、  
賤しき法師ばらにはあらず、やんごとなき修學者智慧深き大衆達が、かき捧げ奉つて  
上るほどに、人は變れども、祐慶は代はらず、前輿かいて、輿の轡も長刀の柄も碎け  
よと取るまゝに、さしもさがしき東坂、平地を行くが如くなり。大講堂の庭に御輿か  
きする奉つて、大衆また僉議す。抑も我等粟津へ行き向つて、貫首をば奪ひ止め奉つ  
りぬ。但し勅勘を蒙つて流罪せられ給ふ人を、我山の貫首に用る申さんこと、如何あ  
るべかるらんと評定す。戒淨坊の阿闍梨祐慶、又前の如く進み出で、申しけるは、そ  
れ當山は日本無雙の靈地、鎮護國家の道場、山王の御威光盛にして、佛法王法互角な  
り。されば衆徒の意趣に至るまで賤しき法師ばらまでも、世以て輕しめず、昔は智慧  
高貴にして、三千の衆徒の貫首たりしが、德行重うして一山の和尚たり。罪なくして  
罪を蒙り給ふこと、山上洛中の憤、興福、園城の嘲にあらずや。其時我等顯密の  
主を失つて、數輩の學侶、長く螢雪の勤怠らんこと心憂かるべし。詮する所、祐慶張  
本に稱せられ、禁獄流罪にも及び、頭の刎ねられんは、今生の面目、冥途の思出にて







「内議」内々の評議  
仕度には準備  
「義勢」儀勢なり様  
子と勢とをい  
ふ。  
「行綱」多田滿仲七  
代孫滿津守賴盛  
子號多田太郎正  
五位下伯耆守補  
藏人故號多田  
藏人。  
「家の子」令文に云  
ふ家人の事な  
り。其品良民に  
大く。本主の推  
舉を得て朝官に  
任ぜられる譜代  
の家僕に同じ。代  
材藝は或は親故  
に就て召置る  
て家僕に列する  
者。渡り者なり。  
家人に比すれば  
疎くして賤し。  
中門。古へ廢殿の  
制。中門の廊、  
車寄等あり。

内議支度は様々なりしかども、義勢ばかりで、此謀反かなふべしとも見えざりければ、さしも頼まれたりつる多田の藏人行綱、この事無益なりと思ふ心やつきにけん、弓袋の料にとて、送られたりける布共をば、垂直かたびらに裁ち縫つて、家の子郎黨共にさせつ、目うちしばだたい居たりけるが、つらく當世の體で見ると平家はたやすう傾けがたし、若し此謀反洩れぬ程ならば、行綱先づさきに失はれなんす、他人の口より洩れぬ先に返忠して、命を生かうと思ふ心やつきにけん、同じき五月二十九日の小夜ふけがたに、入道相國の西八條の亭に行向つて、行綱こそ申すべきことあつて、是まで參じて候へと、案内を云ひ入れたりければ、入道常にも參らぬ者の參じたるは何事ぞ、あれきけとて、主馬の判官盛國を出されたり。全く人傳には申すまじき事なりといふ間、入道、自ら中門の廊へぞ出でられたる。夜は遙に更けぬらんに、如何に只今何事ぞとの給へば、晝は人目の繁う候へば、夜にまぎれて參つて候。扱も此程院中の人々の兵具を整へ、軍兵催され候ことをば、何とか聞き召されて候ふ。入道いざとよ、それは法皇の山攻めらるべしとこそ聞けと、いと事もなげにぞの給ひける。行綱近うより小聲になつて、全く其儀にては候はず、一向當家の御上とこそ承つて候へ。入道さてそれをば、法皇もしろしめされたるか、仔細にや及び候。執事の

「取務」取務の下話  
なるを取りあげ  
て急ぎ進ぐる  
様。東鑑などに  
も見えたり。

「沙汰」云々考證に  
此の時清盛私に  
貶謫を斷ずと雖  
も猶悉く院宣と  
請うて以て院宣  
詳に安元の記す  
見ゆとあり。

別當、成親の卿の軍兵催され候事も、院宣とてこそめされ候へ。西光が兎申して康頼が、角申して、俊寛が、斯くふるまうてなんと、ありのまゝにさし過ぎて言ひちらし、我身はいとま申してたち出でたりければ、其時入道大聲を以て、侍共呼び罵り給ふ事夥し。行綱なまじひなる事申し出して、證人にやひかれんすらんと、恐ツさに、人も追はぬに取り袴し、大野に火を放つたる心地して、急ぎ門外へぞ逃げ出でたる。その後入道、筑後の守貞能を召して當家傾けうとする謀反の輩共こそ、京中に充ちくたんなれ。一門の者どもにも、觸れ申せ、侍共催せとの給へば、馳せ廻つて披露す。右大將宗盛、三位の中將知盛、頭の中將重衡、左馬の頭行盛、一門の人々、甲冑を帶して馳湊ふ。その外侍共も雲霞の如くに馳せ集つて、その夜の中に、入道相國の西八條の亭には、兵共六七千騎も有らんとぞ見えし。明くれば六月一日の日なり。未だ暗かりけるに、入道相國檢非違使阿部の資成を招いて、屹度院の御所法住寺殿へ參つて、大膳の大夫信成を呼び出して、申さんすることはよな、新大納言成親の卿、以下近習の人々、此一門亡して、天下亂らんとする企あり、一々に搦め取り尋ね沙汰仕り候ふべし。扱それをば君もしろしめさるまじう候ふと申すべしとぞの給ひける。資成急ぎ院の御所へ馳せ參り、大膳の大夫信成を呼出して此事申すに、色を失ふ。急ぎ御



「雑色」とは職人  
所に属して雑役  
に服するもの  
稱其家の子弟  
之に任ぜられけ  
る此頃の仕度  
股洗して仕度  
中、後世の足輕  
の、各其の色目  
を分ちて高卑を  
定む。

前へ參つて、此由奏聞したりければ、法皇あ、はや、是等が謀りしことの洩れ聞えける  
にこそ、さるにても、こは何事ぞとばかり仰せられて、分明の御返事もなかりけり。  
資成急ぎ走り歸つて、此由かくと申しければ、入道左ればこそ、行綱は誠を申したれ。  
此事告げ知らせずば淨海安穩にてやはあるべきとて、筑後の守貞能、飛彈の守景家を  
召して、當家傾けうとする謀反の輩どもこそ京中に充滿たんなれ、一々に搦め捕るべ  
き由下知せらる。依つて二百餘騎、三百餘騎、あそここに押し寄せ、搦め捕るべ  
入道相國先づ雑色を以て、中の御門鳥丸の新大納言の宿所へ、屹度立ち寄せ給へ、  
申し合すべきことの候ふと、の給ひ遣されければ、大納言我身の上とは露知らず、あ  
はれ是は法皇の山攻めらるべき由の御結構あるを、申し宥められんするにこそ、御憤  
深げなれ、如何にもかなふまじきものとて、内きまげなる布衣たをやかに着なし、  
鮮明なる車に乗り、侍三四人召し具して、雑色、牛飼に至るまで、常よりも猶引き繕  
はれたり。そも最期とは後にこそ思ひ知られけれ。西八條近うなつて見給へば、四五  
町に軍兵共充ちたり。そも何事なるらんと、胸打ち騒がれけれども、門前にて車  
より下り、門の内へさし入つて見給ふに、内にも侍ども隙はさまなうぞ充ち満ちた  
る。中門の口には、恐しげなる者共數多待ち受け奉り、大納言を捕て引つ張り、こは

「西光法師」西光の  
捕へられたるは  
玉海には六月朝  
日とあり。又愚  
管抄には成親朝  
日西光二日とあ  
り。

「しや」罵倒的發  
語。  
「日の始」最初より  
の義西光は平家  
討伐の根本な  
り。  
「西八條殿の御壺」  
殿舎の前庭環ら  
すに垣を以てし  
花木の栽ある所  
を壺と云ふ。禁中  
の御壺御壺など  
是なり。

縛むべう候ふと申しければ、入道相國籠中より遙に見出し給ひて、あるべうもなしと  
宣へば、縁の上へ引き上げ奉り、一間なる所に押し込め奉つてげり。大納言は夢の心  
地して、つやく物も覚え給はず、供にありつる侍共も、大勢に押し隔てられて、散り  
散りになりぬ。雑色、牛飼、牛車を捨て、皆逃げ去りぬ。さる程に法勝寺の修行俊  
寛僧都、近江中將入道蓮淨、山城の守基兼、式部の大輔正綱、平判官康頼、宗判官信房、  
新平判官資行も捕はれてこそ出で來たれ。西光法師、我身の上とや思ひけん、急ぎ鞭  
を打つて院の御所へ馳せまゐる。六波羅の兵共道にて行き遭ひ、西八條殿より召さる  
るぞ、屹度參れといひければ、是は奏すべき事あつて、院の御所へ參る、やがてこそ  
歸り參らめといひければ、憎き入道めが、何事をか、奏聞すべかんなるぞ左な云はせ  
そとて、しや馬より取つて引き落し、中にくつて、西八條殿へ提げて參る。日の始  
より根元與力の者なりければ、特に強ういましめて、御壺の内にも引つ居るたる。入  
道縁に立つて、あな悪くや、當家傾けうとする謀反の奴がなれる姿よ、しやつ、爰へ  
引き寄せよとて、縁の際へ引き寄せさて、物履きながら、しやつ面をむすくとこそ  
踏まれけれ。己等がやうなる賤しき下臈のはてを、君の召使はせ給ひて、なさるまじ  
き官職をなしたび、過分の振舞をするに見しに合せて、過たぬ天台座主、流罪に申し



行ひ、利當家傾けうとする、謀反の輩に與してんげるなり。ありのまゝに申せとこそ宣ひけれ。西光本より勝れたる大剛の者なりければ、ちとも色も變せず、わろびれたる氣色もなく、居直りあざわらつて申しけるは、院中に近う召し使はる、身なれば、執事の別當、成親の卿の軍兵催され候ふことに與せずとは申すべきやうなし。それは與したり。但し耳に留ることをも宣ふものかな、他人の前は知べからず、西光が聞かんずる所にては、如何が左様の事をばえこそ給ふまじけれ。御邊は刑部卿忠盛の朝臣の嫡男にて、十四五までは出仕もし給はず、や、あつて故中の御門の藤中納言家成の卿の邊に立ち入り給ひしをだに、京童は皆高平太とこそいひしか。然るを保延の海賊の張本三十餘人、搦め出されたりし勲賞に四品しす、四位の右兵衛の佐と申し、をだに、人々は皆過分とこそ申しあはれしか、殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、太政大臣までなり上つたるや、過分なるらん、固より侍程の者の受領檢非違使に至る事、何かは過分なるべきと、憚る所もなう言ひ散らしたりければ、入道相國餘に腹にするかねて、しやつが首左右なう斬るな、能く／＼糾問して事の子細を尋ね問ひ、その後河原へ引き出して頭を刎ねよとぞの給ける。松浦の太郎重俊承つて、手足をばさみ様々にして痛め問ふ、西光本より争ひ申さざりける上、拷問は厳しかりけり。白狀

「高平太は清盛若年の折高をばきたれば、平太は平家の太師の義高と云ひ平といふ文字に抑揚あり。平太といふに輕蔑の意もふくめたり。京童の口さしなき所なるべし。」

「五條四朱雀」愚管抄云安元三年六月二日つと四光法師よびとりて(中略)やめて朱塗の大路に引き出でい首斬りてけり云々  
「小胡麻」盛衰記小胡麻司惟長に作る尾馬又緒熊に作る本もあ

「思はじことなう云々」思はじことなうとなく案じ續けたりとの義  
「素絹」真丈能記に古へ絹に四種あり長絹平絹産絹細絹なり此の事惠命院備正

四五枚に記されて、その後口を裂けてとて口を裂けて、五條西の朱雀にして、遂に斬られにけり。嫡子加賀守師高は關官せられて、尾張の井戸田へ流されたりしを、同じき國の住人、小胡麻の郡司維季に仰せて撃たせらる。次男近藤判官師經をば、獄より引き出して誅せらる。その弟左衛門の尉師平、郎黨三人をも同じう頭を刎ねられけ是等はいひがひなき者の秀で、綺ふまじき事にのみいろひ、過たぬ天台座主を流罪に申し行ひ、果報や盡きにけん、山王大師の神罰冥罰を立地に蒙つて、かゝるうき目にあへりけり。

### 四 小教訓

新大納言は、一間なる所に押し込められて、汗水になりつゝ、あはれ是は日頃のあらましごとの、洩れ聞えけるにこそ、去にても誰洩しぬらん、定めて北面の者共の中にぞあるらんなど、思はじことなう案じ續けておはしける所に、後より足音高らかにしければ、すは唯今我命失はんとて、武士共の來るにこそと思ひ給ふ處に、さはなくして、入道自ら板敷高らかに踏み鳴し、大納言のおはしける後の障子を、さつと開けられたり。素絹の衣の短らかなるに、白き大口ふみくゝみ、ひじりつかの刀押しくつ



（定利時代の人の）  
考證に能くし海人  
ありと云ふ書に  
門三井寺方用  
之無端袖衣單  
衣也云々。鑿鑿  
野餘云素絹は坂  
不出也。坂の上  
下の用又は武者  
の時大刀を可差  
り始め。慈惠よ  
略。貞丈曰大口  
と云ふ給に三品  
あり赤大口前張  
品の公家衆の製  
束に用ひらる。武  
用にて直垂の時  
樂の能の時今も  
は裁縫の如くし  
精巧にて作る。腰  
の下の方より腰  
外へ張り出せる  
やうに織りたる  
の大口の前張り  
系にて織りたる  
太

るげてさすまゝに、以の外に怒れる氣色にて、大納言をはたと睨まへ奉つて、抑、御邊は平治にも既に誅せらるべかりしを、内府が様々に申して、首を繼ぎ奉つしはいかに、恩を知るを以て人とはいひ、恩を知らぬをば畜生とこそいへ。然るを何の遺恨を以て此一門亡すべきよしの結構は候ぞ、されども當家の運命、未だ盡きざるによつて、是までは打ち迎へたんなり。日比のあらましの次第、直に承らんと給へば、大納言それは人の讒言にてぞ候らはんすらん。能く御尋ね候ふべしとぞ申されける。入道、人やあるくと召されければ、筑後守貞能つと参りたり。西光めが白狀取つて参れとの給へば、持つて参りたり。入道是を取りて自ら引き披げ、高らかに讀うで、あな悪くや、此上をば何と加陳すべかんなるぞとて、大納言の顔にさつと投げかけ、障子をちやうと閉て、出でられけるが、猶腹にするかねて、經遠、兼康と召す。難波の次郎、瀬尾の太郎まありたり。あの男取つて庭へ引き落せ、との給へども、是等左右し奉らず、小松殿の御氣色、如何候ふべきやらんと申しければ、入道よろしく、己等に内府が命をば重じて、入道が仰をば輕しける、ござんなれ、其儀ならば力及ばずとの給へば、是等悪しかりけんと思ひけん、大納言を取つて、庭へ引き落し奉つれば、其時入道心地よげにて、取つて伏せて、をめかせよとぞの給ひける。二人の者ど

前を張り出すな  
り。武家の後  
少納言が統率  
に大口長きより  
口廣ければ袴  
とあぢきなりと  
云へる是なりと  
大口を着れば後  
の方張り出で大  
の口あり出で大  
今世東帯の時用  
ふる赤大口とい  
ふ物に大きき口  
す。赤大口と云  
ふ物に大きき口  
かひにて別に古  
名あるべし云々  
「ひじりづか」鯨皮  
にて卷つた刀即  
聖柄  
「娑婆」忍界即現世  
のこと  
「業の秤」十王經五  
官王經有秤量  
「淨願梨」同經闍  
王光明王院有  
大鏡一名淨願  
梨鏡  
「阿坊羅」十王經に  
訪羅とある。牛  
頭馬頭（ゴツメ  
ヅ）の類で暴惡

も、大納言の左右の耳に口を當て、如何様にも御聲の出すべう候ふと、さゝやきて引き伏せ奉れば、二聲三聲をめかれける。その體、冥途にて、娑婆世界の罪人を、或は業の秤に懸け、又は淨願梨の鏡に引き向けて、罪の輕重に任せつ、阿坊羅利が呵責すらんも、是には過ぎじとぞ見えし。蕭樊囚はれ擒はれて、韓彭趙醜れたり。鼂錯戮を受け、周魏罪せらる。例へば蕭何、樊噲、韓信、彭越、是れ等は皆高祖の忠臣たりしかども、小人の讒によつて、禍敗の耻を受くとも、かやうの事をや申すべき。新大納言は、我身の如此なるにつけても、子息丹波の少將成經以下、幼き者共の、如何なる憂き目にか遭ふらんと、思ひやるにも覺束なし。さばかり暑き六月に、裝束をだにもくつろげず、暑さも堪へ難ければ、胸もせきあぐる心地して、汗も涙も争ひてぞ流れける。されども小松殿は思し召し放たじものとは思はれけれども、夫も誰しぞ申すべしとも覺え給はず。大臣は、例の善惡に騒ぎ給はぬ人にておはしければ、遙に日たけて後、嫡子權の亮少將維盛を、車のしりに乗せつ、衛府四五人、隨身二三人召し具して、軍兵共をば一人も具せられず、誠に大やうげにておはしければ、入道殿をはじめ奉つて、一門の人々、皆思はずげにぞ見給ひける。門前にて、御車より下りさせ給ふ所へ、筑後の守貞能つと參つて、是程の御大事に、など軍兵どもをば一



な地獄の獄卒。  
 「蕭樊」蕭は蕭何樊は樊噲は彭越皆漢高祖の忠臣。高祖崩後勅勅又族刑に處せられたり。  
 「羅錯」前漢の人文帝の時中大夫となり後景帝の時御史大夫となり後非せられたり。  
 「周周」周亞夫魏は魏其侯。東宮權の亮。  
 「地獄」地下にあり。鐵圍山の間に八寒八熱等の獄あり。極惡人此道に落つ。  
 「地藏菩薩」地藏は六道能化の菩薩にして六道の衆生を救ふ。延命地藏經曰我毎日晨朝入諸定入離苦地獄令離苦。」

人も召し具せられ候はぬやらんと、申しければ、大臣、大事とは天下の事をこそいへ、かやうの私事を大事といふやうやある。との給へば、弓箭兵仗を帶したりける兵共、皆そゝろいてぞ見えたりける。その後、大臣中門に座して大納言をば、何處に置き奉りたるやらんと、此處彼所の障子を引きあけく見給へば、或る障子の上にくも手結うたる所あり。こゝやらんとてあけられたれば、大納言おはしけり。涙に咽び打つ伏して目も見あき給はず。如何にやと宣へば、その時見つけ給ひて、嬉しげに思はれたる氣色、地獄にて罪人共の、地藏菩薩を見奉るらんもかくやとぞ覺えたる。何處にて候やらん、今朝より是にてかゝる憂き目に遭ひ候ふ。さて渡らせ給へば、さりともとこそ深く頼み奉つては候へ。平治にも既に誅せらるべかりしを、御恩を以て首を繼がれ參らせ、正二位の大納言まで上つて、年既に四十に餘り候、御恩こそ生々世々に報じ盡し難うは候へども、今度も又かひなき命を今一度助けさせおはしませ。さだにも候はゞ、出家入道仕り、如何ならん片山里にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はんとぞ申されける。大臣、何によつて只今さる御事の渡せ給ひ候ふべき、假令さ候ふとも、重盛かうで候へば、御命には代り參らせ候はん、御心安う思し召され候へとて、父の禪門の御前におはして、あの正二位の大納言失はれんこと、能く御思惟候

「顯季」春宮大夫藤原隆經の子、藤原實季の猶子。  
 「時平」シヘイと清西の宮源高明安和二年三月二十六日太宰員外帥に貶せらる。  
 「山陽」京都センヤウと讀みたり。  
 「上古」シヤウコと「し」の字清む。  
 「刑の疑はしき」考證曰、尙書大禹謨の語。

ふべし。先祖修理の大夫顯季、白河の院に召し使はれ參らせしより以來、家にその例なき正二位の大納言に經上つて、當時君無雙の御いとほしみ、頓て頭を刎ねられん事は然るべうも候はず。唯都の外へ出されたらんに、事足り候ひなんす。北野の天神は、時平の大臣の議奏にて、うき名を西海の浪に流し、西の宮の大臣は、多田の満仲が讒言によつて、思ひを山陽の雲に寄す。各々無實なりしかども、流罪せられ給ひにき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御僻事とぞ申し傳へたる。上古猶ほ此くの如し、況て末代に於てをや。賢王なほ御誤あり、況や凡人に於てをや。其上仰せ合せらる、大納言を召し置かれ候らひぬる上は、急ぎ失れずとも何の仔細か候ふべき。刑の疑しきをば輕んせよ、功の疑しきをば重んせよとこそ見えて候へ。事新しき申しごとにては候へども、重盛彼大納言が妹に相具して候。維盛又聲なりけり、かやうに親しく罷り成つて候へば、申すとや思し召され候ふらん。その儀にては候はず。たゞ君のため國のため、家のための事を思つて申し候ふ。一年、故少納言入道信西が、執權の時に當つて、嵯峨の皇帝の御時、右兵衛の督藤原の仲成を誅せられてより以來、保元までは、君二十五代が間、行はれざりし死罪を始めて取り行ひ、宇治の悪左府の死骸を掘り起いて、實檢せられたりし御事などは、餘なる御政とこそ存じ候へ。されば古より、







公の筆の跡、今こそ思ひしらられけれ。

五 少將乞請

丹波の少將成経は、其夜しも、院の御所法住寺殿に上臥して、未だ出でられざりけるに、大納言の侍共、急ぎ院の御所へ馳せ参り、少將殿を呼び出し参らせて、此由かくと申しければ少將是程のこと、などや宰相の許より告げ知らせざるらんと、の給ひも果てぬに、宰相殿よりとて御使あり。此の宰相と申すは、入道相國の弟、宿所は六波羅の總門の脇におはしければ門脇の宰相とぞ申しける。丹波の少將には男なり。何事にて候ふやらん、今朝西八條殿より、蛇度具し奉れと候との給ひ遣されたりければ、少將は早此事心得て、近習の女房達を呼び出し参らせて、夕、何となう物騒しう候ひしを、例の山法師の下るかなんと、よそに思ひて候へば、早成経が身の上罷りなつて候ひけるぞや、夕ざり大納言斬らるべう候ふなれば、成経とても同罪にてぞ候はんすらん。今一度御前へ参つて、君をも見参らせたうは候へども、かゝる身に罷り成つて候へば、憚り存じ候ふと申されたりければ。女房達急ぎ御前へ参つて、此の由奏聞せられたりければ、法皇、今朝の禪門の使に、はや御心得あつて、さるにても今

綱。平城天皇五  
代。孫王淵の男  
祖。父。前相公。朝  
綱。父。後相公。と云  
ふ。願。文。は。生。者。必  
成。之。願。未。免。三。構  
檀。之。願。樂。盡。三。哀  
來。天。人。猶。達。三。五  
衰。之。日。  
「上臥」院中に宿直  
すること。

宰相殿宰相は執  
政の大臣の稱、  
此處は教盛を云  
ふ。

「總門」外構の第一  
の正門のこと。

一度これへとの御氣色ありしかば、少將御前へ参られたり。法皇御涙を流させ給ひて、仰せ下さる、事もなく、少將も又涙に咽んで、申し上げらる、旨もなし。や、あつて、少將御前を罷り出でられるに、法皇後を遙に御覽じ送つて、只末代こそ心憂けれ、是がかぎり、又も御覽せぬ事もやらんすらんとて、御涙せきあへさせ給はず。少將御前を罷り出でられるに、院中の公卿殿上人、局の女房達にいたるまで、少將の名残を惜み袂にすぎり、涙を流し袖をぬらさぬはなかりけり。舅の宰相の許へ出でられたれば、北の方は近う産すべき人にておはしけるが、今朝よりこの歎を打ち添へて、既に命も消え入る心地ぞせられける。少將御所を罷り出でられるより、流る、涙盡きせぬに、今北の方の有様を見給ひて、いとせん方なげにぞ見えられける。少將の乳母に六條といふ女あり。御乳に参り始め侍ひて、君を乳の中より抱き上げ参らせ、育したて参らッせしより以來、月日の重るに従つて、我身に年の行くをば歎かずして、君の大人しうならせ給ふことをのみ喜び、あからさまとは思へども、今年二十一年、離れ参らせ侍はず、院内へ参らせ給ひて、遅う出でさせ給ふだに、心苦しう思ひ参らせ候ふに、遂に如何なる憂き目にか、遣はせ給ふべきやらんとて泣く。少將いたうな歎いそ、さて宰相おはすれば、さりとて命ばかりをば、請ひ受け給はんすらんと、



「しきなき」類並なり、しきりに来ること。  
「車の尻長者は前に在り少者は後」  
皆揃を用ふる時は二人同車する時又は共に後より昇りて降る時は尊者後よりすと考證にあり。

「季貞季遠の子なり」

やう／＼に慰めの給へども、六條、人目も耻ぢず、泣きもたえけり。さる程に西八條殿より、使しきなきにありしかば、宰相今は早出で向つてこそ、ともかうもならめとて、出でられたれば、少將も、宰相の車の尻に乗つてぞ出でられる。保元平治より以來、平家の人々、樂榮のみあつて、憂歎はなかりしに、此宰相ばかりこそ、よしなき智ゆゑに、かゝる歎をばせられけれ。西八條近うなつて先づ案内を云ひ入れられたりければ、少將をば暫く門の内へは入れらるべからずとの給ふ間、その邊なる侍の許に下し置き奉つたり、宰相ばかりぞ門の内へは參られける。いつしか少將殿をば、武士共打ち圍んで、守護し奉る。少將のさしも去り難う思はれつる宰相殿には離れ給ひぬ。少將の心の中、さこそは便なかりけれ。宰相中門に居給ひたれども、入道出でもあひ給はず。やゝあつて、源太夫の判官季貞を以て、教盛こそよしなき者に親しうなつて、返す／＼悔しき候へども、かひぞなき。相具せさせて、候ふ者の、此の程惱むことの候ふが、今朝より此の歎を打ち添へて、既に命も絶え候ひなんす。何か苦しう候ふべき。少將をば、暫く教盛に預けさせおはしませ、教盛斯う候へば、何かは僻事させ候ふべきと申すべしとぞの給ひける。季貞參つて入道殿に此由を申す。入道、例の宰相が物に心得ぬよとて、とみに返事もし給はず。やゝあつての給ひけるは、

新大納言成親の卿、以下近習の人々、この一門亡して、天下亂らんとする企あり。既にこの少將は、彼大納言が嫡子なり、疎うもなれ、親しうもなれ、えこそは申し宥むまじけれ。若し此謀反遂げぬ程ならば、御邊とても穩しうてやおはすべき、といふべしとぞの給ひける。季貞歸り參つて、宰相殿に此の由を申す。宰相よにも本意なげにて、重ねて申されけるは、保元平治より以來、度々の合戦にも、御命には代り參らせんとこそ存じしか、此後も荒き風をば、先づふせぎ參らせ候ふべし。假令教盛こそ年老いて候ふとも、若き子供數多持つて候へば、一方の御固にもなかならでは候ふべき。それに少將を暫く預らうと申すに、御ゆるされも候はぬは、一向教盛を二心ある者と思し召され候ふにこそ。それ程に後めたう思はれ參らせて、世にあつても何にかはし候ふべきなれば、身の暇をたまはつて、出家入道仕り、高野粉川にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はん、よしなき憂き世のまじはりかな。世にあればこそ望もあれ、望のかなはねばこそ恨もあれ、しかじ、うき世を厭ひ、誠の道に入りなんには、とぞの給ひける。季貞參つて、宰相殿にはや思ひ切つて候ふぞ、ともかうもよき様に御計ひ候へかしと申しければ、入道いや／＼出家入道までは、餘けしからず、その義ならば、少將をば暫く教盛に預くるといふべしとぞの給ひける。季貞歸り



参つて、宰相殿に此由を申す。宰相あはれ人の子をば、持つまじかりけるものかな。我が子の縁にむすば、れざらんには、是程までに心をば碎かじものをとて、出でられけり。少將待ちうけ奉つて、さて如何候ひけるやらんと問はれければ、入道大に怒つて教盛には遂に對面もし給はず、如何にも叶ふまじきよしを、の給ふ間、出家入道まで申したればにや、その義ならば、御邊をば暫く教盛に預くるとはの給へども、それも始終はよかるべしとも覺えずとの給へば、少將さ候はんには成経は早御恩を以て、暫の命の延び候ふにこそ、さて父で候ふ大納言がことをば、何とか聞き召されて候、宰相、いざとよ、夫は御邊の事をこそ漸々に申したれ、それまでの事は思ひもよらずとの給へば、少將、涙をばらりと流いて、命の惜しう候ふも、父を今一度見ばやと思ふためなり、夕去大納言斬らるべう候ふなれば、成経とても、命生きて何にかはし候ふべきなれば、只一所でともかくも能き様に申して、たばせ給ふべうもや候ふらん、と申されたりければ、宰相世にも苦しげにて、重ねての給ひけるは、いざとよ、夫は御邊の事をこそやう／＼に申したれ、それまでの事は思ひもよらざりつれども、今朝、内の大臣のやう／＼に申させ給ひて、それも暫しはよきやうにこそ聞けとの給へば、少將聞きもあへ給はず、手を合せてぞ喜ばれける。子ならざらんものが、誰か只今我身

「親子の中親は子と云つて親は子すれど親を尋ねる子は稀なりといふ俗語ありとの如き人の成るなり。持つべきものば子なり。けり個人主義全盛の現代にも保存したる美風は、好箇のドラマチックな

「腹巻」背後にて合す割具足。肩と腰とに引合せの緒あるも腹巻に結するは袖の袖に附く。胸板前胸の上なり。故に金具を胸に物と云ふ三日の月。板と矢留の捻返と云ふ又矢返或は帯廻とも云ふ。寄走とも云ふ切字は用ひずとぞ。第二を千旦

の上をさし置いて、是程までは喜ぶべき、誠の契は親子の中にぞありける。子をば人の持つべかりけるものかなと、やがて思ひを返されける。さて今朝の如く、同車して歸られたれば、宿所には女房、侍さし集ひて、死んだる人の生きかへりたる心地して、悦泣をぞせられける。

六 教 訓

太政の入道は、かやうに人々數多召しおしめ置いても、猶心ゆかずと思はれけん。既に赤地の錦の垂直に、黒絲威の腹巻の白金物打つたる胸板せめ、先年安藝の守たりし時、神拜の次に靈夢を蒙つて、嚴島の大男神より、うつゝに給られたりける銀のひるまきしたる小長刀、常の枕を放たず立てられたりしを、脇にはさんで、中門の廊へ出でられたるその氣色、大方ゆ、しくぞ見えし。貞能と召す。筑後の守貞能は、木蘭地の直垂に、緋緘の鎧きて、御前に畏つてぞ候ひける。貞能、この事いかゞおもふ。抑そも保元に平右馬の助を始として、一門半過ぎて、新院の味方に参りにき。一の宮の御事は故刑部卿の殿の養君にてましまししかば、旁見放ち参らせ難かりしかども、故院の御遺誡に任せて、御方にて先をかけたたりき。是一つの奉公なり。次に平治元年







「へうする」代表する義、條裏記に表するに作る。「五戒」不殺生戒、不偷盜戒、不邪淫戒、不妄語戒、不飲酒、五常は仁義禮智信

「諸佛シヨアツの」ツを吞む。「同相の法衣」抄に袈裟を云ふとあり。

「普天の下」詩經小

「瀧川」許由堯の帝位を譲らんとせしむるを聞き耳を洗ひし事。瀧川に洗ひし事。伯夷叔齊の故事。「蓮府槐門」南史曰王儉川廣景之爲將軍長吏蕭綱與儉書曰盛府元僚每難其選景行泛綠水依笑何其麗時人以儉爲蓮花池。「槐門」周禮秋官三槐三公位焉。注槐之言懷也。懷來人とあり。「傍若無人」通鑑二十卷王猛傳より出でたる語。「十七箇條」云々太子の憲法第十にあり。

こともなく、又申し上げらる、旨もなし。や、あつて入道の給ひける。卿が謀反の事は、事の數ならず、一向法皇の御結構にて候ひけるぞや。ん程、法皇をば鳥羽の北殿へ遷し参らるか、然らずばこれへまれ、御せうと思ふはいかにとの給へば、大臣聞きもあへ給はず、はらくとぞ泣かれける。入道さて如何にやいかに、とあきれ給ふ、や、あつて大臣涙をおさへて、この仰承り候ふに、御運なはや末になりぬと覺え候。人の運命の傾かんとては、必ず悪事を思ひ立ち候ふなり。又御有様を見参らせ候ふに、現とも更にわきまへがたし。さすが我朝は邊地粟散の境とは申しながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根命の御末、朝の政を掌り給ひしより以來、太政大臣の官に至る人の甲冑を鍔ふこと、禮儀を背くにあらずや。就中、御出家の御身なり。それ三世の諸佛、解脱同相の法衣をぬぎ捨て、忽ちに甲冑を鍔ひ、弓箭を帯しましさんこと、内にはすでに破戒無慚の罪を招くのみならず、外には又仁義禮智信の法にも背かせ給ひ候ひなんす。旁恐ある申事にては候へども、心の底に旨趣を残すべきにも候はず。先づ世に四恩候ふ、天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是なり。中にも尤重きは、朝恩なり。普天の下王地に非ずといふ事なし。されば彼の瀧川の水に耳を洗ひ、首陽山に薇を折つし

賢人も、勅命背き難き禮義をば、存知すところ承はれ。如何に況んや、先祖にも未だ聞かざつし、太政大臣を極めさせ給ふを、所謂重盛が無才愚暗の身を以て、蓮府槐門の位にいたる。加之、國郡半は一門の所領となつて、田園悉く一家の進止たり。是希代の朝恩にあらずや。今是等の莫大の御恩を思し召し、忘れて、亂りがはしう法皇を傾け参らつさせ給はん事、天照大神、正八幡宮の神慮にも背かせ給ひ候ひなんす。それ日本は神國なり。神は非禮を受け給はず。然れども君の思し召し立たせ給ふ所道理半なきにあらずや。中にも此の一門は、代々の朝敵を平げ、四海の激浪を鎮むることは、無雙の忠なれども、其實に誇ることをば、傍若無人も申しつべし。聖徳太子十七箇條の御憲法に、「人皆心あり、心各執あり、彼を是し我を非し、我を是し彼を非す。是非の理、誰か能く定むべき。相ともに賢恩なり。環の如くにして端なし。爰を以て假令人怒るといふとも、却つて我が咎を恐れよ」とこそ見えて候へ。然れども當家の運命未だ盡きざるによつて、御謀反既に顯れまゐらせけるぞや。その上仰せ合せらる、成親の卿を、召し置かれ候ひぬる上は、假令君如何なる不思議を思し召し立たせ給ふとも、何の仔細か候ふべき。所當の罪科行はれぬる上は、退いて事の上しを陳じ申させ給ひて、君の御爲に愈々奉公の忠勤をつくし、民がためには益々撫育の



愛憐を致させ給はゞ、神明の加護に預つて、佛陀の冥慮に背くべからず。神明佛陀威應あらば、君も思し召し直すこと、などか候はざるべき。君と臣とならぶれば親疎別くかたなし。道理と僻事を比べんに、いかでか道理につかざるべき。

### 七 烽火

尤是は君の御理にて候へば、かなはざらんまでも、重盛は院中を守護し参らせ候ふべし。重盛初叙爵より、今大臣の大將にいたるまで、しかしながら、君の御恩ならずといふことなし。其の恩の重きことを思へば、千顆萬顆の玉にも越え、その恩の深き色を按ずるに、一入再入の紅にも猶過ぎたらん。然れば院中へ参り籠り候ふべし。その儀にて候はゞ、重盛が身に代り、命に代らんと契つたる侍共、少々候ふらん。此等を皆召し具して、只今院の御所法住寺殿を守護し参らせ候はゞ、さすが以の外の御大事にこそ及び候はんすらめ。悲しきかな、君の御爲に、奉公の忠を致さんとすれば、迷盧八萬の嶺よりも猶高き、父の恩忽に忘れんとす。いたまじきかな、不孝の罪を遁れんとすれば、君の御爲には不忠の逆臣となりぬべし。進退是谷れり。是非如何にも辨へがたし。申し受くる所詮は、唯重盛が首を召され候へ、その儀にて候らば院参

「千顆萬顆」朗詠集  
菅三日月の文に登  
日登し風高低千  
顆萬顆之玉「染  
枝染」波表裏一  
入再入之紅

「迷盧八萬」須彌山  
の頂の。此山  
の高さ八萬四千  
由旬あり。迷盧  
は蘇迷盧の時唐  
に妙高と云ひ舊

譯に須彌と云ふ  
語曲羽衣にもあ  
り。

の御供をも仕るべからず。又院中をも守護し参らせ候ふまじ、彼の蕭何は、大功かたへに越えたるによつて、官、大相國にいたり、劍を帶し履をはきながら、殿上へ上ることを許されしかども、叡慮に背く事ありしかば、高祖重くいまして、深う罪せられにき。かやうの先蹤を思へば、富貴といひ、榮花といひ、朝恩といひ、重職といひ、旁極めさせ給ひぬれば、御運の盡きんことも難かるべきにあらず。富貴の家には、祿位重疊せり。再、實なる木は、その根必ずいたむところ見えて候へ、心細うこそ成つて候へ、何時までか命生きて、亂れん世をも見候ふべき、唯末代に生を受けて、かかる憂き目にあひ候ふ重盛が果報の程こそつたなう候へ。只今も侍一人に仰せつけられ、御壺の内へ引き出され参せて、重盛が頭の刎ねられんは、いと易き程の御事にてこそ候はんすれ。是を各々聞き給へやとて、直衣の袖を顔に押し當てさめくくと泣きたまへば、その座に並み居給へる平家一門の人々、心あるも心無きも皆鐘の袖をぞぬらされける。入道頼み切りたる内府は、かやうにの給ふ。世に力もなげにて、いや／＼それまでの事は思ひもよりさうす、只悪黨共の申す事に、君のつかせ給ひて、如何なる僻事なんどもや出でこんずらんと思ふばかりでこそ候へ。大臣、假令如何なる僻事出来候ふとも、さて君をば何とかし参らつさせ給ふべきとて、突い立つて中門に出で、

「すの略」



侍共さむらいどもにの給たまひけるは、今朝けさより是こゝに候まほひて、かやうの事共ことどもを申し鎮しづめばやとは存ぞんじつれども、餘あまにひたさわざに見えつる間ま、先まづづ歸かへり候まほふなり。院いん參さんの御おん供ともにおいては、重盛しげもりが頭かぶの刻くねられたらんを見て仕つかまつれ。さらば人參ひとまゐれとて、小松殿こまつどのへぞ歸かへられける。その後のち大臣だいじん、主馬しゅまの判官盛國はんくわんせいこくを召よして、重盛しげもりこそ、天下てんかの大事だいじを聞き出したんなれ、我われを我われと思おもはんする者共ものどもは、皆物みなものの具ぐして馳はせ參まゐれと披露ひろうせよとの給たまへば、承うけたまつて披露ひろうす。おぼろげにては騒さわぎ給たまはぬ人の、かやうの披露ひろうのあるは、別わかの子細こぢのあるにてこそとて皆物みなものの具ぐして、我われもくと馳はせまゐる。淀よど、羽束師はづぶし、宇治うぢ、岡屋おかや、日野ひの、勸修寺くんじゆじ、醍醐だいが、小栗柄こぐりがら、梅津うめづ、桂かへ、大原おほはら、志津原しづはら、芹生せりうの里さとにあふれ居ゐたりける兵共へいども、或あるは鎧よろい着きて未いまだ甲かぶとを着きぬもあり、或あるは矢負やぶうて赤あかだ弓ゆみを持たぬもあり、片かた踏ふむや踏ふまずにて、あわて騒さわいで馳はせ參まゐる。小松殿こまつどのに騒さわぐ事ことありと聞きえしかば、西八條さいはちじょうに數千騎すせんきありける兵へいども、入道にふだうにはかうとも申しも入れず、さゞめき連つれて、皆小松殿みなこまつどのへぞ馳はせたりける。少しも弓箭きうせんにたづさはらんする程ほどの者は、一人ひとりも殘のこらず、筑後ちくごの守貞能しゆぢのうが唯一人たひいちにん候まほひけるを、御前ごぜんへ召よして、内府ないふは何なにとて、是等こゝらをば斯ごとの如ごとく皆呼よび取るやらん、今朝けさ是こゝにて言いひつるやうに、淨海じゆうかいが許もとへ討手うてなんどもや向むかへんすらんとの給たまへば、貞能さだのう涙なみだをはらくと流ながいて、人も人ひとにこそよらせ給たまひ候まほへ、何なにによつて只

今いまさる御事ごことの渡わたせたまひ候まほふべき。今朝けさ是こゝにて仰おほせられつる御事共ごことどもも、今いまは定さだめて御後ごのち悔くわいぞ候まほふらんと申しければ、入道にふだう頼たのみ切きたる内府ないふに中違なかつたがひては、悪あしかりなんとや思おもはれけん、法皇迎ほつわうむかへ參まゐらせんと思おもはれる謀反ぼうはんの心こゝろも和やぎ、急いそぎ腹卷はらまきぬぎ置おき、素絹すけぬの衣ころもに袈裟けさ打ちかけて、いと心こゝろにも起おこらぬ念誦ねんじゆしてこそおはしけれ。其後そのち、小松殿こまつどのには、主馬しゅまの判官盛國はんくわんせいこく馳はせ廻まわつて着到ちやくたうつけり。馳はせ參まゐじたる侍共さむらいども、一萬餘騎いちまんにゆうきとぞ記しける。大臣だいじん着到ちやくたう披見ひけんの後のち、中門ちゆうもんに出いでて、侍共さむらいどもにの給たまひけるは、日比ひひの契約けいやくを違たがへず、皆參みなまゐりたるこそ神妙しんべうなれ。異國いこくにさる例たとひあり。周しうの幽王いゆうわう、褒姒ほうしといふ后きさきを持ち給たまへり。天下てんか第一だいの美人びじんなり。されども幽王いゆうわうの心こゝろに隨したがはざりけることは、褒姒ほうしのみを含まずとて、すべて笑わらふことし給たまはず。異國いこくのならひに、天下てんかに兵革へいかくの起おこりし時とき、所々ところどころに火ひを舉あげ太鼓たいこを打うつて、兵へいを召よす謀はかりあり、是こゝを烽火ほうくわと名なづく。或時あるとき天下てんかに兵亂へいらん起おこつて烽火ほうくわを舉あげたりければ、后きさきを見給みたまひて、あなおびたゞし、あれ程ほどに火ひも多おほかりけりなとて、その時始ときはじめめて笑わらひ給たまへり。彼后かのきさき一度いちど笑わらめば百ひやくの媚こひありけり。幽王いゆうわう是こゝを嬉うれしきととし、其事そのこととなく常に烽火ほうくわを舉あげ給たまふ。諸侯しよこう來きたるに寇あだなし、寇あだなければ則すなはち去さんぬ。かやうにする事こと度々たびたびに及およば、其そのの後は參まゐらず、或時あるとき隣國りんこくより兇賊きゆうそく起おこつて、幽王いゆうわうの都みやこを攻めけるに、烽火ほうくわをあぐれども例たとひの后きさきの火ひに習なつひて、兵へいも參まゐらず、その時都傾ときみやこかたむいて、



幽王遂に亡びにけり。さて彼の后野干となつて、走り失せけるぞ恐しき。かやうの譬のある時は、自今以後汝等是より召さんには、此の如く皆參るべし。重盛、天下の大事を聞き出して召しつるなり。されどもこの事聞き直しつゝ、僻事でありけり。さらば疾う歸れとて、侍共皆かへされけり。誠にさせる事をば聞き出されざりしかども、今朝父を諫め申されける詞に従つて、父子軍をせんとにはあらねども、我身に勢の附くか附かぬかの程をも知り、かうして入道大相國の謀反の心も、和ぎ給ふかとの謀とぞ聞えし。君、君たらずといへども、臣以て臣たらずんばあるべからず。父、父たらずといふとも、子以て子たらずんばあるべからず。君のためには忠あつて、父のためには孝あれと、文宣王の、給ひけるに違はず。君も此由聞き召して、今に始めことなれども、内府が心の中こそ耻しけれ、仇をば恩を以て報せられたりとぞ見えたりける。果報こそめでたうて、大臣の大將に至らぬ。容儀帯佩人にすぐれ才智覺さへ、世に越えたるべきやほとぞ、時の人々感じあはれける。國に諫むる臣あれば、その國必ず安く、家に諫むる子あれば、其家必ず正しといへり。上古にも末代にもありがたかりし大臣なり。

「君不君論語にあ

「文宣王孔子の  
と唐の玄宗が開  
元二十七年に孔  
子を追逐して文  
宣王と云へり。

「國に云々」季經の

八 新大納言被流

六月二日の日、新大納言成親の卿をば、公卿の座に出し奉つて、御膳參らせけれど、胸せき塞つて、御箸をだにも立てられず、預の武士、難波の次郎經遠、御車を寄せて、疾う／＼と申しければ、大納言心ならずぞ乗り給ふ。あはれ如何にもして、小松殿を今一度見もし見え奉らばやと、思はれけれども、それもかなはず見廻せば、軍兵共前後左右に打ち圍んだり、我が方さまのもの一人もなし。假令、重科を蒙つて、遠國へ行く者も、一人一人身に添へざるべきやうやあると、車の内にてかきくどかれければ、守護の武士共も、皆鎧の袖をぞぬらしける。西の朱雀を南へ行けば、大内山を今ほよそにぞ見給ひける。年比見馴れ奉りし雑色、牛飼に至るまで、皆涙を流し袖をぬらさぬはなかりけり。まして都に残り止り給ふ北の方、幼き人々の心の中、推し量られてあはれなり。鳥羽殿を過ぎ給ふにも、此の御所へ御幸ありしには、一度も御供にははづれざりしものをとて、我山莊洲濱殿とてありしをも、よそに見てこそ通られけれ。鳥羽の南の門出でて、船遅しとぞ急がせける。大納言、是はいづ地へとて行くらん、同じう失はるべくば、都近き此の邊にてもあれかしなどの給ひけるこそせめ

「公卿の座」殿對  
にあり賓客の  
座。

「大内山」禁中のこ  
と源三位頼政のこ  
と大内山の守は  
木をかくれてのみ  
月を見つるかなし。



てのことなれ。近う添ひ居たる武士を、誰ぞとの給へば、預の武士、難波の次郎経遠と名のり申す。若し此の邊に我が方さまのものやある、一人具して参れ、船に乗らぬ先に、言ひ置くべき事ありとの給へば、その邊を走り廻つて尋ねけれども、我こそ大納言殿の御方と申す者一人もなし。その時大納言、涙をはらりと流いて、さりととも我世にありし時は、従ひつきたりし者共、一二人もありつらんに、今はよそにてだに、此有様を見送る者のなかりける悲しツきよとて泣かれければ、猛き武夫共も、皆鎧の袖をぞぬらしける。唯身に添ふものとは、盡きせぬ涙ばかりなり。熊野詣、天王寺詣などには、二つ瓦の、三つ棟に造つたる船に乗り、次の船二十艘、漕ぎ續けてこそありしが、今はけしかるかきすゑ屋形船に、大幕引かせ、見も馴れぬ兵共具せられて、今日をかざりに都を出で、波路遙に赴かれけん、心の中推し量られてあはれなり。新大納言は死罪行はるべかりし人の、流罪に宥められる事は、偏に小松殿のやうく申されけるによつてなり。その日は、攝津の國大物の浦にぞ着き給ふ。明くる三日の日、大物の浦へは、京より御使ありとてひしめきけり。大納言それにて失へとにやと聞き給へば、さはなくして、遙に備前の兒島へ流すべしとの御使なり。又小松殿より御文あり。あはれ如何にもして、都近き片山里にも置き奉らばやと、申し

「熊野詣 紀州熊野  
神社に天皇の詣  
て給ふこと。」

「七條」シチテウの  
チハ吞むシツテ  
ウと發音す。

つることのかなはざりけることこそ、世にあるかひも候はね。さりながら御命許りをば、請ひ受け奉つて候ふぞ、御心安く思し召され候へとして、難波が許へもよくく宮仕仕れ、相構へて御心にはし違ひ参らすなんどの給ひ遣し、旅の装細々と沙汰し送られけり。新大納言は、さしも忝ふ思し召されつる。君にも難れ参らせ。東の間も去り難く思はれける。北の方、をさなき人々にも、皆別れ果て、こは何地へとて行くらん。再び故郷に歸つて、妻子を相見んこともありがたし。一年山門の訴訟によつて、已に流されしをも君惜ませ給ひて、西の七條より召しかへされぬ。されば是は君の御戒にもあらず、こは如何にしつる事どもぞやと、天に仰ぎ地に伏して、泣き悲のどもかひぞなき。明ければ船押し出して下り給ふ、道すがら唯涙にのみ咽んで、ながらふべしとは覺え給はねども、さすが露の命は消えやらず。跡の白波隔つれば、都は次第に遠ざかり、日數やうく重れば、遠國は既に近きぬ。備前の兒島に漕ぎ寄せ、民の家のあさましげなる柴の庵に入れ奉る。島のならひ、後は山、前は海、磯の松風、浪の音、何れもあはれはつきせず。



九 阿古屋松

新大納言一人にも限らず、いましめを蒙るともがら多かり。近江中將入道運淨佐渡の國、山城の守基兼伯耆の國、式部の大輔政綱播磨の國、宗判官信房、阿波の國、新平判官資行は、美作の國とぞきこえし。其比入道相國は、福原の別業におはしけるが、同じき二十日の日、攝津の左衛門盛澄を使者にて、門脇の宰相のもとへの給ひ遣されけるは、丹波の少將を急ぎ是へたび候へ。存する旨の候との給ひ遣されたりければ、宰相、只ありし時兎も角うもなりたりせば如何せん、今更憂き目を見せんすとの悲しさとて、急ぎ福原へ下り給ふべきよし給へば、少將泣くく出でたれり。北の方以下の女房達は、さしつどひて猶も宰相のよきやうに申されよかしなれども、申あはれけれども、宰相も存する程の事をば申しつ。今は早や世を捨てんより外、又何事をか申すべき。假令いづくの浦にもおはせよ。我命のあらんかぎり、訪らひ奉るべしとぞの給ひける。少將は今年三つになり給ふ、をさなき人を持ち給へり。日比はわかき人にて、君達なんどの御をも、さしもこまやかにはおはせざりしかども、今はの時にまなりぬれば、さすが心にやかへられけん、あの幼きものはと問ひ給へば、

乳母抱いて参りたり。少將膝の上におき、髪かきなで、涙をはらはらと流いて、あはれ汝七歳にならば、男になして君へ参らせんとこそ思ひしか、されども今はいひがひなし。若し不思議に命生きておひ立ちたらば、法師になつて、我が後の世をよくとぶらへよとぞの給ひける。未だ稚き御心に、何事をか聞き分き給ふべきなれども、打ちうなづき給へば、少將殿を始めまゐらせて、母上北の方乳母の女房、その座に並み居給へる人々、皆袖をぞぬらされける。福原の御使、今夜鳥羽まで出でさせ給ふべき由を申す。少將幾程も延びざらんものゆゑに、今夜ばかりは、都の内にて明さばやとの給へども、御使如何にも叶ふまじきよしを、頻に申す間、力及び給はず、その夜鳥羽へぞ出でられける。宰相あまりの物憂さに、今度は乗りも具せられず、少將ばかりぞ出だされたる。同じき二十二日、少將福原へ下り着き給ひたりしかば、入道相國、備中の國の住人妹尾の太郎兼康に仰せて、備中の國へぞ流されける。兼康も宰相のかへり聞き給はんする所を恐れて、いたう厳しうも當り奉らず。道すがらもやう／＼にいたはりなぐさめ参らせけれども、少將は少しも慰み給ふ心地もし給はず、夜晝只佛の御名をのみ唱へて、父の事を祈られける。新大納言は、備前の兒島におはしけるを、預りの武士難波の次郎經遠是は船づき近うて、悪しかりなんとや思ひけん、地へわた



し奉り、備前備中の境庭瀬の郷、有木の別所といふところにぞ置き奉る。備中の瀬の尾と、有木の別所との間は、其間五十町に足らぬ所なれば、少将そなたの風もなつかしうや思はれけん、或時兼康を召して、是より父大納言殿の御渡あんなる、有木の別所とかやへは、如何程の道ぞと問ひ給へば、兼康すぐに知らせ奉つては、悪しかりなんとや思ひけん。片道十二三日と申す。その時少将涙をはらくと流いて、日本は昔は三十三箇國にてありしを、中比六十六箇國には分けられたんなり。さいふ備前備中備後も、本は一國にてありけるなり。又東に聞ゆる出羽陸奥の國も、始は六十六郡が一國なりしを、十二郡に割き分つて後こそ、出羽の國とは立てられたんなれ。されば實方の中將の、奥州へ流されし時、當國の名所、あこやの松を見んとて、國の内を尋ね廻るに、尋ね兼ねて、既に歸らんとし給ひけるが、道にて或老翁に行きあうたり。中將老翁の袖をひかへて、や、御邊はふるいものとこそ見れ、當國の名所あこやの松や知つたると問ふに、全く國の内には候はずと申す。さては汝知らざりけり。今は世末になつて、國の名所をも、はや呼び失ひてけるにこそとて、空しう歸らんとし給ひけるを、老翁中將の袖をひかへて、あはれ君は、

みちのくのあこやの松に木がくれて出づべき月のいでもやらぬか

「實方中將二條天皇の御代に成和と目論の末歌枕見たまぬれと云はれ陸奥守に任ぜられたる人。」  
「阿古屋松今山形縣山形市千歳山にありきと傳ふ。」

「腹赤景行天皇筑紫行幸の折肥後國宇土郡長濱に源云其後聖武天皇御時天平十五年正月十四日奉宰府より是を奉りける節會に供年毎の節會に供するべき由定置きたるなり元日に是を供す運參ならば七日に供す。海路三十里云々。十五里と云ふこと未だ考へず江次第等とあり行程遅ありと

といふ歌の意を以て、當國の名所、あこやの松とは御尋ね候ふか。それは昔兩國が一國なりし時、詠み侍んべる歌なり。十二郡割き分つて後は、出羽の國にや候ふらんと申しければ、さらばとて、實方の中將も、出羽の國に越えてこそ、あこやの松をば見てんげれ。筑紫の太宰府より都へ腹赤の使の上るこそ、徒路十五日とは定めたんなれ。既に十二三日と申すは、是よりほとんど鎮西へ下向ござんなれ、遠しといふとも備前、備中、備後の間は、兩三日にはよも過ぎじ。近いを遠う申すは、父大納言殿の御わたりあんなる所を、成經に知らせじとてこそ申すらめとて、其後は戀ひしけれども、問ひたまはず。

十一 新大納言死去

さる程に、法勝寺の執行俊寛僧都、丹波の少將成經、平判官康頼、これ三人をば、薩摩瀨、鬼界が島へぞ流されける。件の島へは都を出て遙々と多くの波路を渡いて行く所なれば、おぼろげにては船も通はず、島には人稀なりけり。おのづから人はあれども、色黒くして牛の如し。身には頻に毛生ひつゝ言ふ事をも聞き知らず。衣裳なれば、人にも似ず、男は烏帽子もせず、女は髪をもさげず、食する物もなければ、只



殺生をのみ先とす。しづが山田をかへさねば、米穀の類もなく、園の桑をとらざれば、絹布の類もなかりけり。島の中には高き山あり、とこしなへに火燃え、硫黄といふもの充ち満てり。かるがゆゑにこそ、硫黄が島とは名づけたれ。雷常に鳴り下り鳴り上り、麓には雨しげく一日片時も、人の命の生きてあるべき様もなし。新大納言は、少しもくつろぐこともやと、待れけれども、子息丹波の少將も亦、薩摩湯、鬼界が島へ流されぬと聞いて、今は何をか期すべきとて、出家の志の候ふよしを、便につけて、小松殿へ申されたりければ、法皇へ伺ひ申して御免なりけり。頓て出家したまひぬ。榮花の袂を引きかへて、うき世をよそに墨染の袖にぞやつれ給ひける。さる程に、大納言の北の方は、都の北山、雲林院に忍うでおはしけるが、さらぬだに住みなれぬ所は物憂きに、まして忍ばれければ、過ぎ行く月日もあかしかね、暮し煩ふさまなりけり。宿所には女房、侍多かりけれども、或は世を恐れ、或は人目をつゝむ程に、問ひとぶらふ者一人もなし。中にも、源左衛門の尉信俊といふ侍ばかりこそ、なさけあるものにて、常はとぶらひ奉るも、或時北の方信俊をめして、まことや是には備前の兒島におはしけるが、この程聞けば、有木の別所とかやにまします由聞ゆなり、如何にもしてはかなき筆の跡をも奉り、御返事をも今一度見ばやと思ふはいかに、との給へば、信

俊、涙をはらはらと流いて、我幼少の時より、御憐を蒙つて、召され参らせし御聲の耳に止り、いさめられ参らせし御詞の肝に銘じて、忘るゝことも候はず。西國へ御下り候ひし時も、御供仕るべく候ひしかども、西八條殿より許されなければ、力及び候はず。今度は、假令如何なる憂き目にも遭ひ候へ、御文賜つて参り候はんと申しければ、北の方なめならず悦び、やがて書いてぞ給でんげる。若君姫君も、面々に御文あり。信俊是を賜つて、遙々と有木の別所に尋ね下り、先づ預の武士難波の次郎經遠に、此由案内言ひ入れたりければ、經遠御志のほどを感じて、やがて、御見参にぞ入れてんげる。大納言入道殿は、只今しも、都の事をのみの給ひ出して、深く歎き沈んでおはしける所へ、京より信俊が参つて候ふと申しければ、大納言起き上り、それは夢かやうつか、是へ是へとぞ召されける。信俊御側近う参つて、見奉るに、先づ御住居所の物憂さはさる御事にて、墨染の御袖を見奉るにぞ、目もくれ心も消えてぞ覺えたる。さてしもあるべき事ならねば、北の方の仰蒙つし次第、こまなくと語り申し、御文取り出して奉る。是をあけて見給ふに、水莖の跡は涙にかきくれて、そこはかとは見えねども、稚き人々の餘に戀ひ悲ませ給ふ有様、我身も盡させぬ物思に堪へ忍ぶべうもなしなど書かれたれば、口比の戀しさは、事の數ならずとぞ悲み給ひ







「風俗其折く二  
隨ふ義、催馬樂  
は諸物、諸國よ  
り内裏へ御調物  
をばこぶ者、其國  
里の俗、其國  
て催馬樂といふ  
一邸正節及京都本  
亭と云きたり。

物語どもし給ひて後、小夜もやうくふけ行けば平家の繁昌する有様を見るに、嫡子重盛、次男宗盛左右の大将にてあり、やがて三男知盛、嫡孫維盛もあるぞかし。彼も此も次第にならば、他家の人いつ大将に當りつくべしとも覺えず。されば終のことなり、出家せんとその給ひける。藤藏人、涙をばらりと流いて、君の御出家候は、御内の上下皆惑者となり候ひなんす。重兼こそ珍しき事を案じ出して候へ。そもく安藝の嚴島をば、平家のなのめならず崇め敬ひ申され候ふ。御参り候へかし。彼の社には内侍とて、優なる舞姫共多う候ふなれば、珍しう思ひ参らせて、もてなし参らせ候はんすらん。扱て内侍ども何事の御祈誓やらんと尋ね申し候は、ありのまゝにぞ仰せられ候ふべし。一七日ばかり御参籠あつて、さて御下向の時、宗徒の内侍一兩人、都まで召し具せられ給ひて候は、定めて入道相國の西八條の邸へぞ参り候はんすらん。入道は極めて物めでし給ふ人なれば、然るべきはからひもあぬと覺え候ふと申しければ、徳大寺殿、是れこそ思ひ寄りざりつれ。さらば参らんとて、俄に精進始めつ、嚴島へぞ参られける。實にも優なる舞姫共多かりけり。抑々當社へは、我等が主の平家の公達こそ御参り候ふに、是こそ珍しき御参にては候へとて、宗徒の内侍十餘人、付き添ひ奉まつり、夜晝様々にもてなしたてまつる。さて内侍ども、何事

「風俗其折く二  
隨ふ義、催馬樂  
は諸物、諸國よ  
り内裏へ御調物  
をばこぶ者、其國  
里の俗、其國  
て催馬樂といふ  
一邸正節及京都本  
亭と云きたり。

の御祈誓やらんと尋ね申たりければ、大将を人に越えられて、その祈のためなりとぞ宣ひける。一七日籠らせ給ひて、風俗し、催馬樂うたはる。舞樂も三箇度までありけり。さて御下向の時、宗徒の内侍十餘人、船をしたて、一日路送り奉る。徳大寺殿、餘に名残惜しきに、今日路送り参らせたりければ、徳大寺殿あまりに名ごり惜しきに今日路二日路との給ひて、都までめし具せらる。徳大寺の邸へ入れさせおはしまし、様々にもてなし、様々の引出物たうぞ歸されける。さて内侍どもこれまで参りたらんするに、我等が主の西八條へ参らであるべきかとて、入道相國の邸へぞ参じたる。入道やがて出で合ひ、對面なつて、いかに内侍共は、何事の列参ぞやと問はれければ、徳大寺殿の嚴島へ御参り候ふなるが、我等が船をしたて、一日路送り参らせてさふらへば、あまりに名残惜しきに、今日路二日路と仰せられて、是まで召し具せさせ給ひて候ふと申す。入道、さて徳大寺は、何の祈あつて、嚴島へは参られけるやらんと問はれければ、大将を人に越えられて、その祈のためなりとこそ仰せられ侍りつれ、と申しければ、其時入道大に打ちうなづいて、王城にさしも、靈佛靈社の幾らもましましけるをさし置いて、淨海が崇め奉る安藝の嚴島まで、遙々と参られけるこそいとほしけれ。それ程に切ならん上はとて、嫡子重盛、内大臣の左大将にてましま



「はつらひ京都本にハカリゴトとあり。」

「御加行」決釋分と名く又四善根位とも云ふ。四善根とは一に儒善根二に顯善根三に忍善根四に世第一法是なり。百日の間一八禮づゝ三時務むるなり。  
「灌頂」結縁灌頂と傳法灌頂とあり此處は傳法灌頂なり。

「天王寺」第三十二代用明天皇二年丁未聖德太子建立。  
「五智」とは大日如來の成就し給ふ五種の智、法界智、平等性智、妙觀察智、成所作智等是なり。  
「五瓶」地火風空の五大或は青黃赤白黒の五色を表す智水は四大海水に代へたる麗水なり。  
「中間法師」在家の人中頃より出家せるもの。  
「早尾」サウビのサウをソオにヒをイに轉じたるなり。  
「弩砲のこと」武備志に詳なり。

しけるを辭せさせ奉り、次男宗盛、中納言の右大將にておはせしを越えさせて、徳大寺を左大將にぞなされける。あはれげにも賢きはからひかな。新大納言は、かやうの謀をばし給はで、よしなき謀反起いて、我身も子孫も滅びぬるこそうたてけれ。

### 十三 山門滅亡

さる程に法皇は、三井寺の公顯僧正を御師範として、眞言の秘法を傳授せさせたまひて、九月四日の日、三井寺にて御灌頂あるべき由聞えしかば、山門の大衆憤り申しけるは、昔より御灌頂御授戒當山にして遂げさせまします事先規なり。就中、山王の化導は、授戒灌頂のためなり。然るを今三井寺にて遂げさせ給はば、寺をば一向燒き亡ほすべき由申しければ、法皇、こは無益なりとて、御加行ばかり御結願ありて、御灌頂をばし召し召し止まらせたまひけり。さりながらもなほ御本意なればとて、公顯僧正を召し具しつゝ、天王寺へ御幸なつて、五智光院を建て、かめ井の水を五瓶の智水として、佛法最初の靈地にてぞ、傳法灌頂をばしつひに遂げさせましましたける。山門のいさどほりによつて、三井寺にて御灌頂はなかりしかども、山門には、堂衆學匠、不快の事出で來て、合戦度々に及ぶ。毎度に學侶打ち落さる。山門の滅亡、朝家の御

大事とぞ見えし。堂衆といふは、學匠の所從なりけるが、重部の法師になりたるや、若しは中間法師ばらにてもやありけん。一年、金剛壽院の座主、覺尋權僧正治山の時、三塔に結番して、夏衆と號して、佛に花參らせし者どもなり。然るを近年、行人とて、大衆をも事ともせず、かく度々の軍に打ち勝ちぬ。堂衆等師主の命を背いて、既に謀反をくわだつ。大衆、速に討討すべきよし、公家へ奏聞し、武家に觸れ訴ふ。是によつて入道相國院宣を承つて、紀伊國の住人湯淺の權の守宗重以下、畿内の兵二千餘人、大衆にさし添へて堂衆を攻めらる。堂衆日比は東陽坊にありけるが、是を聞いて、近江の國三箇の庄に下向して、又數多の勢を率し登山して、早尾坂に城廓を構へてたてこもる。九月二十日の辰の一點に、大衆三千人、官軍二千餘人、都合其勢五千餘人、早尾坂に押し寄せて、関をどつとぞつくりける。城のうちより石弓はずしかけたりければ、大衆官軍、數を盡いて討たれにけり。大衆は官軍を先立てんとす。官軍は又大衆を先立てんと争ふ程に、心々になつて、はかくしうも戦はず。堂衆にかたらふ惡黨といふは、諸國の竊盜、強盜、山賊、海賊等なり。慾心熾盛にして、死生不知の奴原どもなりければ、我一人と思ひ切つて戦ふ程に、今度も又學匠軍に負けにけり。其後は山門いよいよ荒れ果て、十二禪衆の外は、止住の僧侶稀なり。



「四教藏教、通教、別教、圓教を云ふ。天台にては此の四を以て一法華圓教を以て最極とす。五時とは釋尊一代の釋教たるなり。五期とは阿含時、方等時、般若時、法華涅槃時を云ふ。此の時に於て釋尊それぞれ所掲の經文を説かれたるなり。

「三諦」とは空、假、中の三なり。此の者の一にして空も空ならず即假なり假も即心中道なりと一心三觀を談ずること。

「六時」一日を六時に分つ長朝、日中、日没、初夜、中夜、後夜。

「竹林精舎」天竺の五精舎の一。竹林、大林、誓多

林、舎那蘭陀寺を云ふ。

「退凡下乘」云々靈鷲山にある二つの卒都婆。内なるは退梵外なるは下乘。西域記九に云ふ如來の御垂垂五十二多御居靈鷲山。説法華經。阿含時。釋尊の類。沙羅王。爲人徒。故。龍。至。峯。峯。石。谷。谷。岩。編。石。步。長。五。六。里。中。路。有。二。卒。都。婆。謂。下。乘。即。王。至。此。徒。行。以。て。進。む。一。を。退。梵。と。謂。ふ。即。簡。凡。人。不。令。同。往。其。山。頂。下。乘。は。王。の。馬。車。より。降。る。義。なり。其。處。に。ある。卒。都。婆。を。云。ふ。なり。退。梵。は。凡。人。を。退。く。る。義。なり。下。乘。は。山。下。に。ある。故。に。山。中。に。あり。故。に。内。と。云。ふ。

「阿耨多羅三藐三菩提」

谷々の講筵磨滅して、堂堂の行法も退轉す。修學の窓を閉ぢ、坐禪の床を空しうせり。四教五時の春の花もにははず、三諦即是の秋の月も曇り。三百餘歳の法燈をかゝぐる人もなく、六時不斷の香の煙も絶えやしにけん。堂舎高く聳えて、三重の構を青波の内挿み、棟梁遙に秀で、四面の椽を白霧の間に懸けたりき。されども今は供佛を峯の嵐にまかせ、金容を紅漣に濕し、夜の月、燈を掲げて、軒の隙より洩り、曉の露、珠を垂れて、蓮座の裝をそふとかや。それ末代の俗に至つては、三國の佛法も次第に衰微せり。遠く天竺に佛の跡をとぶらふに、昔、佛の法を説き給ひし竹林精舎、給孤獨園も、此比は虎狼野干のすみかとなつて礎のみや残るらん。白鷺池には水絶えて、草のみ深く繁れり。退凡下乘の卒都婆は、昔のみむして傾きぬ。震旦にも天台山、五臺山、白馬寺、玉泉寺も、今は住侶なき様に荒れ果て、大小乗の法文も、箱の底にや朽ちにけん。我が朝にも、南都の七大寺荒れ果て、八宗も九宗も跡絶え、愛宕、高尾も昔は堂塔軒を並べたりしかども、一夜の中に荒れ果て、天狗のすみかとなり果てぬ。さればにや、さしもやんごとなかりつる天台の佛法も、治承の今に及んで亡びはてけるにや、心ある人の歎き悲まぬはなかりけり。何者のしわざにやありけん、離散しける僧の坊の柱に、一首の歌をぞ書きつけける。

祈りこしわがたつ柳のひきかへて人なき峯と荒れやはてなん  
 是は昔、傳教大師當山草創のはじめ、阿耨多羅三藐三菩提の佛達に、祈り申させ給ひし事を、今思ひ出で、詠みたりけるにや、いとやさしうぞ聞えし。八日は薬師の日なれども、南無と唱ふる聲もせず。卯月は垂跡の月なれども、幣帛を捧ぐる人もなく、あけの玉垣神さびて、しめ繩のみや残るらん。

十四 善光寺炎上

其の比、又、信濃の國、善光寺炎上の事ありけり。かの如來は、昔、中天竺舍衛國に五種の惡病起つて、人僧多く亡びしとき、月蓋長者が致請によつて、龍宮城より閻浮檀金を得て、佛、目蓮長者心を一として、鑄現し給へる一ちやくしゆはんの彌陀の三尊、三國無雙の靈像なり。佛滅度の後、天竺に止まらせ給ふ事五百餘歲。されども佛法東漸の理にて、百濟國に移らせ給ひて、一千歳の後、百濟の帝聖明王、我が朝の欽明天皇の御宇に及んで、此の國に移らせ給ひて、攝津の國難波の浦にして、月日を送らせ給ひけり。常に金色の光を放たせおはします。かるが故に、年號をば金光と號す。同じき三年三月に、信濃の國住人麻績の本田善光、都へのぼり如來にあひ奉り、







「宇豆」はめ詞殿なり、廣前は神前。「羽林」少將の唐名。「沙彌」梵語にて小僧の稱、十戒を持して大僧の弟子となるもの。「三業」身、口、意の三業。「三門」天台にては法、報、應の三身を立つ。「東方淨瑠璃王」藥師如來なり、醫王とは諸病を治するを以つてなり。如來未だ菩薩たりし時十二の大願を發せし中第七願に衆病悉除の事あり。藥師經に見ゆ。「補陀落寧波府定海縣」あり、南方にある山、觀音の座し給ふ淨土所。大明統一志に見ゆ。「四無畏者」四佛大衆中に説法あるに一切無所畏あり。一に一切智無所畏、二に漏盡無所畏、三に説法無所畏、四に説法無所畏。長壽の禮拜、袖を連ね、幣帛禮奠を捧ぐることを暇なし。忍辱の衣を重ね、覺道の花を捧げて、神殿の床を動し、信心の水をすまして、利生の池をたへたり。神明納受し給はば、諸願何ぞ成就せざらん。仰ぎ願はくは、十二所權現、各利生の翼を並べて、遙に苦界の空にかけり、左邊の憂を休めて、速に歸洛の本懐を遂げしめ給へ、再拜とぞ、康賴祝詞をば申しける。

「光を和げ云々」淨土を捨て苦界の人間を救はん爲め和光同塵の神と顯はれ給ふ義。「定業云々」普門品の釋なり、觀音の誓は定りたるわざばひもなく又能く轉ずとなり。妙藥大師の釋文なり。

「龍神」八部の一、八部とは天、龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、摩睺羅、二十八部觀音經

十六 卒都婆流

さる程に、二人の人々、常は三所權現の御前に通夜する折もありけり、或夜通夜して、終夜今様謠はれけるが苦しさに、ちと打ちまどろみたりつる夢に、沖より白帆掛けたる小船を、一艘汀へ向いて漕ぎ寄せ、船の中より紅の袴着たりける女房達、二十三人浴にあがり、鼓を打ち、聲を調へて、萬の佛の願よりも、千手のちかひぞたのもしき。枯れたる草木も忽に、花さき實なるとこそ聞けと、おしかへし〜三返謠ひすまして、搔き消すやうにぞ失せにける。康賴入道打驚き、奇異の思ひをなして、如何様にも是は龍神の化現と覺え候ふ、三所權現のうち、西の御前と申し奉るは、本地千手觀音にておはします。龍神は又、千手の二十八部衆の、其一にてましますれば、以て











「李廣隴西成紀の  
人漢の武帝の天  
漢二年に匈奴と  
戦ふ事七十餘回  
奴號曰漢飛將  
軍二十餘歲也」

雁書とも云ひ雁札とも又名づけられ。あなむざん、蘇武の譽の跡なりけり。胡國に未だあるにこそとて、今度は李廣といふ將軍に仰せて、百萬騎を向けらる。今度は漢の戦ひ強くして、胡國の軍敗にけり。味方戦ひ勝ちぬと聞えしかば、蘇武は曠野の中より這ひ出で、是こそ古の蘇武よとなれる。片足なき身となつて、十九年の星霜を送り、輿にかゝれて舊里へ歸り、蘇武は十六の年、胡國へ向けられし時、帝より下したまはつたりける、旗をば巻いて、身を放たず、何としてかは持つたりけん、此十九年間、今又取り出して、帝へ參らせたりければ、君も臣も感嘆斜ならず。蘇武は君の御爲に大功雙なかりしかば、大國數多たまはりて、其上、典屬國といふ司を下されけるとぞ聞えし。李少卿は胡國に留つて、終にかへらず。如何にもして漢朝へ歸らばやは歎きけれども、胡王許さねば力及ばず。漢王是をば夢にも知り給はず、李少卿は不忠なる者ぞかして、はかなくなれる二親が尸を掘り起いて打たせらる。李少卿此由を傳へ聞いて、怨深うぞなりにける。さりながらも猶故郷や戀しかりけん、不忠なきよしを一巻の書に作つて、漢朝へ送つたりければ、さては不忠なかりし者をとて、父母が尸を打たせられけることのみ、悔しみ給ひけり。漢家の蘇武は、書を雁の翼につけて舊里へおくり、本朝の康頼は、浪の便に歌を故郷へ傳ふ。彼は一筆のすさみ、

此は二首の歌、彼は上代、此は末代、胡國、鬼界が島、境を隔て、世々はかはれども、風情はおなじ風情、ありがたかりし事どもなり。

平家物語卷一一終



卷三

一 赦文

「朝親の行幸」仙洞  
春秋の行幸なり。

「彗星」日本紀和名抄等にはハ、キボシとあり。漢書註に光芒參々々如掃とあり。杜預曰彗所ニ以除舊布新也。とされば彗星の出現を革新の象となすなり。百練抄七日條云寅刻彗星見ニ聖光之由奏問云々。「赤氣」彗星の光力盛にして赤色に見ゆればなり。「蚩尤氣」わざわひの氣なり昔黃帝蚩尤氣と戦ひし時彗星出づよりて名づく。

治承二年正月一日の日、院の御所には拜禮行はれて、四日の日朝親の行幸ありけり。何事も例に變りたる事はなけれども、去年の夏、新大納言成親の卿、以下近習の人々、多く流し失はれしこと、法皇其の御憤未だ止まず、されば世の政事をも、萬物憂く思しめて、御快からぬ事どもにてぞ候ひける。太政の入道も、多田の藏人行綱が告げ知らせを奉つて後は、君をも一向御宥きことに思ひ參らせ、上には事なきやうにはし給へども、内々は用心して、苦笑ひてのみぞ候はれる。七日の日、彗星東方に出づ、蚩氣とも申す。又赤氣とも申す。十八日光を益す。入道相國の御女建禮門院その時は未だ中宮の御方と聞えさせ給ひしが、御惱とて、雲の上、天が下の歎にてぞありける。諸寺に御讀經始り、諸社へ官幣使を立てらる。陰陽術を極め、醫家薬を盡し、大法秘法一として残る所なう修せられけり。されども御惱たゞにも渡らせ給はず。御懷妊とぞ聞えし。主上は今年十八、中宮は二十二にならせ給ふ。然れども皇子も姫宮も未だ出來させ給はず。若し皇子御誕生あらば、如何にめでたからんと、平家



の人々も、只今皇子御誕生あるやうに申して勇み喜びあはれけり。他家の人々にも平氏繁昌折を得たり、皇子御誕生、疑ひなしとぞ申し合はれける。御懐妊定らせ給ひしかば、入道相國、有驗の高僧貴僧に仰せて、大法秘法を修し、星宿、佛菩薩に告げて偏に皇子御誕生とのみ祈誓せらる。六月一日の日、中宮御着帯ありけり。仁和寺の御室守覺法親王は、急ぎ御参内あつて、孔雀經の法を以て御加持あり。天台座主覺快法親王、寺の長吏圓慶法親王も、同じう参らせ給ひて、變成男子の法を修せられけり。かゝりし程に、中宮は月の重るに随つて、御身を苦しうせさせ坐します。一度笑めば百の媚ありけん、漢の李夫人、照陽殿の病の床もかくやと覺え、店の楊貴妃、梨花一枝春の雨を帯び、芙蓉の風に萎れつゝ、女郎花の露重げなるより、猶痛はしき御様なり。かゝる御惱の折節に合せて、こはき御物氣ども數多取り入れ奉る。神子明王の縛にかけて、靈顯れたり。殊には讃岐の院の御靈、宇治の悪左府の御憶念、新大納言成親の卿の死靈、西光法師が惡靈、鬼界か島の流人どもの生靈なんぞ申しける。是に依つて、生靈をも死靈をも宥めらるべしとて、先づ讃岐の院の御追號あつて、崇徳天皇と號し、宇治の悪左府、贈官贈位行はれて、太政大臣正一位を贈らる。勅使は少内記維基とぞ聞えし。件の墓所は大和國添上の郡、河上の村般若野の五三味なり。保元

「守覺法親王」後白河院の宮御母は建春門院なり

「梨花一枝」長恨歌の句

「神子」巫なり、よりを立ると云うて心なき童に白き帷を着せ、してを切りけりて祈れば神は其童にのりうつりて有無を云ふなり

「明王の縛」不動明王なり明王の不動素は惡魔邪道を戒めぬ爲めなり五大尊あれども

「明王とばかり云ふは不動なり」崇徳院尊號官下の事愚管抄には治承三年安元元年七月二十九日とあり

「早良」光仁天皇の皇子延暦十三年佐伯の今毛人を寵用せし件にて廢立せられ、同十九年七月追尊

「井上」光仁天皇の皇后他戸親王の生母、儲位争ひり天皇を呪詛せ太子と共に廢せられ幽囚中、幾す、後早良親王と同時を追尊

「冷泉院」天皇の物狂、狂言花柳、古事談等に見ゆ即位後一日神器を祝人とせられたる事などあり。在位僅に二年

「花山院」道兼に計られ通世、元方とは關係なし

「元方」鎌足八代の孫文章博士藤原菅繼の子、母は

の秋、掘り起して捨てられし後は、死骸、道の邊の土となつて、年々に唯春の草のみ繁れり、今勅使尋ね来て、宣命を讀みければ、亡魂尊靈や如何に嬉しと思しけん。されば早良の廢太子をば崇徳天皇と號し、井上の内親王をば皇后の式位に復す。是皆怨靈を宥められし策とぞ聞えし。怨靈は昔もかく怖しかりし事どもなり。冷泉院の御物狂しうまし、花山の法皇の十善の帝位をすべらせ給ひしは、元方の民部卿が靈なり。又三條の院の御目も御覽せられざりしは、寛算供奉が靈とかや。門脇の宰相、かやうの事どもを傳へ承つて、小松殿に向つて申されけるは、今度中宮御産の御祈様々に候ふなり。何と申すとも、非常の赦に過ぎたる程の事、有るべしとも覺え候はず。中にも境界が島の流人どもの、召し還されたらん程の功德善根、何事か候ふべきと申されたりければ、大臣父の禪門の御前におはして、あの丹波の少將がことを、門脇宰相あながちに嘆き申すが不惑に候ふ。殊更中宮御惱の由承り、及ぶべくんば、成親卿が死靈など聞えて候ふ、大納言が死靈を宥めんと、思しめさんにつけては、生きて候ふ少將を召しこそ歸され候はめ。人の思ひをやめさせ給はゞ、思しめすことも叶ひ、人の願を叶へさせましますば、御願も則ち成就して、御産平安、皇子御誕生なつて、家門の榮花愈々盛に候ふべしと申されければ、入道相國、日比より事の外に和



石見守氏江の女  
結姫なり村土  
天皇の更衣とな  
りて廣平親王を  
生む元方私にめ  
皇太子ならしめ  
安子(師輔の女)  
子なし幾程もな  
くして皇后皇子  
を生む冷泉天皇  
皇位に立ち給ふ  
後三ヶ月にして  
元方絶望して憤  
死しきされば  
冷泉天皇の物狂  
はしくおはし  
は元方の崇なり  
にも見ゆ。大鏡  
にも見ゆ。

三條院冷泉院第  
二の皇子御母は  
兼家の女、在位  
五年一心におは  
らで御製は  
讓位後眼病にて  
御詠なり。

寛算僧賢静の事  
なり。供奉とは  
内供本僧官な  
り。大極殿にて  
講經の時内供奉  
の事延喜式に此  
禁中供奉の僧

なり。大鏡云  
算供奉の御物  
他に現はれて申  
しけるは云々。

「天鏡」天竺にては  
摩羅と云ふ  
殺者善事を討  
殺し智慧の命を  
殺すもの。

「波旬」法花音義  
に正しくは波旬  
夜と言ふ此には  
悪者と云ふとあ  
り。

「雜式」サフシキの  
フを吞んでツと  
發音す。

「禮紙」書状を卷き  
包みたる白紙な  
り。

いて、俊寛や、康頼法師が事は如何にと宣へば、それも同じうは召しこそ歸され候は  
め。若し一人も残されたらんは、中々罪業たるべう候ふと申されたりければ、入道相  
國、康頼法師が事はさることなれども、俊寛は随分入道が口入を以て、人となつた  
者ぞかし。それに所しもこそ多けれ、我山庄、鹿の谷に寄り合ひて、謀反の企てのあ  
りけんなれば、俊寛が事は思ひも寄らずとぞ宣ひける。大臣歸つて、叔父の宰相を呼  
び出しまゐらせて、少將ははや赦免なるべきにて候ふぞ、御心安う思し召され候へと  
申されたりければ、宰相世にもうれしげにて、手を合せてぞ悦ばれける。下り候ひし  
時も、是程の事などや申し受けざらんと、思ひたりげにて、教盛を見候ふ度毎には、  
涙を流し候けるが、不惑に存じ候ふとぞ申されける。大臣、子は誰とても悲しければ、  
よく／＼申し候はんとて入り給ひぬ。さる程に、鬼界が島の流人どもの召し還さるべ  
き事定りしかば、入道相國の敎文書いてぞたうでんげる。御使既に都を立つ、宰相餘  
の嬉しさに、御使に私の使を添へてぞ下されける。夜を盡にして急ぎ下れとありしか  
ども、心に任せぬ海路なれば、波風を凌いで下る程に、都をば七月下旬に出でたれど  
も、長月二十日比にぞ、鬼界が島には着きにける。

二足摺

御使は丹左衛門の尉基康といふ者なり。急ぎ船よりあがり、是に都より流され給ひ  
たる丹波の少將成経、平判官康頼入道殿やおはすと、聲々にぞ尋ねける。二人の人  
人は、例の熊野詣してなかりけり。俊寛一人ありけるが、是を聞いて、餘に思へば夢  
やらん又天魔波旬の、我心を誑さんといふやらん、現とも更に覺えぬものかなと  
て、走るともなく倒るゝともなく、急ぎ使の前に行き向つて、是こそ流されたる俊寛  
よと、名乗り給へば、雜色が頸に懸けさせたる文袋より、入道相國の敎文を取り出て  
奉る。是をあけて見給ふに、重科は遠流に免ず、早く歸洛の思をなすべし。中宮御  
産の御祈によつて、非常の赦行はる。然る間、少將成経、康頼法師、赦免とばかり書  
かれて、俊寛といふ文字はなし。禮紙にぞあるらんとて、禮紙を見るにも見えず、奥  
より端へ讀み、端より奥へ讀みけれども、二人とばかり書かれて、三人とは書かれず。  
さる程に、少將や、康頼法師も出で來り、少將の取つて見るにも、康頼法師が讀み  
けるにも、二人とばかり書かれて、三人とは書かれざりけり。夢にこそかゝることは  
あれ。夢かと思ひなさんとすれば、現なり、現かと思へば、又夢の如し。其上二人の



人々の許へは、都より言傳てたる文ども、幾らもありけれども、俊寛僧都の許へは、事問ふ文一つもなし、されば我が縁の者は、皆都の内に跡を止めずなりにけるよ、と思ひ遣るにも覺束なし。抑々我等三人は、罪も同じ、配所も同じ所なり。如何なれば赦免の時、二人は召し還されて、一人爰に残るべき。平家の思ひ忘れかや、執筆のあやまりか、こは如何しつる事どもぞやと、天に仰ぎ地に伏して、泣き悲めども甲斐ぞなき。僧都、少將の袂にすがり、俊寛が斯様になるといふも、御邊の父、故大納言殿の、よしなき謀叛の故なり、されば他所の事と思ひ給ふべからず。赦されなければ、都までこそ叶はずとも、せめては此船に乗せて、九國の地まで着けて給べ、各々是におはしつる時こそ、春は燕、秋は田の面の雁の音づる、やうに、おのづから故郷の事をも傳へ聞きつれ、今日より後何としてかは聞くべきとて悶え焦れ給ひけり。少將誠にも、御有様を見参らせ候に、更に行くべき空も覺え候はず。此船に打ち乗せ奉つて、上りたくは候へども、都の御使、如何にも叶ふまじき由を頻に申す。その上御救されもなきに、三人共に島の内を出でたり、など聞え候は、中々悪しう候ひなんす。成經先づ罷り上つて、人々にもよき様に申し合せ、入道相國の氣色をも伺ひ、迎に人を

「總解」後拾遺、別、連紫舟まどとなくは涙なりけり。小夜姫、秋明天皇三十七年八月に大伴の狭手産新羅を攻めに渡り別を悲みて夫のふり死す仍て其いふ則社あり明神とて誰の神もなししらぬ松浦の沖を本に大伴の沖を提比古とあり佐萬葉第九山上憶真一遠つ人まつ

奉らん。其程は日頃おはしつるやうに、思ひなして待ち給へ、何と申すとも命は大切のことにて候へば、假令此瀬にこそ洩れさせ給ひ候ふとも、一度はなにか赦免なうては候はざるべきと、やう／＼に慰め宣へども、僧都堪へ忍ぶべうも見え給はず。さるほどに、船出すべしとて聞ぎければ、僧都船に乗つては下りつ、下りては乗りつ、あらまし事をぞし給ひける。少將の形見には、夜の衾、康頼入道が形見には、一部の法華經をぞ留めける。既に纏解きて船押し出せば、僧都綱に取りつき、腰になり脇になり、丈の立つまでは引かれて出づ。丈も及ばずなりければ、僧都船に取りつき、さて如何に各々俊寛をば、終に捨て果て給ふか、日頃の情も今は何ならず、せめてこの船に乗せて、九國の地までと、口説かれけれども、都の御使、如何にも叶ひ候ふまじとて、取り付き給ひつる手を引きのけて、船をば終に漕ぎ出す。僧都せん方なきに洛にあがり、倒れ伏し、稚きもの、乳母や母などを慕ふやうに足摺をして、これ乗せて行け、具して行けと宣ひて、をめき叫び給へども、漕ぎ行く船の習ひにて、跡は白波ばかりなり。未だ遠からぬ船なれども、涙に暮れて見えざりければ、僧都高所に走り上つて、沖の方をぞ招ぎける。かの松浦小夜姫が唐船を慕ひつ、領巾振りけんも、是には過ぎじとぞ見えし。さる程に船も漕ぎ隠れ、日も暮るれども、僧都あやし



の臥處へも歸らず、波に足打ち洗はせ、露に萎れて、其夜は其處にてを明しける。さりとも、少將は情深き人なれば、能き様に申す事もやと、たのみを懸けて、其瀬に身を投げざりし心の中こそはかなけれ。昔早離速離が、海巖山へ放たれたりけんがなしみも、かくやとぞ覺えたる。

三 御産の巻

さる程に、二人の人は鬼界が島を出で、肥前の國鹿瀬の庄にぞ着き給ふ。宰相、京より人を下いて、年の内は波風も烈しう、道の間も覺束なう候へば、春になつて上られ候へとありしかば、少將鹿瀬の庄にて年を暮す。さる程に、同じき十一月十二日の寅の刻より、中宮御産の氣ましますとて、京中六波羅ひしめきあへり。御産所は六波羅池殿にてありければ、法皇も御幸なる。關白殿を始め奉つて、大政大臣以下の卿相雲客、すべて世に人と數へられ、官加階に望を懸け、所帯所職を帶する程の人の、一人も漏るゝはなかりけり。先例も、女御、后、御産の時に臨んで大赦ありき。大治二年九月十一日の日、待賢門院御産の時、大赦行はるゝ事ありけり。今度も其例たるべしとて、非常の大赦行はれて、遠流の輩多く赦されける中に、此の俊寛僧都一人、

「早離速離」考證補云早離即離は觀音勢至の因位なりと。觀音菩薩淨土本緣經に出たり。但し此經古くより偽造なりとす用ふるに足らず云々とあり。又早利速利の兄弟繼母の爲めに海巖山に棄てられし故事天竺にありと云す。へども定かならず。

「待賢門院」鳥羽院の御后後白河の御母后公實卿の女。

「九月十一日」諸本に九月一日とある非なり正節及び京都本正し歴史等皆然り。

「八幡」山城國履喜郡男山に鎮坐、比叅大神の三坐を祭る。清和天皇貞觀元年行教の奏請により宇佐に準じて立てらる。

「平野」山城國葛野郡大北山村平野にあり。今木久賣の古神を祭る。賣源平高階大江又云へり。初め大和の後宮にありしを延暦十三年此地に移さる。

「大原野」山城國乙訓郡大原野にあり。文德天皇仁壽二年春日を勤神とし給へり。藤原氏の祖神なれば延喜式外の人社なれども氏人に尊崇せらる。

「五條大納言」鎌足十二代の孫從五位上佐馬頭盛國男。

「七佛藥師」善名稱如來、消除病患如來、生滅苦惱如來。

赦免なかりけることこそうたてけれ。御産平安、皇子御誕生あらば、八幡、平野、大原野などへ、行啓あるべきよし御立願あり。至玄法印承つて、是を敬白す。神社は伊勢太神宮を始め奉つて、二十餘箇所、佛寺は東大寺、興福寺、以下十六箇所へ御誦經あり。御誦經の御使には、宮の侍の中に有冠の輩是を勤む。平紋の狩衣に帶劍したる者どもが、いろゝの御誦經物、御劍、御衣を持ちつゝいて、東の臺より南庭をわたつて、西の中門に出づ、めでたかりし見物なり。小松の大臣は、例の善惡に、騒ぎ給はぬ人にておはしければ、遙に日たけて後、嫡子權亮少將維盛、以下の公達たちの車ども遣り續させ色々の御衣四十領銀劔七つ廣蓋に置かせ、御馬十二匹引かせて參らせ給ふ。是は寛弘に上東門院御産の時、御堂殿の御馬參らせられし其例とぞ聞えし。そも此の大臣と申すは中宮の御兄にておはしける上、取りわき父子の御契なれば、御馬參らせ給ふも道理なり。又五條の大納言國綱の卿も、御馬二匹進んせらる。志の至か徳の餘かとぞ、人申しける。猶、伊勢より始め奉つて、安藝の嚴島に至るまで、七十餘箇所へ神馬を立てらる。内裏にも寮の御馬に四手附けて、數十匹引き立てたり。仁和寺の御室、守覺法親王、孔雀經の法、天台座主覺快法親王は、七佛藥師の法、寺の長吏圓慶法親王は、金剛童子の法、其外五大虚空藏、六觀音、一字金輪五



「金剛童子法」本  
地大目利帝母  
金剛童子は金胎  
兩部也中一字に  
制多伽中一字に  
よるなり。或は  
こうきやうとも  
云ふ是は然怒の  
面として覺降  
伏するなり。制  
多伽は善を司る  
なり上に慈悲な  
起す。

「五大虚空藏」五大  
は地水火風空を  
表す虚空藏は北  
方の本主本地大  
日五大虚空藏滿  
福滿智慧滿能滿  
とて四佛あり。

「六觀音」千手、十  
馬頭、順正、正  
云ふ、南方の本  
主大慈悲深甚の  
意を以て本誓を  
顯す。

「金輪五壇」金輪は  
四輪王五壇の法  
は四王と中央と  
五壇なり、五大

壇の法、六字加輪、八字文殊、普賢延命に至るまで、残る所なく修せられけり。護摩の煙、御所中に滿ちて、鈴の音雲をひ々かし、修法の聲、身の毛よだつて、如何なる御物氣なりとも、何面を向ふべしとも見えざりけり。猶佛所の法印に仰せて、御身等身の薬師、並に五大尊の像を造り始めらる。かゝりしかども、中宮は隙なくしきらせ給ふばかりにて、御産も頼に成りやらず。入道相國、二位殿、胸に手を置いて、こはいかゞせん、くゞとぞあきれ給ふ。人の物申しけれども、只免もかくも、善きやうに善きやうとばかりぞ宣ひける。淨海、軍の陣ならば、是程までは憶せじものをとぞ後には宣ひける。御験者には、房覺、昌運、兩僧正、俊堯法師、豪禪、實全、兩僧都、各僧侶の句ども上げ、本寺本山の三寶、年來所持の本尊達、責の伏せく、揉まれければ、誠にさこそはとおぼえて、尊かりける中に、をりふし法皇は、新熊野へ御幸なるべきにて、御精進の序なりけるが、錦帳近く御座あつて、千手經を打ち上げく遊されけるにぞ、今一際事替つてさしも躍り狂ひける御神子どもが縛も暫く打ち静めけり。法皇仰なりけるは、假令如何なる御物氣なりとも、この老法師が、かくて候はんする所へ、いかでか近づき奉るべき。就中、今顯る、所の怨靈は、皆我が朝恩を以て、人と成つたる者ぞかし。假令法者の心をこそ存せずとも豈障碍を爲すべきや。速に罷り

尊は降三世明王  
軍荼利夜叉、大  
威徳、金剛夜叉、  
不動、一字金輪  
佛頂尊に向ひて  
祈禱する法。

「六字加輪」千手觀  
音に向ひて六字  
の眞言を唱ふる  
修法。

「八字文殊」正しく  
は文殊師利と云  
ふべし普賢と一  
對の菩薩にて常  
ありて知恵を司  
る。一字、八、五  
八字、一書、五  
書、兒等種々の  
文珠あり。

「普賢延命」修法の  
名、普賢菩薩に  
延命の徳あれば  
普賢延命菩薩と  
も云ふ、此の菩薩  
に對して延命の  
祈禱を修する  
法。

「東方朝漢武帝の  
時の人仙術を得  
たり。

「桑の弓」男子出生  
の時する儀式、  
禮記第八内則篇  
にあり左傳には

退き候へとて、女人生産し難からん時に臨んで、邪魔遮障して、苦忍び難からんには、心をつくして大秘呪を稱誦せば、鬼神退散して、案樂に生せんとあそばして、皆水晶の御珠數を挿ませ給へば、御産平安のみならず、皇子にてこそましくけれ。本三位の中將重衡の卿、その時は未だ中宮の亮にておはしけるが、御産の中よりつと出で、御産平安、皇子御誕生候ふぞやと、高らかに申されたりければ、法皇を始め奉つて、太政大臣以下の卿相雲客、各助修、數輩の御験者、陰陽の頭、典樂の頭、すべて堂上堂下、一度にあつと悦びあへる聲は、門外までもどよみて、暫しは静りもやらざりけり。入道相國嬉しさのあまりに、聲を上げてぞ泣かれける。悦泣とは是をいふべきにや。小松の大臣は、急ぎ中宮の御方へ參らせ給ひて、金錢九十九文、皇子の御枕に置いて、天を以ては父とし、地を以ては母と定め給ふべし。御命は方士東方朔が齡を保ち、御心には天照太神入り替らせ給へとて、桑の弓、蓬の矢を以て、天地四方を射させらる。

### 四 公卿揃

御乳には、前の右大將宗盛の卿の北の方と定められたりしかども、去ぬる七月に、



桃の弧。蓬の矢  
あり又漢儀に  
は余の矢とあ  
り

「こしき」大原よ  
り来る。飯を炊  
ぐ具古は瓦にて  
造れり。授氣と  
音通なれば御胞  
衣帯らぬやうと  
て落すなり。

「稻麻竹草」物の  
義。たちこみたる

「放つて正簡及京  
都本」拂つてと  
あり放つての方  
よろし。

「反閉」神拜の時す  
る法なり。

難産をして失せ給ひしかば、平大納言時忠の卿の北の方、帥のすけ殿、御乳には参らせ給ひて、後には帥の内侍とぞ人申しける。法皇懸て還御なる、門前に御車を立てられたり。入道相國嬉しさのあまりに、砂金一千兩、富士の綿二千兩、法皇へ進上せらる。是又然るべからずとぞ人申しける。をかしかりしは入道相國のあきれさま、めでたかりしは小松の大臣の振舞、本意なかりしは前右大將宗盛の卿の最愛の北の方に後れ給ひて、大納言大將兩職を辭して籠居せられし事、兄弟共に仕出あらば、如何にもめでたからん。今度の御産、笑止數多あり。先づ法皇の御驗者、次に后御産の時、御殿の棟より飯を轉すことありけり。皇子御誕生には南へ落し、皇女誕生には北へ落すを、是は北へ落されたりければ、人々如何にと騒ぎ取り上げ、落し直されたりしかども、猶悪しきことにぞ人申しける。次に七人の陰陽師参つて、千度の御穢仕る。その中に、掃部頭時晴といふ老者あり。所従なんども乏少なりけるが、餘りに人多く参り集ひ、たかななをこみ、稻麻竹葦の如し、役人ぞ開け候へとて、大勢の中を押し分け、参る程に、いかはしたりけん、右の脊を踏み脱がれて、其處にてちつと立休ふまに、冠をさへ衝き落されて、さばかんの砌に東帯正しき老者が、擧放して練り出でたりければ、若き公卿、殿上人は耐へずして、一度にとつとぞ笑はれける。陰陽

師なんといふは反閉とて、足をもあだに踏まずとこそ承れ。其外不思議共いくらもありけども、其時は何とも覺えあはせられざりけるが、後にこそ思ひ合する事どもは多かりけり。御産に依つて、六波羅へ参らせ給ふ人々、關白松殿、太政大臣妙音院、左大臣大炊の御門、右大臣月の輪殿、内大臣小松殿、左大將實定、源大納言定房、三條の大納言實房、五條の大納言國綱、藤大納言實國、按察使資方、中の御門の中納言宗家、花山の院の中納言兼雅、源中納言雅頼、權中納言實綱、藤中納言資長、池の中納言頼盛、左衛門の督時忠、別當忠親、左の宰相の中將實家、右宰相中將實宗、新宰相の中將通親、平宰相教盛、六角の宰相家通、堀川の宰相頼定、左大辨の宰相長方、右大辨の三位俊經、左兵衛の督重孝、右兵衛の督光能、皇太后宮の大夫朝方、左京の大夫長教、太宰の大貳親宣、新三位實清、以上三十三人、右大辨の外は直衣なり。不參の人々には、花山の院の前の太政大臣忠雅公、大宮の大納言隆季の卿、以下十餘人、後日に布衣着して、入道相國の西八條の邸へ、向はれけるとぞ聞えし。

### 五 大塔建立

「御修法の結願に  
は勳賞ども行

日數經にければ、中宮は六波羅より内裏へ歸り参らせ給ふ。入道相國いかにして此



の後の御腹に皇子誕生あれかし、位に即け参らせて、夫婦共に外祖父外祖母と、仰がれんと願はれけるが我が崇め奉る嚴島へ申さんとて、月詣せられけるに、中宮やがて御懷妊なつて、御産平安、皇子御誕生こそめでたけれ。抑平家嚴島を、信じ始められけることを、如何にといふに、清盛公未だ安藝の守たりし時、安藝の國を以て、高野の大塔修理せられけるに、渡邊の遠藤六郎頼方を、雜掌に附けられて、六年に修理畢んぬ。修理畢つて後、清盛高野へ登り、大塔拜み奉つて、奥の院へ参られけるに、何處より來るともなく、白髮なる老僧の、眉には霜を垂れ、額に浪を疊んで、鹿杖の二跨なるにすがつて出で給ひけるが。此の僧、何となう物語をぞしたりける。それ我山は、昔より密宗をひかへて退轉なし。天下に又も候はず。大塔既に修理畢り候ひぬ。それにつき候ひては、越前の氣比の宮と、安藝の嚴島は、兩界の垂跡にて候ふが、氣比の宮は榮えたれども、嚴島はなきが如くに荒れ果て、候。あはれ同じうは、此序でに奏問なつて修理せさせ給へかし。沙汰にも候は、官加階は天下に肩を並ぶる者、又もあるまじきぞとて立たれける。此老僧の居給へる所に、異香則ち薫じたり。人を附けて見せらるゝに、三町ばかりは見え給ひて、其後は掻き消すやうにぞ失せ給ひぬ。是凡人にあらず、大師にておはしけりと愈々たつとく覺えて、娑婆世界の思出なるべ

「はる。仁和寺の御室は東寺修造せらるべきなり。後七日の御修法大元の法並に灌頂興行せらるべき由仰せらる。御弟子圓真法印になさる。座主の宮は二品並に牛車の宣旨を申させ給ふを御室支へ申させ給ふに、僧都法印になさる。其の外勳賞とも杖擧に暇あらずとぞ聞えし。以上間之物として正節には別巻に記せる爲め落したり。」

「大塔、十六丈の寶塔、大日、千手、二十八部藥師、十二神等の佛像を現す。」

「氣比の宮、大日本聖地觀音。」

「大師」弘法大師

「八尊の中尊」胎金の「大日」なり。

しとて、高野の金堂にて曼陀陀を書れけるが、西曼陀陀をば、常明法印といふ繪師に書かせらる。東曼陀陀をば、清盛書かんとて、自筆に書かれけるが。八葉の中尊の寶冠をば、如何思はれけん、我頭の血を出して、書かれけるとぞ聞えし。その後都へ登り、院参して、此由を奏聞せられたりければ、君も臣も感嘆斜ならず、猶任延べられ、嚴島をも修理せらる。鳥居を立て替へ、社々を造り替へ、百八十間の廻廊をぞ造られける。修理畢つて後、清盛嚴島へ参り、通夜せられる夢に、御寶殿の中より鬘結ひたる天童の出で、汝この劍を以て、朝家の御かためたるべしとて、銀の蛭巻したる小長刀を賜はる、といふ夢を見て、覺めて後見給へば、現に枕上にぞ立つたりける。さて大明神御託宣なつて。汝知れりや忘れりや、或聖を以て言はせし事は、但し悪行あらば、子孫までは叶ふまじきぞとて、大明神上らせ給ひけり。ありがたかりし事どもなり。

### 六 頼 豪

白河の院の時、京極の大殿の御女、后に立ち給ふ事ありけり。賢子の中宮とて、御最愛ありけり。主上いかにもしてこの後の御腹に、皇子誕生あらまほしう思しめして、

「賢子」六條右大臣藤原の女、極久白の養女、延久三年太子宮に入



「阿闍梨」善見律第一音義に云く「又云軌範書譯に於て善法中之阿闍梨」と云く「一階」一階して僧正になること。

其頃三井寺に、有驗の僧と聞ゆる頼豪阿闍梨を召して、汝如何にもして此後の御腹に皇子誕生祈り申せ、願成就せば、所望は請に依るべしと仰せ下さる。頼豪安いほどの御事に候して急ぎ三井寺へかへりまゐつて、肝膽をくだいて祈りければ、中宮やがて百日の中に御懷妊なつて、承保元年十二月十六日、御産平安、皇子御誕生こそ目出度けれ。主上斜ならず御感なつて、頼豪阿闍梨を内裏へ召して、さて汝が所望は如何に仰せければ、三井寺に戒壇建立のよしを奏問す。一階僧正などの事をも、申さんするかとこそ思し召しつるに、是こそ存の外の所望なれ。今汝が所望を達せば、山門憤つて世上も静なるべからず、凡そ皇子誕生あつて、祚を繼がしめんも、海内無爲を思し召す御故なり。兩門共に合戦せば、天台佛法亡びなんすとして聞し召しも入れざりけり。頼豪こは口惜しき事こそあんなれとして、急ぎ三井寺に走り歸つて、干死せんとす。主上大に驚かせ給ひて、江帥匡房の卿、其時は未だ美作の守と聞えしを御前へ召して、汝は頼豪に師壇の契あんなれば行いて拵へて見よと仰せければ、畏り承つて、急ぎ三井寺へ走せ参り、頼豪阿闍梨が宿坊へ尋ね行いて、勅定の趣、仰せ含めんとすれば、以の外にふすばうたる持佛堂に立て籠り、怖しげなる聲して、天子には戲の言葉なし、綸言汗の如しとこそ承つて候へ。是程の所望叶はざらんに於ては、い

「綸言汗の如し」易

の漢の卦に曰く九五は漢する大と汗の如し其大に號す朱子の附録に曰く汗出當敬如汗出千毛百竅中逆出來て這箇の不出づ不不會反。

かさまにも、我祈り出し奉つたる皇子なれば、取り奉つて、魔道へこそ行かやらんめとて、終に對面もせざりけり。美作の守歸り参つて此由奏聞せられければ、主上御歎斜ならず、頼豪終に干死に死にけり。さる程に皇子御惱つかせ給ひて、打ち臥させ給ひしかば、様々御祈どもありけれども、叶ふべしとも見えざりけり。白髮なる老僧の錫杖を以て、常は皇子の御枕に在むと、人の夢にも見え、幻にも又立ちけり。怖しなんども思ひなり。承暦元年八月六日の日、皇子御年四歳にて、終に薨れさせ給ひぬ。敦文の親王是なり。主上大に御嘆あつて、其頃又山門に、有驗の僧ときこえし、西京の座主良信大僧正、その時は未だ圓融坊の僧都と聞えしを、内裏へ召して、こは如何にと仰せければ、何時も左様の御願な、我が山の力にてこそ成就することでは候へ。されば九條の右丞相師輔公も、慈惠大僧正に御契り申させ給ひてこそ、冷泉院の皇子をば生み参らせ給ひしか、やすい程の御事候ふとて、急ぎ山門に歸り登つて、百日、肝膽を摧いて祈りければ、中宮聽て百日の中に御懷妊なつて、承暦三年七月九日の日、御産平安、皇子御誕生こそ目出度けれ。堀川の天皇是なり。怨靈は、かく昔も怖しかりし事どもなり。されば今度さしもめでたく、御産に非常の大赦行はれたりといへども、この俊寛僧都一人、赦免なかりけるこそうたてけれ。去程に同じき年の



十二月八日の日、皇子東三條にして東宮に立たせたまふ。傳には小松の内大臣、大夫には池の中納言頼盛の卿とぞきこえし。さる程に今年も暮れて、治承も三とせになりけり。

七 少將の都還

正月下旬に、丹波の少將成経、平判官康頼入道、二人の人々は、肥前の國鹿瀬の庄を立つて、都へとは急がれけれども、餘寒も未だ烈しう、海上も痛く荒れければ、浦づたひ島づたひして、二月十日比にぞ、備前の兒島に着き給ふ。それより父大納言殿の御わたりあんなる、有木の別所と云ふ所に尋ね行いて見給へば、竹の柱、舊りたる障子などに書き置き給ひつる筆のすさびを見給ひて、あはれ人の形見には、手跡に過ぎたるものぞなき。書き置き給はずば、いかでか是を見るべきとて、康頼入道と二人讀みては泣き、泣いては讀む。安元三年七月二十日の日出家、同じき二十六日信俊下向とも書かれたり。さてこそ源左衛門の尉信俊が、参りたるをも知られられ。傍なる壁には三尊來迎あり、九品往生疑なしとも書かれたり。此形見を見給ひてこそさすが欣求淨土の望もおはしけりと、限りなき歎の中にも、聊頼もしげには見給ひけり。

「三尊來迎」の陀勢至觀音の死者を迎へ來ること。

「九品往生」淨土に往生する行因に九等の優劣あり此の優劣によりて往生に九等の差別を生ず上品上生、上品中生、上品下生、中品上生、中品中生、中品下生、下品上生、下品中生、下品下生是なり。

「行道」左右に分れて各々右繞左繞する定なり佛邊を圍繞する作法。  
「過去精靈」死者の精靈佛性を云ふ。

れ。其墓を尋行いて見給ふに、松の一村ある中に、甲斐々々しう壇の築いたることもなく、土の少し高き所のありければ、少將其に向ひ袖掻き合せ、生きたる人に物を申す様に、泣々掻き口説いて申されけるは、遠き御守とならせおはしましたる事をば、島にても幽に傳へ承つて候ひしかども、心に任せぬ憂き身なれば、急ぎ参ることも候はず、成経かの島へ流されて、後の便なき、一日片時人の命の生きてあるべき様はなかりしかども、さすが露の命の消え遣らで、此二年を送うて、今召し還さる、嬉しさも、さる事にては候へども、父大納言殿のまさしう、此世に渡らせ給はんのみ、見参らせても候はゞこそ、さすが命の長き甲斐も候はめ、是までは急がれつれども、今日より後は急ぐべしとも覺えずとて、掻き口説いてぞ泣かれける。誠に存生の時ならば、大納言入道殿こそ、如何にとも宣ふべきに、生を隔てたる習ひほど、口惜しかりけることはなし。苦の下には誰か答ふべき。唯嵐に騒ぐ松の響ばかりなり。其夜は康頼入道と二人、墓の廻を行道し、明けければ新しう壇築き、釘ぬきさせ、前に假家造り、七日七夜が間念佛申し、經書いて、結願には大きな卒都婆を立て、過去精靈、出離生死、證大菩提と書いて、年號月日の下には、孝子成経と書かれたれば、賤山がつの心なきも、子に過ぎたる實なしとて、袖を濡らさぬはなかりけり。年去り年